出席委員 関口委員長、岸本副委員長

茂内委員、山田委員、山上委員、吉田委員

佐藤 (一) 議長

欠席委員 なし

説 明 者 伊藤学び育成部長、宮崎子育て支援課長、野呂技幹、徳江主幹、加藤副主幹、秋庭副主幹、 木下副主幹、赤井副主幹、加藤主査

芝崎学び推進課長、横山副主幹、佐野主査

大八木スポーツ課長、門脇主査、佐糠主査

三橋健康福祉部長、中澤福祉課長、千野副主幹、柏木主査、袴田主査

長岡高齢介護課長、佐野副主幹、仲手川副主幹、伊波主査、福岡主任主事

原田保険年金課長、山本主査、早乙女主査

大平健康づくり課長、一島技幹、原副主幹

## 案 件

## (付託議案)

- 1. 議案第50号 令和2年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2. 議案第51号 令和2年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3. 議案第52号 令和2年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4. 議案第53号 令和2年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5. 議案第54号 令和2年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

\_\_\_\_\_

# 令和3年9月14日 午前9時00分 開会

【関口委員長】 おはようございます。ただいまより決算特別委員会を開会いたします。

本日2日目になりますので、委員の皆様、よろしくお願いしたいと思います。

本日2日目は、学び育成部の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、執行部が入るまで暫時休憩いたします。

\_\_\_\_\_\_

#### 【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいまより2日目の学び育成部子育て支援課の決算審査に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

伊藤部長。

【伊藤学び育成部長】 皆様、おはようございます。これより学び育成部の令和2年度決算審査をお願いいたします。本年4月より機構改革により組織が改変されました。現行所管しております事業についての説明となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、子育て支援課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては、宮崎課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 宮﨑課長。

【宮﨑子育て支援課長】 おはようございます。それでは、子育て支援課が所管します令和2年度決算について説明させていただきます。説明につきましては、タブレット資料01-1の決算特別委員会説明資料に基づいて行わせていただきますので、よろしくお願いします。また、母子保健事業や母子予防接種事業などの事業実績をまとめた令和2年度保健事業について、決算資料の後26ページ以降に添付させていただいておりますので、ご参照ください。

なお、組織の見直しに伴い、令和2年度に保育・青少年課が所管していた事業費のうち保育に関連する3つの事業費については、子育て支援課に変更になっており、当該事業費の資料の備考欄にその旨を表示しております。また、新型コロナウイルス感染症に関連して令和2年度の実施事業も増えておりますので、例年より説明時間が長くなるかと存じますが、何とぞご容赦くださいますよう合わせてよろしくお願いいたします。

それでは、決算書につきましては、73ページから76ページにかけてご覧ください。3款民生費2項児 童福祉費1目児童福祉総務費でございます。タブレットの資料は2ページをご覧ください。職員給与費 につきましては、健康子ども部長を含む子育て支援課10人分と保育・青少年課9人分、合わせて19人分 の給料、職員手当等及び共済費でございます。

特定財源でございますが、下の表をご覧いただきまして、まず歳入番号①、決算書は37、38ページの特別児童扶養手当事務取扱委託金15万9,588円です。国の制度で県が実施主体の特別児童扶養手当の各種申請届出事務を町が行っていることに対する国からの委託金で、令和2年12月末現在の特別児童扶養手当受給権者86人分と手当額改定4人分でございます。

次に、歳入番号②、決算書は39、40ページの市町村移譲事務交付金419万8,937円は、財政課において 説明した県からの交付金で、児童福祉施設の設置認可や認可外保育施設の届出等に係る経由事務に対す る内容として2,000円を充当しております。

続いて、歳入番号③、決算書は39、40ページの新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金838万円は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止策や児童福祉施設、障害福祉サービス事業所等の支援等について、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施できるよう創設された国の交付金により県が実施する補助金で、補助基準額は児童福祉施設等については1か所当たり50万円、障害福祉サービス事業所等は同じく38万円で、補助率は10分の10でございます。保育所や児童クラブ、子育て支援センター、ひまわり教室等の感染防止対策等の消耗品や修繕、備品、消毒作業に係る時間外勤務手当等の必要経費について、補正予算により対応したもので、職員給与費においては、ひまわり教室の消毒作業に係る職員の時間外勤務手当に1万771円を充当しております。

次に、歳入番号④、決算書は47、48ページの児童発達支援給付費等負担金1,974万9,032円は、児童発達支援事業所であるひまわり教室の年間利用者24人に係る障害児通所給付費と利用者負担金でございます。ひまわり教室を担当する子育て支援課職員の給料へ834万1,151円を充当いたしました。このほかに児童発達支援事業費の特定財源として、1,140万5,821円と児童福祉事務経費の中のひまわり教室に関わ

る普通旅費に2,060円と充当しております。

以上の特定財源の充当額合計851万3,510円を支出済額から差し引いた1億4,739万9,656円が一般財源 でございます。

次に、資料3ページ、子育て支援事業費でございます。子育て支援センターにおいて、育児不安や子 育てについての相談、利用者支援事業を実施するとともに、ファミリー・サポート・センターによる会 員相互の育児援助活動の支援、乳児家庭全戸訪問や養育に関する助言、指導が必要な家庭を専門相談員 が訪問する養育支援訪問事業等を実施し、子育てに関する情報提供と育児不安の解消、児童虐待の防止 に努めました。報酬、職員手当等共済費及び旅費は、養育支援訪問を行う子育て支援相談員や乳児家庭 全戸訪問を行う助産師や保健師の会計年度任用職員へ報酬や期末手当、交通費等を支給したものでござ います。需用費の消耗品費は、先ほど職員給与費で申し上げた新型コロナウイルス感染症対策として、 子育て支援センターやファミリー・サポート・センターで使用する飛沫感染防止のためのデスクスクリ ーンや室内換気用のサーキュレーター、不織布マスクや消毒液などを購入したもので、修繕料は、子育 て支援センターのエアコンの基盤交換修繕を行ったものでございます。委託料と使用料及び賃借料の内 訳は、備考欄に記載のとおりでございます。備品購入費は、乳児家庭全戸訪問で使用するベビー体重計 2台の買換えと、新型コロナウイルス感染症対策として子育て支援センターの3階の入り口にAI顔認 証体温検知ソリューションシステムを設置するとともに、空気清浄機を購入したものでございます。償 還金利子及び割引料は、令和元年度の子ども・子育て支援交付金精算に伴う国庫返納金でございます。 子育て支援センターの令和2年度利用者数は2,722人、相談件数は560件でした。また、ファミリー・サ ポート・センターの2年度末時点での会員登録者数は合計で1,070人で、元年度末より31人の減となっ ております。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、支援センターの利用を時間単位での予約制と し、1利用単位時間当たり5組までと制約をさせていただいたことから、利用者数が元年度より5,799 人の減と大幅に減少しております。一方で、ファミリー・サポート・センターの利用件数は、元年度よ り244件の増となっております。

特定財源ですが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、子ども・子育て支援交付金4,660万4,000円と、1行飛ばしまして、歳入番号③、決算書は39、40ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金の3,394万円は、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的に、対象となる事業ごとに交付要綱に基づき算定される補助基準額に対し、国、県それぞれ負担率3分の1、新型コロナウイルス感染症対策による利用率免除等の特例分については、国が10分の10の負担率で交付されたものでございます。

充当額につきましては、乳児家庭全戸訪問を行う会計年度任用職員の報酬や子育て支援センター及びファミリー・サポート・センターの委託料に、国、県それぞれ充当額欄に記載の金額を充当いたしました。このほかに母子保健コーディネーターの給料等で保健衛生総務費の職員給与費や保育環境充実事業費などに充当しております。

次に、歳入番号②、決算書は35、36ページの児童虐待DV対策等総合支援事業費国庫補助金130万 2,000円は、児童虐待防止対策に係る国の市町村相談体制整備事業として非常勤の心理担当職員を配置 していることについて、国の基準額に対して補助率2分の1で交付されたもので、子育て支援相談員の 報酬と共済費、旅費に充当しております。また、歳入番号④、決算書は39、40ページの新型コロナウイ ルス感染症緊急包括支援交付金838万円は、先ほど職員給与費で申し上げた内容により国の補助基準額に対して補助率10分の10で交付されたもので、148万9,000円を消耗品費と備品購入費に充当しております。特定財源を除いた一般財源は2,379万3,536円でございます。

続いて、資料の4ページ、地域子育で環境づくり支援事業費につきましては、地域全体で子育でを支援する環境づくりを推進するため、子育で支援に関する事業等を行う団体に対して30万円を限度に援助するもので、備考欄記載のとおり、小谷こどもカフェ運営委員会と279 s m i 1 e 湘南の2団体に対して補助を行いました。

充当している特定財源は、歳入番号①、決算書は39、40ページ、市町村事業推進交付金で、交付率は2分の1でございます。収入済額77万2,000円のうち5万3,000円を不登校サポートネットワーク事業への補助分に充当しております。その他の一般財源は12万2,311円でございます。

次に、資料の5ページ、児童福祉施設維持管理経費につきましては、町内9か所の児童の遊び場に設置している遊具の維持管理を行ったもので、修繕料は、大塚児童遊び場に設置しているブランコの留め 具の腐食や外周フェンスの破損と、第六天神社境内に設置している滑り台の階段部分の腐食が進んでいたことから、緊急な対応が必要と判断し、予備費充用により修繕を行ったものでございます。委託料は、遊具点検を専門業者に委託して行ったもので、全額一般財源でございます。

続いて、資料の6ページ、小児医療費助成事業費です。小児が病院等を受診した際に支払う医療費の保険診療分の自己負担額を助成したもので、通院、入院ともにゼロ歳から中学校3年生までを対象としており、令和2年度につきましてはゼロ歳を除いて所得制限が適用されております。助成金額は、扶助費の欄に記載の1億1,525万3,463円で、前年度と比べて約3,009万円の減となっております。対象者及び助成件数につきましては、備考欄記載のとおりでございます。扶助費以外の支出につきましては、消耗品費は、医療証用の用紙代と令和3年度からの所得制限廃止に伴う新規申請者への申請書送付返信用の封筒代、印刷製本費は、医療証郵送用窓付封筒の印刷代、通信運搬費は、医療証等の郵送代、手数料は、国保連合会等による審査支払いに対する手数料、委託料は、令和3年度からの所得制限廃止に伴う小児医療システムの改修委託料、使用料及び賃借料は、小児医療システムの借上料を支払ったものでございます。不用額の理由は、備考欄記載のとおりでございます。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えと思われる傾向により、助成した件数、扶助費の額共に前年度を大幅に下回っており、事業費全体として4,700万円余りの不用額という状況でございます。

特定財源でございますが、まず歳入番号①、決算書は39、40ページになりますが、小児医療費助成事業補助金1,937万円は、神奈川県の小児医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は3分の1でございます。

続いて、歳入番号②、決算書は47、48ページの小児医療費助成金高額療養費返戻金27万1,543円は、 町が助成した医療の一部負担金のうち高額療養費に相当する額について、医療保険者から返戻金として 収入したものでございます。同じく決算書47、48ページの歳入番号③、小児医療費助成金過誤請求今年 度返還金5,867円は、過誤請求に係る医療機関からの返還金でございます。

以上、①から③の特定財源の充当額合計1,964万7,410円を除いた一般財源は、1億302万7,703円でございます。

続いて、資料7ページ、ひとり親家庭等医療費助成事業費は、ひとり親家庭の父または母や児童が医療機関にかかった場合に医療費の保険診療分の自己負担額を助成し、生活の安定と自立支援を行ったもので、助成金額は扶助費の欄に記載の2,284万4,129円でした。対象者及び助成件数については、備考欄記載のとおりでございます。扶助費以外の支出につきましては、医療証用の用紙代の消耗品費と医療証更新に伴う郵送のための通信運搬費、国保連合会等による審査支払いに対する手数料でございます。小児医療費助成事業費と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えと思われる傾向により、助成件数、扶助費の額ともに前年度を大幅に下回っており、事業費全体では520万円余りの不用額という状況でございます。

特定財源ですが、歳入番号①、決算書は39、40ページのひとり親家庭等医療費助成事業補助金1,069 万4,000円でございますが、神奈川県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する 県の補助金で、補助率は2分の1以内となっております。

次に、歳入番号②、決算書47、48ページのひとり親家庭等医療費助成金高額療養費返戻金28万9,312 円と歳入番号③、決算書は同じく47、48ページのひとり親家庭等医療費助成金過誤請求過年度返還金 315円につきましては、先ほどの小児医療費助成事業でご説明した歳入の返戻金や過年度返還金と同じ 趣旨の内容でございます。充当額の合計1,098万3,627円を除く一般財源は、1,244万860円でございます。 続いて、資料8ページ、児童発達支援事業費でございます。児童発達支援事業所であるひまわり教室 に係る経費で、就学前の発達に心配のある児童に対して日常生活における基本的動作の指導、集団生活 への訓練等を実施したものです。令和2年度は24人の児童が通園しました。報酬、職員手当等共済費、 旅費は、指導に当たる保育士や言語聴覚士、理学療法士などの会計年度任用職員の雇用に係る経費を支 出したものでございます。需用費及び役務費につきましては、教室の運営及び維持のための消耗品費、 光熱水費、電話料金、火災保険料などに加え、新型コロナウイルス感染症対策として、非接触型体温計 や消毒液のオートディスペンサー、消毒用アルコールなどの消耗品費の購入や、常時換気が可能となる よう既存外部サッシに網戸を取り付ける修繕を行ったものでございます。委託料は、教室の機械警備委 託とカーペットクリーニング委託、利用児童の歯科健診業務委託のための委託料を支払ったものでござ います。使用料及び賃借料は、秋の野外指導時の大型バス借上料を計上しておりましたが、新型コロナ ウイルス感染症の影響により中止とし、その後、会計年度任用職員の費用弁償に不足を生じたため、一 部を旅費へ予算流用しております。備品購入費は、保護者との面談時に事務所を間仕切るためのカーテ ン一式と園児の外出時に使用する子ども6人乗りの移動バギーを購入したものでございます。負担金補 助及び交付金は、職員の研修等負担金を計上しておりましたが、コロナ禍の影響で中止となり執行せず、 その後、通信運搬費に不足を生じたため一部予算流用しております。

特定財源でございます。まず、歳入番号①、決算書は39、40ページの新型コロナウイルス感染症緊急 包括支援交付金838万円は、先ほど職員給与費で申し上げた内容で、国の補助基準額に対して補助率10 分の10で交付されたものでございます。36万9,229円を消耗品費と修繕料に充当しております。

続いて、歳入番号②、決算書47、48ページの児童発達支援給付費等負担金1,974万9,032円も職員給与費でご説明した内容で、事業費全額から①の県支出金を除いた1,140万5,821円を充当しております。本事業の一般財源はございません。

続いて、資料の9ページ、特定不妊治療費助成事業費は、不妊治療のうち医療保険が適用されない特定不妊治療費の一部について県が実施している補助に上乗せする形で助成し、経済的負担の軽減を図ったものでございます。令和2年度は、上半期の支出状況を踏まえ、令和2年9月の補正予算(第6号)により56万6,000円の増としたものの、その後伸び悩み、助成件数は38件で、32万5,000円の執行残となりました。全額一般財源でございます。

続いて、資料の10ページ、不育症治療費助成事業費は、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる 不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ったものでございます。平成27年度の 制度開始から29年度まで申請がございませんでしたが、30年度から毎年度1件の申請があり、令和2年 度も1件2万3,000円を支出いたしました。全額一般財源でございます。

続いて、資料の11ページ、児童福祉事務経費でございます。報酬は、寒川町子ども・子育て支援事業計画の進行管理等をお願いしている子ども・子育て会議の開催に伴うものでございますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、書面開催で1回開催したことに伴う委員報酬でございます。旅費は、子育て支援事業、小児医療費助成事業、児童発達支援事業等に関わる会議や研修会、養成講座等への出席や療育の事業に係る職員の普通旅費として計上しておりましたが、児童発達支援関係の出張旅費の支払いが2件あったことに伴う支出でございます。

特定財源につきましては、歳入番号①、決算書47、48ページの児童発達支援給付費等負担金1,974万9,032円のうち2,060円を充当しております。

次に、資料の12ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費は、新型コロナウイルス感染症による家計への影響を考慮し、町の新型コロナウイルス感染症対策方針第2弾において、ひとり親家庭等に対し町プレミアム付共通商品券を対象児童1人につき2冊1万円分を無償配布することとし、令和2年6月補正予算(第4号)で必要経費を措置し、実施いたしました。また、同じく第5弾として、感染防止用マスクとマスクケース、育児用品カタログ、町長メッセージを令和2年4月28日以降今年3月末までに出生した子の保護者へ贈る出産お祝いパッケージ配布事業を行うこととし、本年3月の補正予算(第11号)で必要経費を措置の上始めたものでございます。需用費の消耗品費は、プレミアム付共通商品券の購入費用で、1,412冊分を支出したものでございます。不用額につきましては備考欄記載のとおりでございまして、出産祝いパッケージ配布事業に関しては、令和3年度繰越明許予算として現在執行中でございます。

本事業の特定財源としましては、歳入番号①、決算書は43、44ページのまちづくり寄附金7,626万1,241円のうち執行額全額に当たる423万6,000円を充当しております。

続いて、資料の13ページをご覧ください。2目児童措置費でございます。決算書は75、76ページをご覧ください。児童手当等事務経費は、児童手当や児童扶養手当等を支給するための事務経費で、会計年度任用職員の報酬と職員手当等、関係法令等の図書購入のための消耗品費、支払通知等の印刷製本費や郵送に伴う通信運搬費などを支出いたしました。不用額の理由は備考欄記載のとおりでございます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、児童手当の現況届を対面ではなく郵送で受け付けましたので、そのための返信用封筒購入費や郵送料が必要となったことから、消耗品費や通信運搬費の支出において予備費で対応させていただく部分がございました。また、委託料につきましても、当初予

算段階では詳細は明示されておりませんでした児童手当に係るマイナンバー情報連携体制の整備に伴う データ標準レイアウト改版に係るシステム改修について、6月15日から運用できる形で実施する必要が 生じたことから、予備費対応により実施いたしました。

財源充当でございますが、歳入番号①の子ども・子育て支援事業費補助金33万円は、今申し上げましたシステム改修委託料に対する国の補助金で、補助率は3分の2でございます。この補助金を除いた260万6,799円が一般財源でございます。

続いて、資料の14ページ、児童手当支給事業費は、児童手当法に基づき子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に児童手当を支給したものです。 支給件数は延べ7万3,392件でした。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページ、国庫支出金の児童手当負担金5億6,094万6,332円と歳入番号②、決算書37、38ページの県支出金の児童手当負担金1億2,246万1,832円は、児童手当法に基づき支給額のうち被用者に対する3歳未満の児童に該当する部分については、国が45分の37、県が45分の4の割合、それ以外の部分においては、国が6分の4、県が6分の1の割合で交付されたものでございます。

歳入番号③、決算書47、48ページの児童福祉費国庫負担金過年度収入72万8,000円と歳入番号④、決算書47、48ページの児童福祉費県費負担金過年度収入18万2,000円につきましては、令和元年度児童手当負担金の精算に伴う追加交付でございます。特定財源の合計額6億8,431万8,164円を除いた1億2,205万3,836円が一般財源でございます。

次に、資料の15ページをご覧ください。3目保育所費でございます。決算書は75ページから78ページ にかけてになります。保育環境充実事業費につきましては、認可保育所に委託して保育を実施するため の委託料や施設型給付の幼稚園等に対する給付費や補助金等を支出し、保育所等の設備及び運営基準の 維持、事業の充実や保育士の処遇改善、保育サービスの供給増加を図るとともに、令和元年10月から始 まった幼児教育・保育の無償化に伴う対象施設や保護者への施設等利用給付費等の支出により、保護者 の経済的負担の軽減を図りました。令和2年4月の保育所の利用状況につきましては、町内認可保育所 と認定こども園の保育所部分、家庭的保育事業、小規模保育事業を合わせた児童数として町外からの受 託児童も含めて724人、町在住で町外の保育所を利用している管外委託児童は31人という状況でござい ました。待機児童につきましては、令和2年4月現在では4人でしたが、令和3年4月現在では1人と いう状況でございます。委託料は、認可保育所への児童保育委託料で、町内4園、町外38園の認可保育 所へ支出したものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、備考欄記載の内容が主な支出 で、低年齢児受入れや延長保育、一時預かりなどに伴う運営費の補助や施設型給付の対象となる幼稚園 や認定こども園、小規模保育事業や家庭的保育事業を実施する事業者への教育・保育に対する補助、ま た大規模修繕や認定こども園化など施設の整備に対する補助などについて支出したものでございます。 償還金、利子及び割引料につきましては、令和元年度の子どものための教育・保育給付費国庫負担金等 の実績に伴う返納金でございます。

特定財源でございますが、全部で18件と数が多くなっておりますので、歳入番号と細節名によりご説明させていただきます。まず①の子どものための教育・保育給付費利用者負担金は、保育所利用者の保

育料で、全額委託料に充当しました。②と⑨の子どものための教育・保育給付費負担金は、国及び県か らの負担金で、認可保育所への委託料と施設型給付の対象となる幼稚園や地域型保育事業等に対する給 付費として充当いたしました。負担率は対象事業費に対して国が2分の1、県が4分の1でございます。 ③と⑩の子育てのための施設等利用給付費負担金は、幼児教育・保育の無償化により対象となる施設の 利用に伴って施設に支給する給付費に充当しており、負担率は対象事業費に対して国が2分の1、県が 4分の1でございます。④と⑫の子どものための教育・保育給付費補助金は、認定こども園への移行を 目指す町外の幼稚園における長時間預かりに対する国、県の補助で、補助率は国が2分の1、県が4分 の1でございます。⑤の子ども・子育て支援交付金と⑪の子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、 子育て支援事業のところでご説明したもので、一時預かりや延長保育、実費徴収に係る補足給付等に対 して充当しております。負担率はいずれも3分の1で、このほかに備考欄記載の内容で他事業に充当し ております。⑥の保育所等整備交付金と⑧の認定こども園施設整備費交付金は、寒川さくら幼稚園の認 定こども園化に伴う園舎建替工事のそれぞれ保育所部分、幼稚園部分に対する国の補助金で、補助率は いずれも2分の1でございます。⑦の保育対策総合支援事業費補助金は、地域型保育事業者の3歳児受 入れのための連携施設となっている特定教育・保育施設への連携支援コーディネーターの配置と新型コ ロナウイルス感染症対策として、保育所等が消耗品や備品を購入する経費に対する国の補助金で、補助 率は連携支援コーディネーターに係る分が対象額の2分の1、新型コロナウイルス感染症対策に係る分 は10分の10でございます。⑪の安心こども交付金事業費補助金は、さむかわ保育園の内装等大規模改修 工事への補助金に対する県の補助金で、補助率は対象事業費の2分の1でございます。このほかに幼児 教育・保育の無償化実施円滑化事業への補助として、幼児教育の無償化推進事務経費へ315万4,000円を 充当しています。③の子どものための教育・保育給付費施設型給付費等補助金は、施設型給付の対象と なる幼稚園を利用する児童の分に対する県の補助金で、補助率は対象となる給付費の26.2%相当額の2 分の1でございます。 ⑭の代替保育士雇用経費補助事業費補助金は、保育士がキャリアアップのための 研修を受講する際の代替保育士を雇用する経費に対する県の補助金で、補助率は補助基準額に基づく対 象事業費の4分の3でございます。 ⑤の保育緊急対策事業費補助金は、定員を超えて低年齢児の受入れ ができるよう、年度当初から配置基準を超えて配置する保育士の雇用経費や児童の健康管理のために看 護師等を雇用する経費への県の補助金で、補助率は補助基準額に基づく対象事業費の2分の1でござい ます。⑯の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、職員給与費のところでご説明したもので、 保育所等7施設の感染防止のための消耗品や備品等の購入等の費用に充てております。⑱の保育環境充 実事業債は、寒川さくら幼稚園の認定こども園化に伴う園舎建替工事に対する町補助分へ充当しており ます。これらの特定財源の充当額合計10億1,472万1,853円を除いた4億4,941万526円が一般財源でござ います。

続いて、資料の16ページをご覧ください。保育等事務経費は、保育業務に対する事務を円滑に行うための経費を支出したもので、報酬、職員手当等共済費は、保育コンシェルジュとして雇用した会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当、社会保険料負担金でございます。旅費は、職員の会議出席に伴う普通旅費、需用費の消耗品費は、参考図書を購入したもので、印刷製本費は、窓付封筒の印刷代でございます。役務費の通信運搬費は、保育料納付書や入所決定通知等の郵送料、手数料は、保育料の口座振替手

数料でございます。委託料は、保育料のコンビニ収納及びモバイルレジ、モバイルクレジット収納の代行委託料でございます。負担金補助及び交付金は、予定していた私立幼稚園教育研究県央大会が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため支出しませんでした。主な不用額の理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源ですが、歳入番号①の子ども・子育て支援交付金及び歳入番号②の子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、子育て支援事業費のところでご説明したもので、保育コンシェルジュの会計年度任用職員の報酬、職員手当等共済費へ充当いたしました。負担率はいずれも3分の1で、このほかに備考欄記載の内容で他事業に充当しております。充当額の合計192万1,000円を除いた162万7,308円が一般財源でございます。

続きまして、資料17ページ、幼児教育の無償化推進事務経費につきましては、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化事務を推進するために必要な経費を支出したもので、報酬は、無償化事務を処理するために雇用した会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、幼児教育・保育の無償化の事務に伴う職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員の期末勤勉手当、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料負担金を支出したものでございます。旅費は、会計年度任用職員の費用弁償と無償化事務に係る説明会や担当者会議等のための普通旅費を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により普通旅費の支出はございませんでした。役務費の通信運搬費は、幼児教育・保育の無償化事務に伴う郵送料でございます。不用額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

特定財源は、歳入番号①、決算書は39、40ページの安心こども交付金事業費補助金は、幼児教育・保育の無償化事務に対する県の補助金でございます。補助対象額の合計額に対する1,000円未満の端数を切り捨てた額で本事務経費の支出額全体に充当しており、一般財源は688円でございます。

続いて、資料の18ページをご覧ください。5目子育て世帯臨時特例給付費でございます。決算書は77、78ページをご覧ください。子育て世帯臨時特別給付金給付事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、児童手当の本則給付を受給している世帯に臨時特別給付金を支給したもので、職員手当等については、給付金支給事務に係る職員の時間外勤務手当、需用費の消耗品費は、支給事務に必要な物品及び申請書等の印刷用紙や受給拒否申出書の返信用封筒等を購入、印刷製本費は、案内通知用窓付封筒や支給決定通知の圧着はがきの印刷代を支出したものでございます。役務費の通信運搬費は、案内通知や支給決定通知の郵送代と受給拒否申出書の受取人払いの費用、手数料は、給付金の振込みに要する手数料でございます。委託料は、給付金支給のためのシステム構築や児童手当システムの改修に伴う委託料の支出でございます。負担金補助及び交付金は、対象児童1人当たり1万円を対象となる子育て世帯に支給したものでございます。

特定財源につきましては、歳入番号①、決算書35、36ページの子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金6,710万円は、給付金に充当するための国の補助金で、補助率は10分の10でございます。歳入番号②、決算書は同じく35、36ページの子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金758万5,000円は、給付金の支給事務に係る経費に充当する国の補助金で、補助率は10分の10でございます。負担金補助及び交付金を除く各科目に充当しております。また、公務員の児童手当受給証明発行事務の関係から、人事課の一般管理費における時間外勤務手当に9万8,709円を充当しております。充当額の合計

6,937万1,291円を除いた一般財源は894円でございます。

次に、資料の19ページをご覧ください。6目ひとり親世帯臨時特別給付金事業費でございます。ひとり親世帯臨時特別給付金事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う負担の大きなひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給に当たり、その申請受付や周知等に係る事務を行ったものでございます。職員手当等については、案内通知の送付や申請受付の事務に係る職員の時間外勤務手当、旅費は、制度の説明会出席のための普通旅費を支出したものでございます。需用費の消耗品費は、申請書や案内通知等の印刷用紙や通知発送用の封筒等を購入、役務費の通信運搬費は、案内通知の郵送代でございます。

特定財源の歳入番号①、決算書39、40ページのひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金は、給付金事務に係る経費に対する県の補助金で、補助率10分の10でございます。全科目に充当しており、充当額の合計48万9,000円を除いた一般財源は421円でございます。

続きまして、決算書は79、80ページをご覧ください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。タブレットの資料は20ページをご覧ください。職員給与費につきましては、子育て支援課8人分と健康・スポーツ課8人分、合わせて16人分の給料、職員手当等及び共済費を支払ったものでございます。

特定財源ですが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、子ども・子育て支援交付金4,660万4,000円と歳入番号②、決算書39、40ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金の3,394万円は、子育て支援事業費のところでもご説明した内容で、国と県それぞれ負担率3分の1で交付されたものでございます。充当額は、国が325万8,000円、県が274万4,000円を充当しております。特定財源の充当額合計600万2,000円を除いた1億33万1,002円が一般財源でございます。

次に、資料の21ページ、母子保健事業費については、母子保健法に基づき窓口での母子健康手帳の交 付、父親・母親教室や離乳食講習会などの母子健康教育、7か月児相談や育児相談などの母子健康相談、 妊産婦健診や3歳6か月児健診などの母子健康診査、妊産婦訪問や新生児訪問、乳幼児訪問の母子訪問 指導など、母子の健康の保持増進のための事業を実施いたしました。報酬は、健診や講習会、育児相談 等の実施に係る栄養士、看護師、歯科衛生士等の会計年度任用職員の報酬、旅費は、会計年度任用職員 の費用弁償と職員の研修参加や会議出席に伴う普通旅費、消耗品費は、母子健康手帳やブックスタート 用絵本の購入費と離乳食講習会等の食材料費などを支出したものでございます。印刷製本費は、妊産婦 健診補助券や健康診査記録票、新生児聴覚検査受診券の印刷代、医薬材料費は、健康診査事業で使用す る使い捨て手袋や消毒液などを購入したものでございます。通信運搬費は、各種健診の受診案内や未受 診者への勧奨通知と、新型コロナウイルス感染症の影響による健診や教室等の延期や中止等に伴う日程 変更通知等の郵送代、手数料は、健診で使用する体重計に係る計量法に基づく定期検査手数料と、未熟 養育医療に係る国保連合会等での診査手数料を支出したものでございます。委託料は、妊産婦健診や乳 幼児健診等の各種健診事業に係るもので、神奈川県産科婦人科医会や茅ヶ崎医師会等へ委託して実施い たしました。また、令和元年度からの繰越明許予算において、乳幼児健診等の情報のマイナポータルで の閲覧や市町村間の情報連携を可能にするための健康情報システムの改修委託を行ったものでございま す。使用料及び賃借料は、乳幼児健診の中の歯科健診で使用する器具の借上料でございます。負担金補

助及び交付金は、妊産婦健診や新生児聴覚検査で町の受診券が使えなかった方に対する受診費用の助成金や、分娩取扱件数に応じて産科医師等に支給される手当の支給経費に対する補助金、扶助費は、母子保健法の規定に基づき町が負担する未熟児養育医療費を支出したものでございます。償還金、利子及び割引料につきましては、令和元年度の未熟児養育医療費等国庫負担金などの精算に伴う返納金でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により健診等の予定変更や感染防止対策の徹底を図りながらの事業実施となったことや、感染への不安から受診を控える方もいらしたりという状況もあり、備考欄に記載のとおり不用額が生じております。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページの未熟児養育医療費等国庫負担金103 万5,000円は、母子保健法に基づき市町村が支出する未熟児養育医療費に対する国の負担金で、負担率 は2分の1でございます。

また、1行飛ばしまして、歳入番号③、決算書37、38ページの母子保健衛生費等県負担金42万5,000円は、①と同様の県の負担金で、負担率は4分の1でございます。

戻りまして、歳入番号②、決算書35、36ページの母子保健衛生費国庫補助金352万9,000円は、国の母子保健医療総合対策支援事業実施要綱に基づき実施する事業に対する補助金で、収入済額のうち補助率2分の1で交付された273万5,000円につきましては、産婦健診の委託料及び償還払いと新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために国から配布された妊婦用マスクの送付に係る費用に対し、105万7,000円を充当しております。また、収入済額のうち補助率3分の2で交付された79万4,000円につきましては、令和元年度からの繰越明許で、先ほどご説明した健康情報システムの改修委託料に79万4,000円全額を充当しております。このほかに子育て世代包括支援センター事業費へ104万6,000円を充当しております。

続いて、歳入番号④、決算書39、40ページの産科医師等分娩手当補助金35万6,000円は、分別施設開設者が産科医師等に支給する分娩手当の支給経費に対する県の補助金で、町を経由して補助する仕組みであることから町の産科医師等分娩手当補助金に全額を充当しております。

歳入番号⑤、決算書45、46ページの繰越明許費繰越額繰越金106万5,000円は、令和元年度からの繰越明許で、先ほどの母子保健衛生費国庫補助金と同じく健康情報システムの改修委託料に全額充当しております。以上の特定財源の充当額合計450万3,204円を除いた3,916万1,969円が一般財源でございます。

続いて、資料の22ページ、う蝕予防対策事業費は、乳幼児時期からのう蝕予防対策として食事や生活習慣の確立する2歳児を中心に、歯科健診、歯科相談とブラッシング指導及び栄養指導を実施するとともに、父親・母親教室や様々な健診相談などの機会を捉えて歯科保健指導や食育指導を行うなど、妊娠期から幼児期を通じての意識啓発に取り組んだものでございます。報酬と旅費は、歯科保健指導や食育指導などに当たる歯科衛生士や栄養士などの会計年度任用職員報酬と費用弁償、消耗品費は、教材として使用する歯の健康パンフレットを購入、医薬材料費は、ブラッシング指導時に配布する幼児用歯磨きと歯ブラシを購入したものでございます。通信運搬費は、2歳児歯科健診の案内と問診票の郵送料、委託料は、2歳児歯科健診の実施について茅ヶ崎歯科医師会に委託したものでございます。使用料及び賃借料は、健診時に使用する器具の借上料を支出したものでございます。財源は全額一般財源でございます。す。

続いて、資料の23ページ、子育て世代包括支援センター事業費をご覧ください。妊娠期から子育て期 にわたる様々なニーズに対し、助産師がきめ細やかに対応し、その人その人に応じた相談支援を提供す る母子保健型の利用者支援事業を実施するとともに、出産直後に家族等から十分な支援が受けられない 母子や育児不安の強い産婦に対し、適切な心身のケアや育児サポートを提供する産後ケア事業を実施い たしました。報酬、職員手当等共済及び旅費につきましては、令和元年度まで非常勤職員としての雇用 だった母子保健コーディネーターの助産師2人について、令和2年度を迎える段階において5年間の任 期付職員として採用することで、子育て世代包括支援センター事業の体制を整えたことに伴い、令和2 年12月の補正予算(第8号)において本事業費から減額し、1目保健衛生総務費の職員給与費に計上し たものでございます。消耗品費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、 産後ケア事業を行う施設の職員及び利用者向けのマスクや消毒液を購入し、配布したものでございます。 委託料は、産後ケア事業の実施について医療機関や助産院等へ委託したものでございます。償還金、利 子及び割引料につきましては、令和元年度の母子保健衛生費国庫補助金等の精算に伴う国庫への返納金 でございます。令和2年度の実績としましては、助産師を中心とした母子手帳交付時の窓口での面接が 310人、その後の妊娠期間中や出産後を通じての継続支援件数は延べ2,692件となっており、届出数は昨 年より29人の減、継続支援件数は1,102件の増という状況でした。また、産後ケア事業につきましては、 助産師、保健師が継続した支援を行う中で産後ケアを利用したほうがよいと判断した産婦35人にご利用 いただきました。母子保健コーディネーターの体制の再整備ができたこともあり、令和元年度に1,590 件と大きく減少した継続支援件数も、先ほど申し上げたとおり、2,692件と順調に回復しております。 産後ケア事業につきましては、令和2年度から訪問の利用時間について、利用者や委託先の要望を踏ま え、それまでの1回60分を90分に改めたところですが、訪問型の利用は前年度ほど伸びず、逆に宿泊型 の利用が増加している状況がございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書35、36ページの母子保健衛生費国庫補助金352万9,000 円は、先ほど母子保健事業のところで申し上げた内容で、本事業においては、補助率2分の1で交付された273万5,000円のうち104万6,000円を、産後ケア事業を行う施設の感染拡大防止対策の消耗品と産後ケア事業の委託料に充当しております。この特定財源の充当額を除いた170万1,875円が一般財源でございます。

続きまして、決算書は79ページから82ページにかけてになります。2目予防費でございます。タブレットの資料は24ページ、母子予防接種事業費でございます。日本脳炎、4種混合など従来から実施している子どもに係る個別予防接種等の実施に加え、令和元年度から実施している国の風疹の追加的対策に伴う風疹抗体検査及び風疹予防接種を実施するとともに、令和2年10月からは、ロタウイルスワクチンの予防接種を開始しました。報酬は、マイナポータルでの閲覧や自治体間での情報連携に必要な一人一人の接種データを健康情報システムに入力する会計年度任用職員の報酬、旅費は、予防接種従事職員研修会出席に伴う普通旅費、消耗品費は、窓口で配布する説明用小冊子と予防接種必携の購入費用を支出いたしました。印刷製本費は、予防接種で使用する予診票の印刷代ですが、新たに接種が始まったロタウイルスワクチンの予診票を急遽追加したことに伴い予備費を充用しております。通信運搬費は、予防接種未接種者等への勧奨用はがきや令和2年11月からヒトパピローマウイルス感染症、いわゆる子宮頸

がんのワクチンに関する情報を定期接種対象者等へ周知することとなったことに伴う案内はがきの購入費と、風疹の追加的対策のクーポン券を対象者へ送付した郵送料でございます。手数料は、風疹の追加的対策の実施に当たり、抗体検査委託料や予防接種委託料について、全国の実施医療機関等と自治体との間に国保連合会が入る形で請求、審査支払いに関する事務を行うことに対する手数料を支払ったものでございます。委託料は、従来から実施している指定医療機関での予防接種について茅ヶ崎医師会等へ委託して実施したものと、風疹の追加的対策に伴う抗体検査や予防接種について、全国知事会と日本医師会を代表者とする集合契約に基づき全国の医療機関等において実施したものでございます。負担金補助及び交付金は、保護者の里帰り出産などの理由により委託外の医療機関で接種を受けた場合の接種費用について、委託医療機関で受けた場合と同程度の負担になるよう償還払いによる助成を行ったものでございます。扶助費は、定期予防接種による健康被害を受けた方の救済のための障害年金手当等を支払ったものでございます。主な不用額の理由は、備考欄に記載のとおりでございますが、委託料につきましては、そのほかに新たに接種が始まったロタウイルスワクチンをはじめ4種混合ワクチンや日本脳炎などの実績についても見込みを下回っており、出生数の減少や新型コロナウイルスへの感染を警戒しての接種控えなども影響しているのではないかと考えております。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページの感染症予防事業費等国庫補助金174万円は、風疹の追加的対策のうち風疹抗体検査の実施に要する費用への国の補助金で、補助率は2分の1でございます。クーポン券送付のための通信運搬費、検査実施に伴う手数料や委託料に91万3,000円を充当したほか、支払事務を行う会計年度任用職員の報酬に対し、人事課の人事管理経費へ3万7,000円を充当いたしました。

次に、歳入番号②、決算書39、40ページの予防接種健康被害救済費補助金434万5,930円は、予防接種 法に基づく予防接種による健康被害の救済措置に要する費用への県の補助金で、補助率は4分の3でご ざいます。歳入番号③、決算書同じく39、40ページの風疹予防接種事業補助金8万9,000円は、風疹の 流行及び先天性風疹症候群の発生防止のために市町村が実施する事業に要する費用に対する県の補助金 で、補助率は3分の1で交付されたものでございます。町では、臨時予防接種の委託料に充当して、妊 娠を希望する女性と妊娠している女性の夫またはパートナーを対象とする成人の麻疹・風疹混合ワクチ ンの接種費用の財源としております。以上の特定財源の充当額合計534万7,930円を除いた1億901万782 円が一般財源でございます。

次に、資料25ページをご覧ください。令和2年度歳入決算の一般財源ほかの概要でございます。決算書29、30ページの13款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金の滞納繰越分93万9,050円につきましては、いわゆる保育料の滞納繰越分としまして21人分46件を収納したものでございます。

次に、15款国庫支出金の1行目、決算書33、34ページの未熟児養育医療費等国庫負担金21万4,197円と16款県支出金、決算書は37、38ページの母子保健衛生費等県負担金1万4,599円につきましては、先ほど母子保健事業費のところでご説明した国庫負担金と県負担金の充当残額でございます。

次に、15款国庫支出金の2行目、決算書35、36ページの子どものための教育・保育給付費補助金13万 8,000円は、保育環境充実事業費でご説明した国庫補助金の充当残額でございます。

同じく15款国庫支出金の3行目、決算書も同じ35、36ページの子育て世帯への臨時特別給付金給付事

業費補助金264万円と、その下の4行目、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金257万5,000 円につきましては、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費でご説明した国庫補助金の充当残額でござい ます。

15款国庫支出金の5行目、決算書35、36ページの母子保健衛生費国庫補助金63万2,000円は、母子保健事業費でご説明した国庫補助金の充当残額でございます。

15款国庫支出金の6行目、決算書35、36ページの感染症予防事業費等国庫補助金79万円は、母子予防接種事業費でご説明した国庫補助金の充当残額でございます。

21款諸収入、決算書47、48ページの保育環境充実事業費過年度収入2万7,000円は、令和元年度の保育委託料の戻入分でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【関口委員長】 宮﨑課長。

【宮﨑子育て支援課長】 恐れ入ります。今説明申し上げた中で、誤りがありましたので訂正させていただいてよろしいでしょうか。

資料の23ページ、子育て世代包括支援センター事業のところで、産後ケアを利用した産婦の数を「35人」と申し上げたんですが、「34人」の誤りでございました。申し訳ございませんでした。「34人」にご訂正をお願いします。

【関口委員長】 「35人」でなく「34人」ということでよろしいでしょうか。

それでは、説明が終わりましたので、これから質疑に入ってまいりたいと思います。 1 時間説明する ほうも大変だと思います。 1 時間聞いているほうも非常に大変だと思いますので、何らかの形に変えて いかなければいけないのかなと、こう思っていますが、またこれは議長中心に議論していただきたいな と思いますので。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方。

吉田委員。

【吉田委員】 3点お願いします。1つ目は、説明資料4ページ、決算書は74ページ、少子化対策事業費のところでございます。こちらの不用額のところでございますが、見込みに達しなかった、見込みとの乖離の理由をお答えください。

2点目は、説明資料14ページの決算書は76ページ、保育環境充実事業費のところでございますが、説明資料15のところでございます。保育環境充実事業費のところですが、待機児童が令和2年で4人、令和3年1人で、今町外利用者が30何名かという話でございましたが、子どもの数はもちろんそうなんですけども、困っているのは子どもだけじゃなくて、その親もそうですし、その親とその家族も困っているわけですから、子どもの数だけではなく、困っている人の数だけいるということでございますので、今年度この数についてどのような対応が行われたのか、そして、その結果どうしてこういう数になったのか、例えば聞こえている声であったりとか、なぜ入れなかっただとか、聞いている話では、入っていたけど途中から入れなくなってしまったとか、そういう話も聞いておりますので、今年度あった現状のところをお聞かせください。

3点目、説明資料の23ページですね。今訂正をいただいたところです。決算書79から80ページの子育

て世代包括支援センター事業費のところでございます。こちらは今利用者が34人ということでございましたが、利用実績が見込みを下回ったことによる減ということでございますけれども、見込みを下回った理由ですね。これが使わなくて済んだからというのであればいいんですけれども、例えば利用するに当たって利用しづらいからこうなってしまったのか、また利用者の声等で不満等が聞こえておりましたら、お聞かせいただければと思います。

以上、3点よろしくお願いします。

#### 【関口委員長】 宮﨑課長。

【宮﨑子育て支援課長】 まず、1点目のご質問は、4ページということで、地域子育て環境づくりの支援事業でよろしいでしょうか。そちらの見込みを下回ったというところの見込みとの違いについてということなんですが、この部分につきましては、予算計上としましては、補助金の額が上限30万円で、近年の傾向の中で30万円いっぱいまで利用される団体がなかなかないものですから、予算額としては30万円という形で、利用の団体の数としては、数を見込んでいるという感覚ではあまりおりませんで、30万円の中で大体今まで来ている、30万円を超える状況があった場合には、予備費対応なり補正対応なりという形をさせていただいている状況がございますので、その部分でいうと、見込みに達しなかったというところは、30万円と見ていたところに単純に申請額はいかなかったというようなところの表記でございます。

## 【関口委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 ご質問がありました2番目の点についてお話しさせていただきます。保育園にお申込みをしたにもかかわらず入れなかったお子さん、保護者の方、ご家族の方が大変困っているという状況は、窓口でもお話がありまして、お伺いしているところです。ご相談があったときには、なるべく入れる可能性を広げるために、例えば希望園を増やすだとか、お仕事をされている方で、可能であれば勤務時間を広げることをご提案させていただいたりしております。入れなかった方については、そういったご案内をしながら一度お申込みをしますと、6か月有効期間がありますので、その間で入れた方もいらっしゃいますし、途中でやめることになったという方もいらっしゃったというお話でしたけども、年に2回現況届というのを実施しておりまして、継続的に保育の要件を満たしているかどうかの確認をさせていただいております。その中で要件を満たしていない方が何人か見受けられる、ご提出がなかったりということがございますと、待っていられる方がいらっしゃるので、退園という方も数人いらっしゃる状況です。

以上です。

#### 【関口委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 子育て世代包括支援センター事業費の中の産後ケア事業に関して、実績見込みを下回った理由についてお答えさせていただきます。この事業なんですけれども、訪問型のアウトリーチ型というものとデイサービス型、宿泊型という3種類がございまして、どの種類の利用が多くなるかによって、かなり金額的なものが変わってしまいますので、こちらで考えていたよりも宿泊型のご利用がそうなかったということになろうかと思います。また、こちらの利用のサービスの選び方等についてなんですけれども、ご利用になるご希望の方と母子保健コーディネーターでよくすり合わせをして、お話合い

をした結果、宿泊型だったり、訪問型だったりということを決定させていただいておりますので、特に利用しづらいなどというお声は聞いていません。母子手帳の配布時にそもそも子育てガイドというものの中にも産後ケアの周知もしてございますし、こちらで特に気になる方には、お声がかからなくても産後ケアの利用に関してのお勧め等もさせていただいておりますし、希望があればその時点でももちろん対応させていただいておりますので、利用しづらいということはないのではないかなとこちらとしては考えております。また、利用者からは、宿泊等を利用された方に関しては、とてもゆっくりできた、そんな中で丁寧な授乳指導ですとか、育児指導を受けて不安が解消されたというようなことをよく聞いております。

以上です。

【関口委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 申請枠に達しなかったというところでございましたので、これに関しては結構です。 2点目のところ、保育園に関しては、入れなくても大変だし、入った後も大変だしということもありますし、入った後、それを続けることも大変というところでございます。制度の在り方そのものに関して、ここで言ってしまうと決算の話でなくなってしまいますので、それはまたの機会に譲りますけれども、在り方として今年度もそういった声も踏まえてよりよい在り方というか、抜本的な解決の方法はそれしかないんだろうなと答弁の中にございましたけれども、問題意識を町の中で持っておいていただきたいなと思うところでございます。回答というか、ご感想がいただけるなら、いただいておきたいなというところでございます。

3点目、産後ケアのところでございますが、コーディネーターのところ、今年度の動き等も見られて、 不便だという声等も聞こえていないということで、安心させていただきました。 1点、聞こえたところ というか、聞こえているところで聞かなければならないなというところが、予約の仕方なんですけれど も、急に必要になった際に若干使いづらいというような声を聞いたんですが、そういったところの現状 をお尋ねできますでょうか。

【関口委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 産後ケアの急なご利用についての返答させていただきます。こちらは自宅の機関さま、助産院なり個人の開業医さんなり、もしくは家庭訪問する場合は、開業の助産師ということが自宅先になるんですけれども、相手方があることもあって、利用に関しては、今日と言われて今日できるというものでは確かにないんですけれども、数日の期間の猶予があれば、極力調整して、できるだけご利用いただけるように取り計らっているところではあります。

以上です。

【関口委員長】 2点目の件について、徳江主幹。

【徳江主幹】 保育園の入所に関してですが、確かに入所した後も引き続き保育の要件、就労なり疾病なり介護なりの要件を満たしているというところが条件になっておりますので、現況届を提出していただくにも勤務先で就労証明書を提出していただいたり、お手数はかけてしまうんですけども、そこについては真に保育の必要性があるかどうかを町としても確認させていただく必要がありますので、そこについては町も今後も確認をさせていただくということは、やらないわけにはいかないというところに

なります。

以上です。

【関口委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 3回目ですので、1点目、2点目に関しましては結構です。3点目、産後ケアのところ、問題意識はあるというところでございましたが、多分これも他市の現状とかを見ますと、厚木市さんとかは直前でできたりとか、キャンセル料がなかったりとか、そういったところがあるので、もちろん上を見れば切りがないので、なかなか難しいところはあるなとは思いますが、問題意識として意識してくださっているということでございますので、今後とも制度のベースアップを考えていただければなと思います。回答は結構でございます。

【関口委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2点お聞きします。まず、説明資料の6ページ、小児医療費の助成制度ですけど、2年度に関しては所得制限があったということでしたけど、これに関して扶助費の不用額が結構な額があります。これに関してどういう理由だったのかお聞かせください。

それと、15ページの保育環境充実事業費なんですけど、この中で施設に対しての補助とかもありますけど、その中で保育士等の処遇改善というところで、今保育士さんもいろいろと大変なお仕事をされていると思うんですけど、それに対して保育士さんから園に対していろんな相談とか、仕事の内容の相談事とか何かあるのかを確認したいと思います。

以上です。

【関口委員長】 宮﨑課長。

【宮﨑子育で支援課長】 まず私から、1点目の小児医療費の不用額についてどう捉えているかというようなところのご質問にお答えしたいと思います。令和2年度については、特に不用額は、ご覧いただいているとおり、大きい金額になっています。これにつきましては、申し上げたかとは思いますが、コロナの影響で診療控えがあったのかなと、これは当然それぞれ確認したわけではございませんので、我々の推測といいますか、考えになりますが、傾向としては、そういった受診控え等々というのが非常に色濃く出ているのかなと認識しております。ですので、今年度の不用額の大きさについては、そういったものが大きな要因かなと捉えております。

【関口委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 保育士さんの処遇についてというご質問です。保育士さんは、確かに保護者の対応だとか、お子さんの保育についても大変なお仕事だと思っております。国で保育園に対しては委託料や給付費をお支払いしている中に、処遇改善として例えば福祉主任保育士だとか、職務別分野のリーダーというような方に対して、モチベーションを上げるために処遇改善で月幾らという部分についても、委託料や給付費の中に含まれた形で施設に支払いをしているところです。保育士さんの悩みとかご相談につきましては、昨年度は新型コロナウイルスの影響により、保育士としてコロナにかかってはいけないとか、そういったところで心身ともにかなり疲弊している状態がありまして、町にもご相談がありました。そこについては保護者の方にできる限り登園自粛をお願いしたいという周知をしたり、あと保育コンシ

ェルジュがおりますので、園に出向くこともできなかったんですけども、お電話等で保育士さんのご相 談に応じたりということを昨年度はしてまいりました。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

山上委員。

【山上委員】 本当に長いご説明ありがとうございました。2点ほどお伺いしたいと思います。まずは8ページです、説明資料。一般質問でもやらせていただいたんですが、児童発達支援事業費の中で、備考のところに通園児童数24人ということになっているんですが、これは延べ登録数という考え方でよろしいのか、定員が10名ということでお答えいただきましたので、そちらをよろしくお願いします。

それと、もう一件なんですが、21ページの母子保健事業のところなんですが、その中でご説明はなかったんですが、47、48、49ページ辺りに健康診査の資料がついているかと思います。この中に4か月健診と1歳6か月健診というところに加えて、新生児の聴覚検査も行っているということなんですが、前段の4か月健診や1歳6か月健診については、ほぼ100%に近い受診率になっております。ただ、聴覚検査に至っては70%まで落ちるというところがありますが、この辺の要因とかというのを、もしつかんでいれば、お教え願いたいなと思います。

# 【関口委員長】 宮﨑課長。

【宮﨑子育て支援課長】 私から、まず1点目の児童発達支援の24人の件でございます。おっしゃるとおり、利用定員が10人ということで今やっておりますが、24人というのは、年間で人が入れ替わっていきますので、そういった部分で年間トータルすると24人のお子さんが通われた、そういう理解をしていただければと思います。

#### 【関口委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 新生児聴覚検査の受診率がやや下がっているというご質問に関してなんですけれども、新生児聴覚検査は、もちろんご出産してできるだけ早期に、退院してくる前に産院で受けるものとなっておりますが、この近隣では検査機器を持っていらっしゃる医院さんがとても多い、もちろんほとんど持っていらっしゃるんですけれども、地方で里帰り出産等をされた場合、その受ける機械がないということがございます。里帰りから戻ってきてから、このエリアに戻ってきて、ご希望の方にはご紹介をして、検査を受けていただくこともできるんですけれども、里帰りが、またコロナのこともあって、長くなってしまった場合、あまり大きくなると検査がなかなか大変で、受けてくださる病院を探すのが難しいなどという現状もございます。

以上です。

## 【関口委員長】 山上委員。

【山上委員】 ありがとうございます。定員は10名ということで、年間の人数ということで伺いました。それともう一つ、自分は実はこの資料を見て驚いた部分がありまして、一般財源がゼロ円、これはすごく注目すべき部分かなと思っております。ご存じだと思いますが、自分は前職で児童発達支援センターの管理をしていましたので、その中で一般財源は相当の金額を持っていましたので、こちらの一般財源ゼロというところがすごく、今後いろいろとお話を聞いてみたいなと思いますので、よろしくお願

いいたします。

それと、もう一件なんですが、先ほどの聴覚検査、確かに出産直後にスクリーニングということで、必ず病院ではやるということに今なっているかと思います。そういった中で、今お話しされたとおり、 里帰りということで、それで出産されてと、ただ今こういう状況ですので、なくなってということで、 そちらは理解ができました。ありがとうございます。

【関口委員長】 宮﨑課長。

【宮﨑子育て支援課長】 1点目の児童発達支援の一般財源がないということに関しては、当町の場合は、いわゆる給付費としていただく部分を財源としておりますので、こういう状況になっているんだと思いますが、逆に、不勉強で恐縮ですけど、一般財源を活用してどういう形になっているのかという部分を知りませんので、またそれは逆にこちらも、もし、あれでしたら、お教えいただけるとありがたいと思います。

【関口委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 ないようですので、それでは、岸本副委員長。

【岸本副委員長】 子育て支援課は、担当が増えて、大変な中での課だと思いますけれども、そんな中で今回私が質問したいのが、16ページの保育等事務経費の中で、コンビニ収納代行委託料手数料を支出することによって、事務を円滑に進めたとありますけれども、具体的にどのような事務の軽減がされたのかなというところをお聞きしたいと思います。というのは、このように多岐にわたった担当ですと、様々なことがあり過ぎてしまって、少しでも事務を軽減することは大事なことだなと思っていますし、それが直結して町民の利益につながると思っていますので、このような作業、事務を入れることによって、どのような部分で軽減できたのか、その件数というよりも、今までどのような煩雑なことがあって、コンビニ収納することによって、このようなものが軽減できましたよという例があれば教えていただきたいと思います。

【関口委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 コンビニ収納の代行委託料ということですが、保育料についてコンビニで収納したところに対して件数で委託料をお支払いしている状況です。保育料は、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、それまではゼロ歳から5歳児まで保育料がかかっていたところが、ゼロ歳児から2歳児までの保育料となり、件数的には全体で少なくはなっているんですけども、コンビニで収納される方も年々多くなっておりまして、さらに昨年度令和2年度については、町内全て、料、税に関するところはそうなんですけども、モバイルレジ、モバイルクレジット収納もさらに追加されて、収納の方法として選択肢が増え、保護者の方については利便性が高まったのかなと思っております。町においても、初年度令和2年度でモバイルクレジット、モバイルレジについては、総件数が、まだ周知がなされていないのか、少ない状態ではあるんですけども、今後増えていく、利用される方が若い方なので、増えていくことが予想されるというところで、そういったところで町としても、収納の部分については負担が少なくなっているという現状があります。

以上です。

【関口委員長】 岸本副委員長。

【岸本副委員長】 確かにコンビニで支払いができるとか、モバイルで決済できるというのは大変便利だと思うんですけども、子育て支援課で質問していいのかどうか、あれなんですけども、もしかしたら昨日の電算関係だったのかもしれませんが、今若い人の支払いというのが、モバイルだとネットバンキングとかに登録してモバイル決済するということだと思うんですけども、今何とかペイとかというもので直接電子マネーを使って支払う方がかなり多くなっているんです。特に子育て世代の親御さんだと、ネットバンキングに登録するよりは、何とかペイを使って支払うほうが利便性はいいのかなと思っていまして、今後そのようないろんな声をこれから聞いて、改善すると思うんですけども、しっかりそのような声を聞いた中で、支払も含めて若い世代の方にアピールするいい機会だと思うので、そういったことも含めて、このような事務の軽減だったりとかを進めていくような考えが、やはり担当課としてもあるのか、それともそういった声を既にほかの担当課に届けているのか、その点についてお聞かせください。

【関口委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 保育料のお支払いについては、若いお父さん、お母さんが多くいらっしゃるので、あとは庁内に健康保険料だとか、税が関わるところ、高齢介護とか、ほかにもいろいろありますので、そういったところと合わせて検討していくことになるかと思います。

以上です。

【関口委員長】 それでは、以上で質疑を終結いたします。

子育て支援課の審議を以上で終了いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、学び育成部学び推進課の審議に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 伊藤部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、これより学び推進課の審査をお願いいたします。学び推進課につきましては、冒頭申し上げましたように、本年4月より新設された課でございますので、よろしくお願いいたします。説明に当たりましては、芝崎課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 芝崎課長。

【芝崎学び推進課長】 それでは、学び育成部学び推進課所管、令和2年度決算について、決算特別委員会説明資料により説明させていただきます。なお、学び推進課は、組織の見直しに伴い、全事業費が決算特別委員会説明資料の備考欄に記載の所管課より変更されております。

それでは、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。決算書は59、60ページ、2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費です。タブレット資料は2ページをご覧ください。外国籍町民支援事業費は、日本語による会話が難しい外国籍の町民が、日常生活を送る上で必要な通訳の派遣に要する費用を支援するものです。旅費は、職員の会議に伴う普通旅費となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により書面会議となったため執行はありません。役務費は、県の委託事業となります神

奈川一般通訳支援事業を利用いたしまして通訳を小中学校等に派遣してもらった際の手数料で、派遣依頼は2件でした。負担金補助及び交付金は、外国籍の患者が安心して医療機関を受診できるように医療通訳を派遣する事業の負担金です。財源は一般財源となります。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。国際交流基金積立金は、基金の利子による積立金です。

続いて、下表をご覧ください。特定財源ですが、歳入番号①、決算書は41、42ページ、国際交流基金 利子より全額充当しております。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。生涯学習振興事業費は、学習の情報提供をはじめ様々な生涯学習事業を推進するものです。報償費は、茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進事業として行いました生涯学習支援セミナーの講師謝礼、生涯学習推進会議の委員への謝礼等となります。不用額は、備考欄に記載のとおりです。旅費は、職員の普通旅費となりますが、執行はありません。需用費の消耗品費は、情報紙の用紙代等です。役務費は、事業に係る連絡用の切手やはがき代で、財源は一般財源です。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。地域間交流促進事業費は、姉妹都市である寒河江市との交流促進と国際理解、国際交流活動を推進するものです。旅費は、職員の普通旅費となりますが、そのうち寒河江市との姉妹都市締結30周年記念事業等に伴う旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となったことから執行はありません。需用費の消耗品につきましても同様に、寒河江市との姉妹都市締結30周年記念事業につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となったことから執行はありません。負担金補助及び交付金は、さむかわ国際交流協会及び姉妹都市文化交流会の負担金として予算計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い活動することができないことから執行はありません。

特定財源は、決算書の43、44ページ、国際交流基金繰入金となりますが、歳出の執行がありませんので繰入金はありません。

続きまして、決算書は77、78ページ、3款民生費2項児童福祉費4目青少年育成費、タブレット資料は6ページをご覧ください。青少年育成事業費は、さむかわ子どもまつり、小学生体験学習、子ども議会、青少年創意工夫展、成人式などの事業を実施するとともに、青少年を取り巻く社会環境の維持改善に努め青少年の健全育成を推進するものです。報酬は、青少年問題協議会委員への報酬ですが、新型コロナウイルス感染症拡大により書面会議としたことから執行はありません。報償費は、青少年指導員の謝礼、旅費は、職員の普通旅費となりますが、新型コロナウイルス感染症拡大により小学生の体験学習を中止、また県主催の会議等がオンラインや書面会議となったことから執行はありません。需用費の消耗品費は、成人式開催に伴う新型コロナウイルス感染症対策のための手指消毒等の対策の消耗品となります。被服につきましては、青少年指導員が2年に一度の改選時に貸与の被服代となります。役務費は、新型コロナウイルス感染症により成人式の開催が延期となったことによる通知の郵送代、青少年指導員がけがなどをした際に対応するための保険料です。委託料は、成人式記念事業委託料、そしてコロナ禍により不安を取り除くため安心安全な成人式を実施するための成人式警備委託料です。負担金補助及び交付金は、青少年環境浄化推進協議会、単位子ども会及び青少年指導員連絡協議会への交付です。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源ですが、歳入番号①、決算書は39、40ページ、市町村事業推進交付金より団体への補助金の合計12万6,000円を充当しております。なお、補助率は対象事業費の2分の1です。

また、歳入番号②、決算書は43、44ページ、まちづくり寄附金より成人式警備委託料34万8,000円を 充当しておりますが、財政課でまとめて説明したものとなります。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。児童クラブ運営事業費は、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業で、町内には6つの児童クラブがあり、その運営につきましては、NPO法人寒川学童保育会へ委託しております。役務費は、各児童クラブの建物火災保険料、委託料は、児童クラブの運営に伴う経費で、入所児童数に応じて配置する支援員等の人件費や光熱水費など各クラブの運営に関わる経費です。また、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校の臨時休業等を見込んでの保育における人材確保、保育料の減免、また感染防止のための備品等を補正し予算計上しましたが、小学校の臨時休業等が長期的とならなったことから不用額が生じております。使用料及び賃借料は、各クラブに設置しておりますAEDの借上料です。なお、このリース契約は、5年間の長期継続契約となっており、期間は、平成29年7月から令和4年6月までとなっております。償還金利子及び割引料は、令和元年度に国から補助を受けました子ども・子育て支援交付金の実績に伴う返納分です。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源ですが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、子ども・子育て支援交付金、歳入番号②、決算書は39、40ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、児童クラブの運営に対する事業費が対象となり、子育て支援課でまとめて説明したものとなります。負担割合は、国、県ともに対象事業費の3分の1となっております。歳入番号③、決算書は同じく39、40ページ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、児童クラブにおいて購入する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図るための備品や消耗品を対象として県から補助を受けており、子育て支援課でまとめて説明したものです。

続きまして、タブレット資料8ページをご覧ください。ふれあい塾運営事業費は、地域の方々にご協力いただき、各小学校の体育館で放課後の児童の遊び場を提供するものです。報償費は、ふれあい塾指導員の謝礼です。指導員の研修旅費、需用費の消耗品及び医薬材料費は、新型コロナウイルス感染症によりふれあい塾の運営が実施困難であったため、7月にふれあい塾連絡協議会を開催し、当面の間休止となったことから執行はありません。役務費は、ふれあい塾支援員及び児童の保険料です。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源ですが、歳入番号①、決算書は39、40ページ、放課後子ども教室推進事業費補助金より、ふれあい塾指導員の報償費、指導員及び見守りボランティアの保険料に充当しております。

続きまして、タブレット資料9ページをご覧ください。児童クラブ建設事業費は、旭小学校区の待機 児童が急激に増えたことから、同校敷地内に児童クラブを建設するもので、児童クラブの新築工事管理 委託料及び工事請負費です。不用額は、備考欄に記載のとおりです。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源ですが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、子ども・ 子育て支援整備交付金、歳入番号②、決算書は39、40ページ、子ども・子育て支援整備交付金事業費補 助金は、児童クラブの整備に対する事業費が対象となり、補助率は、対象事業費の国が3分の2、県が残りの3分の1の半分となります。歳入番号③、決算書は43、44ページ、まちづくり基金繰入金より工事請負費に200万円充当しておりますが、こちらは財政課がまとめて説明したものです。歳入番号④、決算書は49、50ページ、児童クラブ建設事業債より委託料に270万円、工事請負費に1,270万円充当しております。

続きまして、10ページをご覧ください。青少年広場維持管理経費は、大蔵の青少年広場の維持管理を 行うもので、需用費の消耗品費は、賃貸借契約に伴う収入印紙代など、光熱水費は、電気料及び水道料、 委託料は、広場の維持管理及び除草業務となります。使用料及び賃借料は、青少年広場の土地借上料と なります。財源は一般財源です。

続きまして、11ページをご覧ください。ちびっこ広場維持管理経費は、町内にあります3か所のちびっこ広場の除草委託料です。財源は一般財源です。

続きまして、決算書は81、82ページ、4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費、タブレット資料は12ページをご覧ください。青少年広場公衆便所維持管理経費は、大蔵の青少年広場内に令和元年9月1日に新設しました公衆トイレの維持管理を行うものです。需用費のうち光熱水費は水道料であり、修繕料は、凍結により男子小便器2基のバルブ及び手洗い器水道管が破損したことなどによるものです。役務費は、建物災害に係る保険料、委託料は、公衆トイレの清掃委託料となります。財源は一般財源です。

続きまして、決算書は105、106ページ、10款教育費 4 項社会教育費 5 目文化渉外費、タブレット資料は13ページをご覧ください。地域文化振興事業費は、寒川町文化祭の開催、20の文化団体が加盟する寒川町文化連盟への支援、また地域の文化振興を図り、文化を通じ交流を深めるためのものです。旅費は、職員の普通旅費となりますが、執行はありませんでした。委託料は、寒川町文化祭実行委員会の文化祭開催の事業委託料となりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文化祭は中止としたことから執行はありません。負担金補助及び交付金は、寒川町文化連盟補助金となります。財源は一般財源です。

最後となりますが、タブレット資料14ページをご覧ください。歳入決算の一般財源の概要です。決算書は47、48ページ、21款諸収入4項雑入1目雑入3節民生費雑入建物災害共済金は、青少年広場トイレが破損したため、保険に加入しておりますので、罹災に対する費用分となります。

次に、児童クラブ水道料は、小谷小学校区のげんきっ子クラブ、一之宮小学校区のわんぱくクラブの 水道料です。

次に、8節雑入その他ですが、令和元年度に青少年広場トイレ電気配線撤去等修繕費を支払った際、 消費税を過払いしたことによる返金分となります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

【関口委員長】 説明が終わりました。質疑に入ってまいりたいと思います。 山田委員。

【山田委員】 それでは、2点お伺いします。まず、7ページの児童クラブのところなんですけど、 今年度は新しく学童クラブができるんですけど、この段階で待機児というものは実際どこまで解消でき るのか、できたのか、それの確認を取りたいと思います。 あとそれと、コロナ対策で人材確保はやる予定だったけど、学校の長期休業がなかったのでということですけど、それ以外にコロナ対策は学童クラブに対して何か行ったのかということをお聞きします。それと、11ページのちびっこ広場の維持管理なんですけど、これに関して、ちびっこ広場は倉見地域に3か所あるんですけど、そのうちの1か所が、フェンスがあるんですけど、そのフェンスの下の基礎のブロックが崩れているところがあるんですよ。そういうところの点検というのはちゃんとやっているのかどうかということと、それとちびっこ広場は、たしか地域の集会所と一緒の敷地内にあると思うんですけど、それとあそこは才戸かな、そこはたしか避難所か何かになっていると思うんですよ、一時のね。それに関して道路が裏と表に両方あるんですけど、裏から出入りができないというところで、もし避難するときに、フェンスがあって、なかなか入りにくいということがあるということで、それについては地域の要求があったんですけど、それに対して何か対応というのは考えられるでしょうか。

## 【関口委員長】 芝崎課長。

【芝崎学び推進課長】 それでは、順番にお答えさせていただきたいと思います。まず、今年4月に新設となります児童クラブにより待機児童がどうかというところになるかと思うんですけれども、今年度の入所登録という形でお答えさせていただく形になってしまうんですが、現在では旭学区につきましては待機児童はおりません。そして2点目のコロナ対策というところなんですけれども、保育会で小学校は臨時休業のときに対応はもちろんさせていただいておりまして、その間に保育会の支援員の方々が疲弊するという状況もございまして、自粛協力依頼というのを保護者の方に通知をお出ししている期間がありまして、その期間につきましては、先ほどご説明しましたコロナに対する交付金で対応をさせていただいております。そして3つ目のちびっこ広場についてなんですけれども、下のブロックがないという部分についてなんですけれども、こちらは職員が他の業務で外に回ることが多々ありますので、その際に点検等は行っております。

以上となります。

【関口委員長】 横山副主幹。

【横山副主幹】 ちびっこ広場に隣接する地域集会所の入り口の部分というご質問でよろしいでしょうか。現状は前面道路に入る入り口1か所しかないんですが、地域集会所については、私どもが担当課ではありませんので、担当する協働文化推進課、そちらと確認して、その出入り口の確保等については検討していきたいと思っております。

以上です。

【関口委員長】 広場と集会所とは分けておかないと。

山田委員。

【山田委員】 待機児童の関係ですね。それに関してはゼロということですけど、ほかの児童クラブに関しては、聞き方が悪かったんですけど、ほかの学童クラブに関しての待機児というのはどうなっているのか再質問したいと思います。

あとコロナ対策に関して、交付金とかあったということで、それで対応できたということで了解しました。あとそれと、ちびっこ広場の件なんですけど、よく点検は、除草に関してはいろいろやってもらっていると思うんですけど、周りの設備に対してもやっていただきたいと思いますので、そこは行けば

すぐ分かるところなので、安全面からも対応していただきたい、それと避難所ということ、私の言い方が悪かったんですけど、広場自体が避難所の待避所みたいになると思うんですね。それに関しては裏からの出入りも、よく現場を見ていただきたいと、児童クラブの待機児童の関係だけ再度質問します。

【関口委員長】 横山副主幹。

【横山副主幹】 各クラブの待機児童の状況についてご説明させていただきます。令和3年9月1日 現在です。寒川小学校については6名になります。次に、一之宮小学校区の児童クラブについては3名 となります。旭小学校区につきましては、先ほど課長が言いましたように、ゼロ名、解消されております。次に、小谷小学校区についてはゼロ名、次に、南小学校区については19名の待機児童が生じております。合計28名の待機児童が9月1日現在の状況となります。

以上です。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 児童クラブの待機児童の件ですね。今まで旭小がどうしても待機児童が多かった、新設されたので解消されたんですけど、思ったより旭小も待機児童が多いというところで、今、旭小も若い世代というか、子どもたちが増えているという状況というところで、これに対しても何が対策というのは考えて……。

【関口委員長】 山田委員、旭小はゼロ。

【山田委員】 じゃ、南小のことが。

【関口委員長】 南小の話ならば分かるけど、旭小じゃありません。

【山田委員】 南小に関して19名ということで、これに関して何か対策というのは考えているんでしょうか。

【関口委員長】 芝崎課長。

【芝崎学び推進課長】 学童クラブの待機児童数につきましては、毎年異なっておりますので、今年度につきましては、19名と大分人数が多くなっております。現時点での対策になりますと、今の時点では特に考えているのはありませんけれども、いずれにしても、今後待機児童が少しでも減るような形で考えていけるようにしたいと思っております。

以上です。

【関口委員長】 特に今年度、来年度という話については、決算審査ですので、その辺については十分注意をお願いしたいと思います。令和2年度の審査をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたしますね。次に、質疑のある方。

茂内委員。

【茂内委員】 よろしくお願いします。タブレットの2ページになります。外国籍町民支援事業費についてお聞かせください。この事業は、通訳が必要な方にとってはとてもいいものだと思います。今現在どの外国語を用意というか、なさっているのかということと、通訳できる方が、これは登録制なのか、登録制だとしたら今何人ぐらいいらっしゃるのか、そして先ほど2件の依頼があったとおっしゃっておりましたが、予算額が妥当なものなのかお聞かせください。

【関口委員長】 芝崎課長。

【芝崎学び推進課長】 通訳の派遣ということなんですけれども、こちらは神奈川県の一般通訳支援 事業という形で県で総括しているものになります。そちらに各語の登録をしていただいておりまして、 例えば私どもですと、4月の初めに校長会のときにお時間を取らせていただきまして、学校と通訳が必要な場合にはご連絡くださいということでお伝えさせていただきまして、ご依頼があったものにつきましては、県に必要なものを問合せしまして、例えばベトナム語の方が必要ですとか、そういう依頼をかけます。日程等の都合もありますので、そういった部分で合致するような形になった際に派遣していただき、その分の金額が1件3,000円の消費税という形で、これは一律となっておりますので、寒川町独自の金額ではございません。そういった部分で必要な件数をお支払いするような形となっております。 以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

吉田委員。

【吉田委員】 1点ご確認させていただきたいと思います。決算説明書は12ページ、青少年広場公衆 便所維持管理経費のところでございますが、今ご説明の中で便器凍結による修繕費ということでございました。令和元年に造って、1年で修繕費が上がってきたというところなんですけれども、まず、修繕 に関しては保険が適用されたということだったんですけれども、この内容がどういったものなのか、例 えばまだ1年しかたっていないので、保証じゃないですけど、そういったものがあったのかどうかと、修繕がされたということなんですが、原状回復なのか、それとも再度そのような凍結が起こらないような形で修繕されたのかということに関して確認させていただきたいと思います。

【関口委員長】 横山副主幹。

【横山副主幹】 青少年広場の公衆トイレの修繕のことについてご説明させていただきます。今、吉田委員におっしゃっていただいたように、凍結により洗浄ボタンの部分が破損してしまいました。それによって水が流れっ放しのよう状況が出てきまして、設置したときに凍結を想定できていませんでして、修繕につきましては、寒冷の時期に少し水を流しっ放しにできるような修繕を行って、今後凍結しないような修繕を行いました。

次に、若干いたずらで壊されてしまった部分が一度ありまして、やはり同じバルブの部分なんですが、 その部分で1回修繕を行いました。

以上です。

【関口委員長】 保険適用でやったんでしょう。

横山副主幹。

【横山副主幹】 申し訳ございません。全て修繕については保険が適用されております。また、いたずらということもありましたので、今年度トイレの横に防犯カメラを設置しまして、トイレ側に1か所と、あと青少年広場全体を見渡せるような箇所2か所、同じ箇所なんですが、2台のカメラを設置して防犯対策に取り組んでおります。

以上です。

【関口委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 対応された内容については理解しました。冬季凍結がしないような想定をしなければ

ならないのは、こちらなのか、トイレを造る業者側なのかというのは、こちらにそういった専門的知識があるのかどうか、ちょっと怪しいところがありますよね。でも、保険の割合というか、こちらが悪かったみたいな話になってしまっているのかなという点が1点と、直ったということで、水が流れっ放しになるような形になるから今年は大丈夫なんでしょうということなんですけども、それはいいや、なので、あとこの修繕は、ということは、いたずらの件も入っているので、凍結のみならず計2件の合計の修繕費という理解でよろしいのかということにご答弁いただければと思います。

【関口委員長】 横山副主幹。

【横山副主幹】 トイレの設置につきましては、他市町村の事例や町内の公衆便所の設置事例を参考にして設置しております。先ほど申し上げましたように、青少年広場の場所で寒い時期に凍結するというのは想定ができておりませんでして、それはトイレ業者、工事業者からもアドバイス的なのはなかったんですが、こちらの責任かなと思っております。トイレの修繕費の件数については2件で間違いありません。

以上です。

【関口委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 内容は把握しましたので、今後設備等を造る際には、いろんな状況を想定された上で 設置していただければと思います。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関ロ委員長】 それでは、以上で質疑を終結いたします。学び推進課の審議を以上で終結いたしま すので、よろしくお願いいたします。どうもご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

\_\_\_\_\_

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、学び育成部の最後になりますスポーツ課の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろ しくお願いいたします。

伊藤部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、学び育成部最後の課となりますスポーツ課の審査をお願いいたします。スポーツ課につきましても、本年4月に新設された課となります。説明につきましては大八木課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 それでは、よろしくお願いします。学び育成部スポーツ課所管の令和2年度決算につきましてご説明いたします。令和2年度の組織見直し前の課名は健康・スポーツ課でありました。そのうちスポーツ推進担当の所管事業が本年度スポーツ課に移行されましたので、本日は旧課のスポーツ推進担当所管の決算を、また都市計画課所管であった寒川総合体育館運営管理経費も、本年度よりスポーツ課に移行されましたので、こちらもスポーツ課にてご説明させていただきます。説明に当

たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料を基に行いますので、よろしくお願い いたします。

初めに、8款土木費2項都市計画費2目公園緑地費でございます。決算書の91、92ページ、タブレット資料は9分の2ページをご覧ください。寒川総合体育館運営管理費でございます。この経費は、備考欄に記載のとおり、令和2年度は都市計画課所管の事業でございました。体育館の維持管理運営に要する経費です。まず需用費の消耗品につきましては、利用者が使用する折り畳みテーブルや卓球等で使用するミニ得点板の購入費でございます。修繕料は、メインアリーナの床の一部傷んでいた箇所の修繕及びウレタン塗装や一部のガラス窓の枠のシーリング等の修繕費でございます。役務費は、体育館建物災害共済保険料、委託料は、寒川総合体育館の指定管理料、補償、補填及び賠償金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言発令による施設の休館及びまん延防止等重点措置発令による利用時間や利用人数を制限したことに伴う補償金でございます。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号①、決算書は29、30ページの都市公園施設設置管理使用料及び歳入番号②、決算書は43、44ページの都市公園施設命名権収入を寒川総合体育館指定管理委託料に充てております。

続きまして、10款教育費 5 項保健体育費 1 目保健体育総務費でございます。決算書の105ページから 108ページ、タブレット資料は9分の3ページをご覧ください。まず、職員給与費につきましては、スポーツ推進担当職員3人分及びさむかわ庭球場職員1人分の合計4人分の給料及び職員手当等及び共済費となってございます。

続きまして、タブレット資料9分の4ページをご覧ください。保健体育総務事務経費につきましては、スポーツ推進審議会の運営や職員の旅費に関するものでございます。まず、報酬につきましては、スポーツ等推進審議会委員の報酬、旅費は、スポーツ推進審議会委員の費用弁償、なお、不用額の理由については、資料記載のとおりでございます。また、本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、タブレット資料9分の5ページをご覧ください。スポーツ支援体制強化事業費につきましては、スポーツの推進を図るためスポーツ推進委員が実施する講習会により誰でも手軽に楽しむことができるニュースポーツの普及啓発を行うための事業費です。まず、報酬につきましては、多くの町民の皆様が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及や、町のイベントの運営支援を担うスポーツ推進委員への報酬、旅費につきましては、スポーツ推進委員が指導、技術等の向上のため研修会に参加するための交通費でございましたが、備考欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴いスポーツ推進委員が参加する予定であった事業及び研修会や協議会が全て中止となったことにより、予算の執行はございませんでした。需用費の被服費につきましては、新たにスポーツ推進委員として委嘱された2名分のユニフォーム及び委員全員分のベンチコート購入費でございます。負担金補助及び交付金は、町のスポーツ推進委員で構成する協議会の上部組織である神奈川県スポーツ推進委員連合会への負担金でございます。

なお、不用額の理由については、資料記載のとおり、また、本事業において特定財源の充当はございません。

次に、資料9分の6ページをご覧ください。スポーツ活動推進事業費につきましては、スポーツ活動の推進を図るため、若い世代から高齢者に対してスポーツを始めるきっかけづくりと場の提供を行うとともに、ストリートスポーツ普及啓発及び競技力の向上を目指す場として、各種スポーツ教室やスポーツ大会を実施したものでございます。まず、需用費の消耗品につきましては、東京2020オリンピックにおいてBMXレーシング競技に出場する寒川町在住の選手を応援するための懸垂幕及び横断幕購入費でございます。委託料は、ストリートスポーツ普及促進事業委託費であります。原材料費は、先ほどご説明いたしましたオリンピック出場選手を応援するための横断幕を設置するための単管パイプ等の材料購入費でございます。負担金補助及び交付金は、スポーツの全国大会や世界大会に出場する方への交付金、体育協会及びレクリエーション協会の事業補助、そしてスポーツ実行委員会への交付金となっています。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の43、44ページのまちづくり寄附金110万円は、ストリートスポーツ普及推進事業委託料へ充てており、こちらは財政課でまとめてご説明したものとなります。

タブレット資料9分の7ページをご覧ください。スポーツ推進計画事業費につきましては、町民の健康寿命の延伸と自主的なスポーツ活動を促進するとともに、スポーツによるまちづくりを推進するため、第2次寒川町スポーツ推進計画を策定するための事務経費です。まず、需用費の消耗品につきましては、計画の策定のために実施したアンケート用紙の購入費、役務費は、アンケート調査の回収に係る郵送料でございます。

なお、不用額の理由については、資料記載のとおり、また、本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、2目体育施設費でございます。決算書の107ページ、108ページ、タブレット資料9分の8ページをご覧ください。スポーツ施設運営管理経費につきましては、町の野外体育施設や庭球場などの運営管理に係る経費でございます。まず、報償費につきましては、先ほどご説明いたしました町内在住のオリンピック出場選手が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で練習拠点であった海外での活動が制限され、帰国を余儀なくされ、国内においても、県外である練習場への移動が制限により困難な状況下、新型コロナウイルス感染症の規制が解除されるまでの間練習ができないことから、公益財団法人日本自転車競技連盟会会長からの要望書の提出及び関係者等から町内における練習場の確保の要望があり、町も支援をする方針を決め、寒川町建設業協会協力の下、BMXの仮設のスタート練習場が設置されました。その設置協力をいただいた寒川町建設業協会への謝礼でございます。

続きまして、消耗品は、庭球場ほかスポーツ施設の維持管理補修等を行うための各種消耗品の購入費、燃料費は、さむかわ庭球場草刈り機の混合ガソリンの購入、光熱水費は、さむかわ庭球場の電気料、水道料及びプロパンガス代、倉見スポーツ公園の水道料、町営プール警備機器のための電気料、修繕料は、倉見スポーツ公園手洗い場の修繕を行った経費でございます。役務費は、さむかわ庭球場の電話料及び町営プール警備機器通信用の電話料、さむかわ庭球場の浄化槽定期検査料、町営プール、田端スポーツ公園の管理棟及びパンプトラックさむかわの火災保険料でございます。委託料は、さむかわ庭球場及び町営プール警備委託、さむかわ庭球場の浄化槽維持管理委託、倉見スポーツ公園、川とのふれあい公園

野球場及びサッカー場のトイレくみ取りと除草委託、田端スポーツ公園及びパンプトラックさむかわの 指定管理料、次に、使用料及び賃借料は、田端スポーツ公園に係る共有地及び県有地等の借地料、そし てAED機器の借上料でございます。原材料費は、倉見スポーツ公園のグラウンド用の黒土等の購入費、 負担金補助及び交付金は、いこいの広場の共有施設の維持管理経費に係る負担金でございます。補償補 填及び賠償金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために施設を休止、または入場を 制限したパンプトラックさむかわの指定管理に係る営業保証でございます。

なお、不用額の理由については、資料記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、決算書の31、32ページ、歳入番号①の庭球場使用料221万9,400円は、100万7,718円をさむかわ庭球場の維持管理経費に充当してございます。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明いたします。タブレット資料9分の9ページをご覧ください。決算書は31、32ページの14款使用料及び手数料1項使用料でございます。6目教育使用料04保健体育使用料の行政財産使用料につきましては、さむかわ庭球場の自動販売機等設置に係る使用料で、使用者は社会福祉協議会でございます。

次に、決算書は47、48ページの21款諸収入4項雑入1目雑入でございます。08雑入自動販売機等の電気使用料については、行政財産使用料でご説明しましたさむかわ庭球場に設置する自販機に係る電気使用料でございます。

以上で、スポーツ課所管の決算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2点お伺いします。まず、2ページの体育館運営のところに関してなんですけど、まず1つは、体育館が指定管理になっているわけなんですけど、今いろんな利用者の方から、体育館の指定管理者で自主事業をやっているおかげで利用がなかなかしにくいという話をよく聞きます。それに対して利用者の方からいろんな声は届いているのかというのを確認したいと思います。

それと、今説明の中で、命名権のことがありましたけど、これは指定管理料を町として払っているわけなんですけど、その指定管理料の中には含まれる、命名権のお金をまた指定管理料で払っていると今説明があったような気がしたんですけど、これはどういう、命名権のお金をもらっていて、また指定管理で返しているということになってしまうんじゃないかなと、うまく説明できないんですけど、ちょっと不思議な状態なんですけど、そういう経緯の説明をお願いします。

それと、6ページのスポーツ活動推進事業費の中で、委託料が結構金額が大きいんですが、これは委託先を詳しく説明をお願いします。

以上です。

【関口委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問の1点目につきまして、体育館の指定管理者が行っているが自主事業について、利用の仕方が分かりづらいというような声が届いているかということなんですけども、私どもにはそのような話の声は届いておりません。逆に、いろんな種目があって非常に楽しいといったような要望がありますので、そちらについては声がございません。また、命名権につきまして

は、この充当のところに書かれていると思うんですが、こちらの100万円分については、委託料に充当 されていますので、そういった解釈でお願いしたいと思います。

もう一点、3点目のストリートスポーツの推進委託料の内訳ということですけれども、合計金額が、2年度につきましては、1,572万7,662円でございまして、その内訳といたしましては、寒川町は民間業者に委託しております株式会社UCHINOに対しまして施設の利用料、こちらを民間の施設の運営に対して、町民に対しては施設の利用料半額にして在住者の優遇措置を図っている部分の補填、また施設の占用料、町民無料デーを月に2度開催していただいているんですが、そういった部分での町民の利用促進を図ってもらっている分の補填ですとか、あとレッスン料ですね。一流の競技者、指導者に対して、町民がこういった形で無料の開放デーで教えてもらっているため、そういった技術の向上に関する貢献の費用、レッスン料です。あと、レンタル料として、町民は優遇措置を受けておりまして、レンタル料は本来500円かかるところが無料でございまして、それと、寒川町のプロモーション活動、様々なメディアへの発信料、それと事務費、消耗品等を含んでおります。こういった内訳になっております。

【関口委員長】 山田委員。

以上でございます。

【山田委員】 まず、体育館の運営なんですけど、私の聞き方も悪かったのかもしれませんけど、指定管理者の独自事業に関しては、いろんな事業があっていいという話は聞いているんですけど、ただ問題は、自主事業をやることによって、どうしても利用したい時間に使えないと、いろんな団体がありますけど、そういう話があったので、その点についての確認でした。もう一度それの説明をお願いします。あと、すみません。それと、スポーツ活動推進事業費の委託料ということで、これは全て株式会社UCHINOに支払っているということで、分かりました。これに関しては、また総括質疑で詳しくやりたいと思いますので、お願いします。

【関口委員長】 1点だけ。

大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまの1つ目のご質問なんですけれども、利用したい時間に利用できないということでございました。こちらは指定管理者も、定期的に魅力的なイベントを開催して、様々な求めに、住民ニーズに応じた事業展開を図るために幾つも教室を展開していただいています。できる限り平日の利用の少ない部分を見込んで設定はしているんですけれども、どうしても土日に参加したい方々もいらっしゃるので、どうしてもその部分は重なってしまいます。ただし、町の事業ですとか、体育協会主催の事業については、優先的に予約を取るような仕組みを組んでおりますので、そういった大きなイベント等については差しさわりはないんですけれども、空いたところに教室を入れ、さらにそこに入りたい団体の方がいた場合には、どうしても重なってしまうということが生じてしまうので、その点については利用頻度の高いところについては、また分析しながら、そういったところは避けながら教室展開を図っていけるように指導していくことができると思いますので、そういった考え方でいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 他にございますか。 山上委員。 【山上委員】 それでは、1点お伺いしたいと思います。シンコースポーツが入って、指定管理者としてやっていただいて、私、利用者として非常にすばらしい事業者だと思っております。本当に指定管理としてやっていること自体すごくすばらしいことだと思っております。そういった中で、町が計上する予算、修繕費の関係なんですが、そのほかに指定管理者と交わす5年間の基本協定、または毎年組み交わす年度協定、どちらに入っているか分からないんですが、その中に幾らまでは指定管理者が予算の中で修繕に対して支払いなさいよという規定があるかと思いますが、そちらは何万円ぐらいになるんでしょうか。

【関口委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問に対しましてお答えいたします。今、委員がおっしゃったように、寒川総合体育館の管理に関する基本協定書と年度協定書がございまして、そのうちの基本協定書の条項、第6章にリスク負担分担というものがございます。そちらに施設の修繕等につきましては、それぞれ負担するものの区分がきちんと明記されておりまして、経年劣化等によるものは、金額については50万円未満の修繕料については、シンコースポーツ寒川アリーナの負担というような取決めを協議の上行っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【関口委員長】 山上委員。

【山上委員】 それでは、令和2年度に指定管理者がその予算内において行った施設修繕、または物件修繕、その内容を、お分かりになりましたら、お教えいただきたいと思います。

【関口委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 50万円の範囲で行われた令和2年度の内容につきましては、細かくはたくさんあるんですけども、主に一番多いのが、各施設の天井にある照明が切れたりしたときは、すぐに対応できるように修繕等の区分の範囲の中で行っていただいております。そのほかにも地下室の空調等のボイラー関係の部品の交換ですとか、あるいはLED照明、既存の物が壊れてしまったときにLED化にどんどん切り替えていますので、そういったものの消耗品、LED化の消耗品、あとは細かいところでいうと、トイレットペーパーのホルダーのカッターの破損ですとか、そういった細々したものでございます。

以上でございます。

【関口委員長】 他にございますか。

吉田委員。

【吉田委員】 タブレット資料は9分の6ページ、スポーツ活動推進事業費に係る委託料のところでございますけれども、金額につきましては、予算承認時にあったキャンセルポリシーの件もございますし、ある程度のところはございますけれども、この中に関しましては、ちゃんとした説明をする責任があるし、認定するに当たっても説明ができなければならない、この施設、またスポーツに関しましては、オリンピックの件もありまして、これは寒川町として先行投資の分野でございます。ですので、まだ理解が深まっていない町民の方がいらっしゃることも、皆さん重々承知されているとことと思われますので、もちろんあのときに中止のことも考えてキャンセルポリシーを組んだところでございますが、ただ

中止になってしまっただけではなく、このスポーツはこれから理解してもらうための努力をしていかなければならないものでございますので、令和2年度中止に代わるものとして何かお考え、また趣向を凝らしたかどうかお尋ねします。

## 【関口委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 今、委員のおっしゃっているイベントというのは、アークリーグの開催だと思います。アークリーグの大会の招致については、企画部が担当しておりますので、そちらについての代わりに行われる、また次の展開というのは、また企画部とは調整しなければならない部分なんですけれども、令和2年度につきましては、アークリーグに限らず様々なイベントが中止となっております。あるいは規模の縮小となっておりますので、そういった部分については、寒川町のスポーツ課のホームページなんですけれども、そういったものを通じてスポーツ庁が作成しているもの、あるいは様々な自治体が作成した家でできる健康管理、健康維持、高齢者から幼いお子さんをお持ちのご家庭に至るまで、そういったところに動画で配信できるようなサービスを私どものホームページから配信しております。アークリーグに代わる大きな事業というのは、スポーツ課としては今のところまだ計画はしてございません。

以上でございます。

# 【関口委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 コロナでございますので、なかなか新しい事業を今から企画するというのもなかなか難しいかもしれませんけれども、ビデオを撮るとか、子どもたちの様子を配信するとか、そういったスポーツの楽しみ方というものを町として発信していく、スポーツ、この施設の意味を町民に意識づけていくことが大切だと思いますので、必ずしも事業をやるばかりではなく、理解してもらう、この施設を造るためにお金を投資したことを理解していただくための努力を担当課としてもしていっていただきたいと思いますし、ただ、このような時期でもございますから、なかなか難しいとは思いますけれども、ご理解いただけるような施策を講じていただきたいなと思うところでございます。特に何か答弁が必要なわけではございませんが、感想等がございましたらいただきましょうか。

#### 【関口委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 今、委員おっしゃるとおり、様々なイベントが中止になっています。スポーツに限らず、文化活動といったものが中止になっておりまして、私どもスポーツ課の担当するものといたしましては、健康の保持増進というものは最も大切な部分でございますので、そういったものが、実際に各種調査をしますと、体力の低下というのはあらゆる年齢層において数値が低下しているということが示されておりますので、そういったことは非常に懸念しているところでございます。そうしたものを新たな今のこのコロナ禍において発信できるスポーツの形というのが多様に存在してくるようになりました。ですから、これからアプリを通じたラン&ウオークですとか、そういったイベントをどんどん発信していきたいなと思いますので、10月1日号の広報にもその辺の発信はしていきたいなと考えております。

以上でございます。

## 【関口委員長】 伊藤部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、FLATPARKのことも含めて、THE PARKのお話が出ていますので、基本的というか、私も所感を述べさせていただきたいと思います。

今回の東京2020オリンピック大会、今回スケートボードでありますけれども、白井空良君という若き オリンピアンが出場したわけであります。結果的には皆様ご存じであるとは思いますけれども、その放 映を生で私も視聴していたところなんですけれども、寒川町に今拠点を置いてパークでそのコンセプト の中、フラットランドというBMXとスケートボードというストリートのセクションを備えているTHE PARK、今回ここに委託しているわけですけども、そこに白井選手が監修して、コースというか、セクシ ョンを設置している、オリンピックに出場したときに、寒川町にメダルを持って帰りたいんだと、この ようにNHK放送です。NHKでそのようなものを放送していただきました。それを見たとき、私も見 て、聞いたときに、そうやって寒川を宣揚してくれているんだなということがすごく心に響きまして、 こちらもそういった選手を応援しているということを踏まえて、誇りに思えた部分があります。結果は ご存じだと思いますけれども、そういう中で、今回ストリートスポーツも含めて、国もオリンピックの 結果を見て、金メダリスト、男女共に日本が獲得して、ナショナルトレーニングセンターについてもど ういう考え方があるのかと、国も事後にそういったものに対しての投資をしていくというような報道も ございました。それに先んじて、町としては、そこを宣揚していくんだと、ブランドも含めて、様々あ ると思いますけども、そこを中心に町を活性化させていくんだと、若者が注目するような、一般質問で も答弁させていただきましたけれども、若者が若者を呼ぶというような、そういったところを築いてい きたいというところから、そこに我々の気持ちを乗せて、今回ストリートスポーツの促進事業も行って いるわけです。その効果を期待しているところでありますけども、そういうことなんです。なかなか伝 わりにくくて申し訳ないんですけども、原稿を用意してございませんでしたので、たどたどしい発言に なって恐縮でありますけども、思いを持って継続していきたいとは思ってございますので、ご理解いた だければと思います。よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、以上で、スポーツ課の審議を終了いたします。ご苦労さまでした。

委員の皆様、10分でお昼になりますので、ここでお昼休憩を取りたいと思います。午後1時15分から 特別委員会を再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

\_\_\_\_\_\_

【岸本副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

午後よりは、私が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

これから健康福祉部の審査に入ります。まずは健康福祉部福祉課の審査です。執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 皆さん、こんにちは。これより健康福祉部が所管いたします令和2年度一般会計及び3特別会計の歳入歳出決算の審査をお願いいたします。まずは福祉課が所管いたします一般会

計でございます。説明につきましては中澤福祉課長が、また質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 それでは、福祉課所管の令和2年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、福祉課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。決算書は69ページから76ページの3款民生費1項社会福祉費1 目社会福祉総務費から2項児童福祉費1目児童福祉総務費になります。タブレットの2ページをご覧く ださい。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。職員給与費でございます。福祉 課13名と高齢介護課3名、保険年金課2名の給与、職員手当及び共済費など人件費でございます。

タブレットの3ページをご覧ください。社会福祉事務経費は、総務担当の事業全般に関する事務経費 でございます。報償費は、町地域福祉計画推進会議委員15名分の記念品代でございます。旅費は、職員 の普通旅費で、需用費の消耗品費は、参考図書購入代でございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの遺族 等援護事務交付金6万7,900円、報償費と需用費の消耗品費へ充当しております。金額は、県の配分基 準にて交付されるものです。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの4ページをご覧ください。民生委員児童委員活動事業費でございます。地域福祉の要として的確な相談、支援へつなげるための活動をしている民生委員児童委員の活動を推進するための経費です。報酬は、民生嘱託員70名分の報酬を支出したものでございます。旅費は、職員の普通旅費ですが、コロナ禍のため担当者会議の中止や書面会議、またはオンライン会議により旅費の執行はありませんでした。負担金補助及び交付金は、県が負担しております民生委員児童委員活動費と地区民生委員児童委員協議会活動費を町経由で協議会へ補助したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は37、38ページの民生委員児童委員活動費等負担 金は、民生委員児童委員協議会補助金に467万250円充当しております。

タブレットの5ページをご覧ください。社会福祉協議会補助事業費でございます。地域福祉活動の推進を図るため、様々な事業を展開している寒川町社会福祉協議会の事業費等の補助を行ったものでございます。令和2年度は年間を通じてコロナによる各種事業の中止や規模の縮小を余儀なくされた中での事業運営でございました。また、町と協働でみんなの地域福祉つながりプランを策定いたしました。

タブレットの6ページをご覧ください。避難行動要支援者支援事業費でございます。災害発生時において避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため避難行動要支援者情報を提供し、避難誘導等支援体制の整備を推進していくものでございます。役務費は、郵送料でございます。使用料及び賃借料は、避難行動要支援者名簿と地図情報が検索できるシステムを導入したパソコンを借り上げたリース料でございます。

続きまして、タブレットの7ページをご覧ください。行旅死亡人等関係経費でございます。身元不明 や引取者のないご遺体が発見された場合、行旅病人及び行旅死亡人取扱法や墓地埋葬等に関する法律に 基づき町が埋火葬を行った費用でございます。役務費は、官報掲載料で、委託料は、行旅死亡人等葬祭 委託料でございます。

タブレットの8ページをご覧ください。戦没者遺族等援護事業費でございます。戦没者の遺族や被爆者の方々への追悼見舞金を支給する経費でございます。需用費の消耗品費は、町戦没者追悼式への生花代、役務費の通信運搬費は、国の戦没者特別弔慰金に関する対象者への郵送料です。次の負担金補助及び交付金は、町遺族会への補助金でございます。扶助費は、原子爆弾被爆者見舞金13人に13万円を支給いたしました。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は41、42ページの遺族等援護事務交付金2万9,100円は、需用費の消耗品費及び役務費へ充当しております。

タブレットの9ページをご覧ください。福祉活動センター維持管理経費でございます。障害者の福祉 の増進を図る施設である福祉活動センターの建物の維持管理を社会福祉法人翔の会に指定管理委託して いるものでございます。役務費は、建物保険料で、委託料は、指定管理者による維持管理業務委託でご ざいます。

タブレットの10ページをご覧ください。保護司会活動支援事業費でございます。社会を明るくする運動や保護司会会員の研修並びに更生保護や犯罪予防の推進を図る保護司会の活動を支援することを目的とした経費で、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎・寒川地区保護司会及び寒川地域保護推進会への補助金で、合わせて8万3,700円を支出しております。

続きまして、タブレットの11ページをご覧ください。社会福祉基金積立金は、社会福祉の増進を図る 事業の財源に充てるため、これを社会福祉基金として積み立てるもので、内容は利子でございます。残 高につきましては、決算書の166ページ(11)社会福祉基金をご参照ください。

続きまして、タブレットの12ページをご覧ください。災害等見舞金支給事業費は、自然災害等の被災者に対し見舞金を支給し、福祉の増進を図るものですが、見舞金の支給実績はありませんでした。

次は、障害福祉関係でございます。決算書は71ページから76ページでございます。まず初めに、タブレットの36ページをご覧ください。資料1の寒川町の障害者の状況について、年度別、障害別の手帳所持者でございます。年度当初の4月1日基準としての集計でございます。手帳所持者数としては、身体障害者の総数は微減傾向ですが、知的と精神障害者及び精神の自立支援医療の所持者は年々増加傾向にあります。令和3年度は、障害者手帳所持者総数のうち身体障害者が60.3%、知的障害者が19.6%、精神障害者が20%の割合でございます。

次に、タブレットの37ページの2、障害支援区分認定状況でございます。1年間に認定した障害支援 区分ごとの集計で、身体、知的、精神の計でございます。昨年度はコロナの影響で障害支援区分の認定 期間の延長特例により当初の想定件数より下回った結果となっております。

次に、タブレットの38ページ、3、支給決定状況でございます。一番下の合計欄をご覧ください。障害福祉サービスの利用を申請され、決定した件数でございますが、障害当事者の重度化や家族の高齢化、また知的、精神の手帳取得等の増により支給決定も増加傾向にあります。

それでは、タブレットの13ページにお戻りください。 2 目障害福祉費でございます。障害福祉事務経費は、障害福祉事業全般にわたる事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費です。需用費の消耗品費は、相談支援従事者研修受講時の教材費でございますが、不用額の理由は、備考に記載のとおりで

す。次の印刷製本費は、窓付封筒代でございます。役務費は、自立支援医療受給者証の郵送料でございます。 委託料は、障害福祉総合システムの運用保守委託料と税制改正や報酬改定に伴う障害福祉総合システムの改修委託料でございます。

なお、システム改修委託料の一部は令和2年12月会議における一般会計補正予算で議決いただき、令和3年度に319万円を繰り越しております。使用料及び賃借料は、コンピューター借上料でございます。 負担金補助及び交付金は、県下全市町村が使用している障害福祉サービス費の支払いシステムである神奈川システムの改修に伴う町負担金でございます。

次に、下表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号①、決算書は35、36ページの障害者総合支援事業費補助金は、障害福祉総合システム改修委託料に66万3,000円を充当しております。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの14ページをご覧ください。障害者自立支援事業費の障害者自立支援給付事業費でございます。障害者総合支援法に基づく事業で、報酬は、障害支援区分認定審査会の経費として審査会委員4人分の報酬です。報償費は、審査会委員の研修に伴う謝礼でございます。役務費は、支給決定等の郵送料と認定用医師意見書作成手数料及び自立支援給付費等審査支払手数料でございます。委託料は、障害支援区分認定調査を相談支援事業所に委託した費用でございます。

次に、扶助費でございますが、別紙資料にてご説明いたします。タブレットの39ページをご覧ください。資料2令和2年度自立支援給付費等支払実績でございます。①介護給付費は、障害総合支援法により障害者とその家族等に日常生活の介護を中心とした援助を行うもので、居宅介護から施設入所支援までの8事業の経費でございます。

次に、②訓練等給付は、障害者の生活及び就労のための訓練を行うもので、共同生活援助は、グループホームで生活されている方への支援費で、就労継続支援B型は、雇用契約のない就労の場としての事業支援費で、共同生活援助から就労定着支援までの8事業の経費でございます。

続いて、③その他でございます。地域復興支援は、施設入所者や長期入院者の地域移行に向けての支援を行います。計画相談支援は、サービス等利用計画やそのモニタリングを作成したときに作成事業所へ支払う給付費でございます。高額障害者給付は、障害福祉サービスを複数利用している同一世帯等に対し、世帯の負担を軽減する観点から、一定の基準額を超える場合、償還払いするものでございます。 ①から③までが全国共通の国サービスとなっております。

次に、④県の単独事業でございますが、地域で生活する知的障害者や精神障害者の自立生活を促進するため、グループホーム運営の安定化や重度障害者の介護の加算など県が上乗せして行っている事業で、 県制度とともに助成したものでございます。

次に、⑤町事業は、障害者が円滑に外出できるよう障害者等の移動を支援した移動支援事業、日中一時的に障害児・者を預かり、障害児・者を持つ介護者の負担の軽減及び就労促進の立場から支援をする日中一時支援事業、家庭において入浴の困難な重度の障害児・者に対して、心身の機能の維持向上及び家族の身体的労苦の軽減を図るため実施する訪問入浴サービス事業でございます。⑥の児童通所事業につきましては、後ほどご説明いたします。

それでは、タブレット14ページにお戻りください。扶助費の内訳は、ただいまご説明いたしました自

立支援給付費のとおりでございます。扶助費は、障害当事者の重度化や家族の高齢化に伴い障害福祉サービスの利用が増えており、対前年度比で約1.04%の増となっております。

続いて、下表をご覧ください。全て扶助費へ充当でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページの障害者自立支援給付費等国庫負担金は、4億1,146万5,500円の充当で、負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

歳入番号②、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金は648万3,000円の充当で、補助割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1ですが、割落としがあり国の予算内の配分で歳入されております。

歳入番号③、決算書は37、38ページの障害者自立支援給付費等県費負担金は、2億394万1,157円の充 当で、負担割合は歳入番号①のとおりです。

歳入番号④、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金は、311万9,500円の充当で、補助割合は、歳入番号②と同様です。

歳入番号⑤、決算書は39、40ページの障害者地域生活支援関連事業費補助金は、586万8,000円の充当で補助割合は2分の1でございます。これら特定財源の充当合計額を事業費から差し引いた額が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの15ページをご覧ください。補装具交付等事業費につきましては、障害者の更生のために 必要な補装具の購入、または修理といった際の費用を支給したものでございます。交付等の実績は備考 に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。全て扶助費に充当しております。歳入番号①、決算書は33、34ページの障害者自立支援給付費等国庫負担金652万7,329円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの障害者自立支援給付費等県費負担金378万1,237円とともに交付され、充当しております。

歳入番号③、決算書は39、40ページの在宅障害者福祉対策推進事業補助金7万4,000円を充当しております。補助率は2分の1でございます。これら特定財源の充当合計額を事業費から差し引いた額が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりとなっております。

タブレットの16ページをご覧ください。療養介護医療費助成事業費は、医療と介護を常時必要とする 障害者が国で定める病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理下で介護を受ける場合、 その医療分を給付したもので、役務費は、国保連等への事務手数料で、扶助費は、7名分の医療費を助 成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は33、34ページの障害者医療費国庫負担金412万2,840円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの障害者自立支援給付費等県費負担金189万1,342円とともに交付され、扶助費へ充当してございます。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計額を事業費から差し引いた額が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの17ページをご覧ください。障害者虐待防止対策支援事業費は、障害者虐待防止法に基づき24時間365日障害者虐待に関わる通報、届出の受理及び緊急時の一時保護のための居室の確保といった体制整備を図ることによって障害者の権利擁護を図るもので、委託料は、居室確保のための体制整備

費用でございます。

続いて、下表をご覧ください。全て委託料へ充当しております。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金21万4,000円は、歳入番号②、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金10万7,000円とともに交付され、充当してございます。これら特定財源の充当合計額を事業費から差し引いた額が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

続きまして、タブレットの18ページをご覧ください。更生・育成医療費助成事業でございます。身体 障害者に対しその障害を除去、または軽減するために必要な医療を受けた場合の医療費等を給付したも ので、18歳以上を対象とした更生医療費助成事業と18歳未満の児童を対象とした育成医療費助成事業を 合わせて1つの事業としております。役務費は、国保連等への事務手数料で、負担金補助及び交付金は、 医学的判定の業務負担金でございます。扶助費は、更生・育成医療費を助成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。全て扶助費に充当しております。歳入番号①、決算書は33、34ページの障害者医療費国庫負担金4,460万1,177円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの障害者自立支援給付費等県費負担金2,146万2,772円とともに交付され、充当しております。これら特定財源の充当合計額を事業費から差し引いた額が本事業の一般財源でございます。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの19ページをご覧ください。地域生活支援事業費の相談支援事業費でございます。障害者本人、保護者、または介護を行う者等からの相談に応じ、福祉サービスの調整や必要な情報の提供、助言を行い、障害者の自立を支援する事業でございます。報酬、職員手当等共済費は、精神保健福祉士である会計年度任用職員2名に支出したものでございます。報償費は、町地域自立支援協議会委員14名分の謝礼でございます。旅費は、会計年度任用職員の交通費及び普通旅費でございます。役務費は、判断能力が不十分な重度の知的障害者や精神障害者の財産や権利を守る制度で、成年後見人等を選任する必要があり、町が家庭裁判所に2件の申立てを行い、その費用を手数料として支出いたしました。委託料は、委託相談支援事業を社会福祉法人翔の会、生活相談室すまいる及びNPO法人藤沢相談支援ネットワークゆいっとに委託し、実施したものでございます。また、令和2年10月より相談支援の充実強化を図るためNPO法人藤沢相談支援ネットワークに委託し、寒川基幹相談支援センターを町内に1か所設置いたしました。扶助費は、成年後見人への報酬でございますが、被後見人に資力、財力がないことから町で1件分を助成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金1,167万9,000円は、歳入番号②、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金576万1,000円とともに交付され、報償費以外全ての科目へ充当しております。

次の歳入番号③、決算書47、48ページの成年後見制度申立費返戻金は、役務費へ充当しております。 これら特定財源の充当合計額を事業費から差し引いた額が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及 び充当額は記載のとおりです。

タブレットの20ページをご覧ください。コミュニケーション支援事業費は、手話通訳者等の設置及び派遣することにより、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を進め、福祉の向上を図る事業でございます。報酬、職員手当等共済費は、会計年度任用職員として福祉課に設置している手話通訳者1名

分の費用で、福祉課窓口に週5日の勤務でございます。報償費は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣費用に伴う謝礼を支出したもので、主な派遣先といたしましては医療機関でございますが、昨年度はコロナの影響で町主催の事業やイベントが軒並み中止となったことによる派遣件数の減となっております。旅費は、会計年度任用職員の交通費です。需用費の消耗品費は、要約筆記用の事務用品でございます。役務費は、手話通訳者等派遣事業に伴う保険料です。また、役務費の不用額は、備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、設置手話通訳者が派遣先で利用した際の駐車場料金でございますが、実績がございませんでした。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金147万4,000円は、歳入番号②、決算書39、40ページの地域生活支援事業費補助金72万7,000円とともに交付され、使用料及び賃借料以外の全てへ充当しております。これら特定財源の充当合計額を事業費から差し引いた額が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの21ページをご覧ください。日常生活用具給付等事業費は、在宅の重度身体障害者等に対し日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図るものでございます。役務費は郵送料で、扶助費は、ストマ用装具、紙おむつ及びその他の日常生活用具を給付したものでございます。給付件数等は備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金394万2,000円は、歳入番号②、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金194万6,000円とともに交付され、扶助費へ充当しております。これら特定財源の充当合計額を事業費から差し引いた額が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの22ページをご覧ください。地域活動支援センター機能強化事業費でございます。地域の 実情に応じ障害者の創作的活動や生産活動の提供、社会との交流促進等を目的として実施しているもの で、委託料は、町内にあります地域活動支援センターFの運営をNPO法人ともだちに委託したもので ございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの利用に対する町民 の利用分を茅ヶ崎市と相互利用の協定に基づき支出したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金54万2,000円は、歳入番号②、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金26万8,000円とともに交付され、委託料へ充当しております。

歳入番号③、決算書は39、40ページの障害者地域生活支援関連事業費補助金32万円は、委託料へ充当 しております。補助率は県2分の1、町2分の1でございます。

歳入番号④、決算書は47、48ページの地域活動支援センター負担金27万5,000円は、茅ヶ崎市民が寒川町内の地域活動支援センターを利用した場合の茅ヶ崎市からの負担金でございます。負担金補助及び交付金へ充当してございます。これら特定財源の充当合計額を事業費から差し引いた額が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの23ページをご覧ください。就業・就労支援事業費は、障害者の就業、就労を支援する事業で、負担金補助及び交付金は、障害者の職業能力に応じた就労の場の確保や職場定着を支援するための湘南地域就労援助センターを藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で広域連携で行っているもので、

これに関わる寒川町分の運営費、負担金を支出したものでございます。負担割合は人口割で、藤沢市59%、茅ヶ崎市34%、寒川町7%となっております。令和2年度の障害者の就労実績は備考に記載のとおりですが、業種、職種といたしましては、全般的にコロナ禍で飲食業は厳しいものの、事務補助やプログラミング作業といった職種に新規就労しております。扶助費は、障害のある方に施設通所交通費の助成を行いました。

ここでタブレットの40、41ページをご覧ください。資料3、令和2年度寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達実績についてご説明いたします。物品、役務合わせて4件、調達先は寒川町障害者事業所連絡会で、実績は合計で231万4,017円でございました。調達目標が230万円以上でしたので、目標を達成しております。

タブレットの41ページは、寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達品目の一覧になります。町内 福祉事業所から調達できる内容の一覧となっております。

続きまして、タブレットの24ページをご覧ください。社会参加支援事業費は、障害者の社会参加を促進するため、スポーツ教室の開催、スポーツ大会参加支援、手話通訳者養成講習会の開催、福祉タクシー利用助成などの事業でございます。委託料は、手話講習会を町聴覚障害者協会に委託し、上級コース全13回を開催したものでございます。なお、不用額につきましては、備考に記載のとおりです。負担金補助及び交付金は、障害当事者、その家族の団体や支援者の団体が集まった寒川町福祉団体協議会への補助金です。扶助費は、在宅の重度心身障害者がタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成いたしました。なお、スポーツ教室は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、県のスポーツ大会が中止されたため開催はいたしませんでした。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金6万3,000円は、歳入番号②、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金3万1,000円とともに交付され、委託料へ充当しております。これら特定財源の充当合計額を事業費から差し引いた額が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりとなっております。

タブレットの25ページをご覧ください。在宅障害者福祉サービス充実事業費でございます。在宅の障害者が安心安全な在宅生活を送るために必要な各種サービスを提供する事業です。委託料は、障害者のためのSOSネットワーク事業委託料です。なお、令和2年度は在宅重度障害者緊急システム委託料に関して利用実績がなかったことによる不用額となっております。続いて、負担金補助及び交付金は、在宅重度障害者の生活環境の整備を図るため、既存住宅をその障害に適するように住宅改修する費用の一部を助成することにより、経済的負担及び福祉の向上を図る住宅設備改善費助成事業として支出いたしました。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は39、40ページの在宅障害者福祉対策推進事業補助金23万8,000円は、負担金補助及び交付金へ充当しています。負担割合は県2分の1、町2分の1でございます。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

続きまして、タブレットの26ページをご覧ください。地域生活支援拠点整備事業費は、障害者の重度 化、高齢化や親亡き後を見据え地域全体で障害者の生活を支えるため、障害者の生活支援を実施する地 域生活支援拠点を位置づけ、緊急時を含めたサービス提供の体制整備を図るもので、令和2年10月より 開始いたしました。需用費の消耗品費は、新型コロナウイルス感染予防対策用の衛生用品購入代です。 委託料は、保護者や介護者のけが、入院等の緊急時の受入体制としての居室の確保でございます。令和 2年度は地域生活支援拠点事業所として町内に1か所確保いたしましたが、コロナ禍で施設や事業所へ の働きかけが十分に行えなかったことにより当初想定しておりました事業所数には至っておりません。 引き続き拠点事業所の確保に努めてまいります。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金2,000円は、歳入番号②、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金1,000円とともに交付され、委託料へ充当しております。他の充当先及び充当額は記載のとおりとなっております。

タブレットの27ページをご覧ください。障害者医療費助成事業費の重度障害者等医療費助成事業費でございます。心身障害者の健康維持と福祉の増進を図ることを目的として、心身障害者が医療機関等で支払う保険診療の自己負担分を助成するものでございます。需用費の消耗品費は、医療証の用紙購入代、役務費は、郵送料と医療費の審査支払手数料を支出したものでございます。扶助費は、対象となる1、2級の身体障害者手帳所持者、3級の内部機能障害の身体手帳所持者、A1からB1の療育手帳所持者、知的障害と認定された方のうち知能指数が50以下の方、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者の医療費を助成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は39、40ページの重度障害者医療費給付補助事業補助金4,201万7,000円は、役務費と扶助費に充当しております。補助率は県2分の1、町2分の1でございます。

歳入番号②、決算書は47、48ページの重度障害者等医療費助成金高額療養費等返戻金1,585万8,548円は、本来保険者の負担する高額療養費の返還分で、扶助費へ充当しております。これら特定財源の充当合計額を事業費から差し引いた額が本事業の一般財源となっております。

タブレットの28ページをご覧ください。障害福祉サービス等地域拠点事業者配置事業費は、医療的ケアが必要な在宅の重度障害者等で、障害特性により通常のサービスでは支援困難な人や緊急的な支援が必要な人に24時間365日対応できるよう、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町及び鎌倉市の広域連携により短期入所の拠点事業所を配置し、サービス提供体制の整備を図ったものでございます。内容といたしましては、寒川町分の運営費負担金を支出したもので、負担割合は人口割、登録割、利用者数で算出されております。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は39、40ページの障害者地域生活支援関連事業費補助金22万1,000円を充当してございます。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりとなっております。

タブレットの29ページをご覧ください。寒川町障害者福祉計画推進事業費でございます。令和3年度 からの町障害者福祉計画の策定に向け実施したアンケート調査結果に関する分析、集計に要した費用で、 委託料として支出したものでございます。

続きまして、タブレットの30ページをご覧ください。過年度国庫支出金返納金でございます。国庫負担金の過年度精算により生じた返戻金でございます。

次のタブレットの31ページをご覧ください。過年度県支出金返納金でございます。こちらも県支出金

の過年度精算により生じた返戻金となっております。

次に、決算書は73から74ページになります。タブレットは32ページをご覧ください。5目プレミアム付商品券のプレミアム付商品券事業費でございます。国の施策の一環として令和元年10月より消費税、地方消費税の10%引上げによる低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えするため、プレミアム付商品券を発行し、販売に要した経費でございます。委託料は、寒川町商工会へ換金業務を業務委託いたしまたので、その委託料として支出いたしました。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページのプレミアム付商品券事業費補助 金509万2,700円のうち114万6,874円を委託料へ充当しております。補助率10分の10でございます。なお、 当補助金には令和元年度の事業実施分に対する補助金も含まれてございます。

続きまして、決算書は75から76ページになります。タブレットは33ページをご覧ください。 2項児童福祉費1目児童福祉総務費児童福祉給付事業費でございます。児童福祉法に基づき、身体や知的、精神障害のある児童等に対し日常生活や社会生活を営むために児童通所支援を行うものです。 役務費は、国保連等への通所給付費等支払運営手数料で、扶助費は、児童通所支援の給付費を支給したものでございます。給付内容の詳細につきましては、もう一度タブレットの39ページ、資料2令和2年度自立支援給付費等決算資料をご覧ください。 ⑥児童通所のうち児童発達支援は、主にひまわり教室の利用に伴うサービス費でございます。 令和元年度に比べ利用人数の増による利用増となっております。 次の放課後等デイサービスも同様に利用増となっております。 児童通所給付費全体で対前年度比約1.20%の増となっております。

タブレット資料33ページにお戻りください。下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は33、34ページの障害児施設措置費給付等国庫負担金7,306万3,500円は、歳入番号②、決算書は35、36ページの障害者総合支援事業費補助金61万1,000円及び歳入番号③、決算書37、38ページの障害児通所給付負担金3,956万7,546円とともに交付され、いずれも扶助費の児童通所給付費へ充当しております。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計額を事業費から差し引いた額が本事業の一般財源です。

続きまして、タブレットの34ページをご覧ください。令和2年度歳入決算一般財源ほかの概要でございます。決算書は35、36ページです。15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生国庫補助金3節プレミアム付商品券事業助成金のプレミアム付助成金事務補助金685万2,000円は、令和元年度に実施いたしましたプレミアム付商品券事業に対する事務費の国庫補助金を歳入したものでございます。

続きまして、決算書49、50ページになります。21款諸収入4項雑入2目過年度収入の障害福祉費国庫 負担金過年度収入1,142万3,298円でございますが、これは令和元年度の障害者自立支援給付費国庫負担 金と令和元年度障害児施設措置費給付費国庫負担金の精算交付金を歳入したものでございます。

以上で、福祉課所管の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 【岸本副委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 失礼しました。ただいまの説明の中で、誤りがありましたので、1点ほど訂正させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

タブレットの33ページの児童福祉給付事業費に当たります扶助費でございまして、先ほどご説明で、 児童通所給付費全体で「対前年度比約1.20%の増」と私が申し上げましたが、失礼いたしました。 「120%の増」ということで訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。よろしくお願いい たします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方はいらっしゃいますで しょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 よろしくお願いします。タブレットの25ページになります。在宅障害者福祉サービス 充実事業費についてお伺いいたします。委託料の不用額が多いことにより質問させていただきます。まず1つ目なんですが、委託しているSOSネットワーク事業以外に福祉サービスは何かありますでしょうか。

2つ目の質問です。現在18人の登録者がいらっしゃいますが、利用実績はゼロということで、これはいいことなのかもしれませんが、登録者を増やす何か試みはありますでしょうか。また、合わせて障害者手帳とかが必要ということがありましたら、教えてください。

3つ目です。交付金についてなんですけども、助成実績が2件にとどまった理由がありましたら、教 えてください。

【岸本副委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 ただいま1点目のご質問で、SOS以外の事業で委託料がというお話だったと思いますが、こちらはご説明の中にも緊急時の在宅通報システム委託というものを予算化させていただきましたが、実際上はご利用いただく方がいらっしゃらなかったということです。過去には1名の方にご利用いただいておりましたが、長期入院という形になってしまいましたので、一時的にそこで委託料については終了とさせていただいております。

続きまして、2点目の18名分のSOSネットワーク事業の登録ということについて、周知等の話かと 思われるんですが、まず、こちらの18名につきましては、昨年度2名新規登録していただきましたので、 18名という実績になっております。基本的には手帳を取得された際に、手帳に関して様々な制度がござ いますので、そちらの際に制度のご利用をご説明させていただいて、その方に合った制度のご利用をし ていただくように周知をさせていただいているところです。また、必要に応じて町の広報等にもその辺 は周知させていただいているところです。

3点目の質問で……。

【岸本副委員長】 交付の件ですね。

千野副主幹。

【千野副主幹】 最後のご質問、交付金が2件にとどまった理由というところになりますが、こちらは住宅改修のものになりまして、昨年の相談については2件の相談でございました。寒川町に寄せられた相談については全て支給ができている状態になっております。今年についてもそういった形ができておりますので。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょか。

山田委員。

【山田委員】 3点お聞きします。まず、4ページの民生委員児童委員のところなんですけど、説明の中で70名ということでしたけど、これに関して実際民生委員さんは、いろいろと今大変な状況だと思うんですけど、この充足率というか、実際定員は足りているのかということをまずお聞きしたいと思います。

それと、次が14ページなんですけど、障害者自立支援給付事業ということで、扶助費にかなり不用額があるんですけど、これに関してちゃんと支給されているのかというところを確認取りたいと思います。それから、次の15ページですね。補装具の交付事業なんですけど、これに関してもちゃんと申請に対し手当ができているかなというのを確認したいと思います。

以上です。

【岸本副委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 それでは、1点目の民生委員児童委員の充足についてのご質問かと思いますが、ただいまのところ町では定員といたしましては73名になっております。それに対しまして70名で3名欠員という形になっております。この欠員につきましては、その地区お一人大体200から300世帯ぐらいをめどに担当していただいているんですが、欠員が発生したところの地区は、ほかの民生委員さんにその地区の分をある程度割り当てて、ご負担いただいているという状況になっております。

それから、2番目のご質問で、サービス費の扶助費の不用額についてのご質問かと思われますが、こちらにつきましては、原則ご申請いただきまして、必要な方に対してのサービス提供というものは、こちらでは支給決定をさせていただいて、必要なサービスが行き届いているという考えを持っております。ただ、不用額につきましては、利用の実態とかが例年違ってきたりとかしますし、あと昨年度はコロナの影響で外出の自粛がありましたので、移動支援であったりとか、あとは短期入所を新規でご利用いただく場合も、施設側も感染の拡大を懸念されて、一時的に新規利用につながる部分が滞ったというか、そういう状況もありましたので、例年よりもその辺の利用が促進できていなかったのかなとは感じておりますが、ただ、それも当初の緊急事態宣言の中であって、その後は通常のサービスが提供できるような形で、事業所さんも事業所自体を休業するとかということはなく、通常どおりの開設をしていただく中で、感染予防対策を徹底していただいて、受入れをしていただいているということで、こちらも確認は取れております。

それから、あと補装具につきましても、これも年度によって交付の実績にばらつきもございます。また、単価が高額のものが発生したりとかすると、当然その給付額というものも高額になったりしますが、現状ご申請いただいた方に対して判定をいただいて、それを支給している分については、こちらとしては充足してご利用いただいていると認識しております。

以上になります。

【岸本副委員長】 山田委員。

【山田委員】 じゃ、民生費に関しては3名不足しているということで、これに関しては現状では3 人分を残った人で分担しているということですけど、これに関してはいろんな大変なお仕事なので、大 変だと思います。なるべく協力を求めていただきたいと思います。

あとそれと、自立支援の給付金関係で、これに関しては申請した方に関して、申請しても却下された りということはない、補装具に関してもそうなんですけど、もし何かの事情で申請に対して受け付けら れなかったということはないんでしょうか。確認します。

【岸本副委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 ただいまのご質問で、原則ご申請いただきますと、その方に見合った支給量というものをサービス等利用計画とかを立てていただいて、ご家族の支援の状況とかも勘案した上で、支給決定させていただいておりますので、支給決定に対しての利用はできていると認識しております。

利用率を今お話ししますので、少しお待ちください。

【岸本副委員長】 千野副主幹。

【千野副主幹】 ただいまのご質問の中で、大まかな利用率といいますか、実際の決定量に対する支給がどのぐらいあったかというものを、全体のものとしてはないんですが、主なサービスの内容で幾つかご説明させていただきます。ヘルパーのサービスであります居宅介護になりますと、決定量に対しての実際の受給量というのが、今の率でいきますと83%、そのほか生活介護といいまして、今デイサービスに当たるものですかね。そういったものになりますと、86%となります。あとは就労系のものになりますと87%、そういった形の今の決定量に対する受給率という形になっております。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 3点ほどお伺いしたいと思います。まず、5ページなんですが、社会福祉協議会補助 事業の補助金の関係です。こちらは不用額が336万円ほど出ているんですが、私が知っている限りだと、 予算編成時にはある程度決まった金額で予算計上すると思うんですが、何か途中で精算行為か何かがあって、戻りがあったのかなと想像したんですが、それがもしあればお知らせいただければと思います。

それから、18ページの更生医療と育成医療の関係なんですが、更生医療は8,700万円に対して47人ということで、1人当たりの金額が非常に大きいと思うので、自分が想像するには、多分人工透析が非常に多いのかなと思います。人工透析の人数が何人ぐらいいるのかというところをお知らせいただけたらなと思います。

それから、23ページ、就労相談の関係です。こちらは湘南地域就労援助センターと、あと役場でも就 労相談をなされているかと思うんですが、町外には行ける方は行けると思いますので、そちらは今回置 いておいて、役場で行っている就労相談の関係ですが、こちらの就労相談の件数を教えていただけたら なと思います。よろしくお願いします。

【岸本副委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 そうしましたら1点目の社協の不用額についてご説明いたします。今、委員におっしゃっていただいたとおり、通常は事業計画、事業額に基づいての補助という形になりますので、通常満額補助をさせていただく、申請に基づいた補助という形にはなりますが、今回コロナ禍で、先ほどもご説明いたしましたが、各種事業が中止ないしは縮小された状況で実施されたということで、福祉フ

ェスティバルという事業があるんですが、そちらが中止ということになりましたので、そちらに伴う事業計画の変更をいただきましたので、返還していただいた部分になっております。

それから、人工透析の2件目ですよね。

【岸本副委員長】 千野副主幹。

【千野副主幹】 人工透析の人数になりますが、全体の中では43名となります。

【岸本副委員長】 就労相談の件です。

中澤課長。

【中澤福祉課長】 3点目の町で出張相談、ハローワークと就労援助センターの方が、奇数月なんですが、お越しいただいて出張相談という形を平成28年からさせていただいています。昨年度の実績は3名の方にご利用いただいております。そのうち1名の方が、就労援助センターの登録にもつながっている実績がございます。

以上になります。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。社会福祉協議会の関係、事業がなくなったということで、こちらは不用額としてこれだけ出たということで理解しました。また、更生医療の関係につきましては、47人のうち43人が人工透析、多分生保の方がほとんどだと思います。生保は無保険ですから、1人300万円近くの金額がかかるというところで、こちらは理解しました。

あと、就労相談の関係なんですが、今2か月に1日というところなんですが、この辺でもう少し増や してほしいという要望は出ていないでしょうか。

【岸本副委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 ただいまのところ、皆さんに相談を受けてもらったときにアンケートみたいなものを取らせていただいている中では、具体的に回数を増やしてほしいというようなお声は伺っていないんですが、今コロナ禍ということもございますので、対面式の相談というやり方というのも、今後考えいかなければいけないかなとは思っております。ただ、就労に関しての相談というのは重要であります。障害者の方に自立していただくためのまず第一歩の相談という形にもなりますので、その辺は就労援助センター及びハローワークさんとも今後の相談体制も含めてご相談させていただきながら、回数も協議していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 先に言われてしまいました。確かに対面の就労相談というところを何かほかの感じでというところを、要は昨年度考えていなかったなというところも聞きたかったんですが、分かりました。 ぜひとも進めていただきたいと思います。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。 以上で、健康福祉部福祉課の審査を終わります。 暫時休憩いたします。会議の再開は14時35分でございます。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、健康福祉部高齢介護課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋部長。

【三橋健康福祉部長】 それでは、引き続きまして、高齢介護課が所管いたします一般会計及び介護 保険事業特別会計となります。説明につきましては長岡高齢介護課長が、また、質疑につきましては出 席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 それでは、健康福祉部高齢介護課所管の一般会計令和2年度決算につきまして、決算特別委員会資料(参考資料)一般会計により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、高齢介護課におきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんでした。それでは、説明させていただきます。決算書は71、72ページ、そして73、74ページでございます。3 款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費でございます。高齢介護課が所管いたします事業は、0007健康診査事業費と0009後期高齢者医療事業特別会計繰出金を除いたものとなってございます。説明資料は2ページをご覧ください。シルバー人材センター支援事業費です。これは公益社団法人寒川町シルバー人材センターに対し支援のための補助をいたしました。町シルバー人材センターに対する運営費補助と県シルバー人材センター連合会負担金です。支出は、負担金補助及び交付金で、そのうち県シルバー人材センター負担金は6万円です。補助金の内訳は主に人件費で、そのほかに消耗品費や用具備品の修繕費などです。シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の拡大と社会参加と生きがいの増進に努めるとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立されております。事業といたしましては、除草清掃、ふすま、障子、網戸の貼り替え、植木の剪定、広報紙のポスティングなどの仕事を請け負っております。令和2年度末現在の会員数は、男性190名、女性70名、合計260名でございます。

次に、3ページをご覧ください。敬老事業費は、高齢者に対しまして敬老祝い金を支給することにより敬老の意を表し、長寿を祝福し、合わせて福祉の増進を図ることを目的としております。敬老金につきましては、100歳の5名の方に3万円分、99歳の6名の方には1万円分、88歳の167名の方には5,000円分の寒川町共通商品券をお贈りしました。主な支出の扶助費は、敬老祝い金の共通商品券購入費です。消耗品費は、100歳の方へ町長訪問の際の花束代でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により訪問を自粛した残となっております。

次に、4ページをご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費は、シニアクラブの会員相互の 親睦や地域での生きがいと健康づくり推進のため、シニアクラブ連合会と各単位シニアクラブの活動を 支援したものです。支出は、シニアクラブ連合会への補助金となっております。補助金の内訳は、シニ アクラブ事務局職員1名の人件費を含むシニアクラブ連合会運営費と15単位クラブへの活動補助金です。 不用額は、新型コロナウイルス感染症対策として、総会や健康づくり事業の一部開催自粛による残及び 事務局職員の時間外勤務分の人件費の残でございます。

下の表をご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は

39、40ページの在宅福祉事業費補助金45万9,000円を充当しております。これは県補助金で、補助率は 県が定める補助基準額68万9,000円の3分の2でございます。シニアクラブ連合会は、令和2年度末現 在単位クラブが15、会員数は656名です。主な活動といたしましては、2年度は新型コロナウイルス感 染症の影響下でしたが、感染防止対策を行った上でシニア健康体操教室、いきいき健康教室を開催し、 健康維持、生きがいづくり、地域交流を図っております。

次に、5ページをご覧ください。旧措置者等利用者負担軽減事業費は、高齢の障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担減免などにより利用者の負担軽減を図るものですが、令和2年度は対象者がありませんので、実績はございません。

次に、6ページをご覧ください。ふれあいセンター運営経費は、寒川町ふれあいセンターの運営維持管理の経費です。需用費の修繕料は、同センターの電話交換機ユニットが経年劣化により電話が不通となり、これを修繕したものです。役務費は、建物の火災保険料です。委託料は、当施設の指定管理業務を町シルバー人材センターに委託して実施した施設管理運営委託料でございます。

次に、7ページをご覧ください。高齢者在宅福祉サービス事業費は、一人暮らし高齢者等の在宅生活 の支援を行うものであり、こちらにつきましては、5つの事業を委託して実施いたしました。1つ目の 一人暮らし老人緊急通報システム事業は、一人暮らし高齢者等の緊急事態に対し迅速な救援態勢が取れ るよう機器を貸与する事業で、令和2年度末現在の貸与件数は9件です。救急搬送に至った件はござい ませんでした。2つ目の寝たきり老人等個別じん芥収集事業は、寝たきりの高齢者などで家庭ごみを収 集場まで運ぶことが困難な世帯に対して家庭ごみを収集場まで運搬するとともに、安否確認を行う事業 です。令和2年度の利用は延べ486世帯3,436件でした。3つ目の一人暮らし老人等給食サービス事業は、 おおむね65歳以上の一人暮らしの方や食事の支度が困難な高齢者世帯、日中独居の方などに栄養バラン スに考慮した昼食の宅配サービスを行い、食生活の支援と同時に安否確認を行う事業でございます。令 和2年度の利用は延べ324人3,379件でございました。4つ目の寝たきり高齢者等おむつ代助成事業は、 在宅で常時紙おむつが必要とされている高齢者の方を介護している世帯に対して紙おむつ購入費用の一 部を助成し、経済的負担の軽減を図る事業です。常時おむつを必要としている介護世帯で、町民税額が 5万円以下の世帯で、負担額2分の1で月額上限を5,000円と定めております。令和2年度の利用は延 べ477人でした。5つ目の生活管理指導短期宿泊事業は、身体的には自立の高齢者ではあるものの、一 時的に養護する必要がある方に対し、養護老人ホームでの短期間の宿泊を提供することにより日常生活 を支援することを目的とした事業です。令和2年度の利用は1人でした。不用額は、利用数が見込みを 下回ったことによるものです。

次に、8ページをご覧ください。湘南広域社会福祉協会負担事業費は、養護老人ホーム湘風園の運営 推進を図るものです。養護老人ホーム湘風園は、藤沢、茅ヶ崎、寒川の2市1町で管理運営しておりま す。負担金補助及び交付金は、養護老人ホーム湘風園の運営費負担金で、内訳としまして施設整備費と して、備考欄記載の修繕1件、人件費の補助経費、新館建設費借入金元金返済額、法人運営費です。こ の費用負担割合は、藤沢市60%、茅ヶ崎市34%、寒川町6%になってございます。これは人口比で決ま ってございます。

次に、9ページをご覧ください。決算書は73、74ページになります。老人保護措置事業費は、身寄り

のない高齢者や様々な事情により家庭で生活することが困難な高齢者に生活する場を提供するもので、 老人福祉法第11条に規定されている養護老人ホームの入所措置費です。報償費は、入所判定委員会の謝 礼ですが、令和2年度につきましては入所候補者がなかったため、入所判定委員会の開催はありません でした。役務費は、入所措置費負担金の口座振替手数料、扶助費は、老人ホーム入所措置費です。扶助 費の不用額は、入所措置者の措置費額変更に伴う残によるものです。

下の表をご覧ください。老人保護措置事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は29、30ページの老人保護措置費負担金522万9,600円は、入所者からの負担金で、扶助費の入所措置費に充てております。次に、10ページをご覧ください。老人福祉事務経費は、老人福祉事業を担当する職員の事務経費で、旅費は、職員の普通旅費です。不用額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で出張による会議の開催が予定より少なかったことによる残でございます。

次に、11ページをご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険法第124条に基づき一般会計から介護保険事業特別会計の保険給付費、地域支援事業費、事務費、低所得者負担軽減分などへ負担割合に応じて繰り出したもので、支出科目は全額繰出金です。職員給与費と介護保険事業運営上の事務経費等につきましては、全額町の負担となっております。

下の表をご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金の特定財源です。歳入番号①、決算書は33、34ページの国庫支出金の低所得者保険料軽減負担金1,680万7,860円、歳入番号②、決算書37、38ページの県支出金の低所得者保険料軽減負担金844万345円とともに国、県から交付され、介護保険事業特別会計繰出金低所得者保険料軽減繰出金へ充ててございます。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。

次に、12ページをご覧ください。高齢者保健福祉計画推進事業費は、第7次高齢者保健福祉計画が令和2年度で計画期間が終了することから、次期の第8次計画の策定委託を行ったものでございます。

次に、13ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策事業費は、介護保険事業特別会計の一般会計予防事業費で行う予定だった介護予防の教室講座のうち、元気はっけん広場を土台に専門指導員や看護師から電話により介護予防の運動指導、健康相談等を受け、参加者が自宅で取り組む元気はっけん広場在宅版を実施したものです。11月からと1月からの2クールを行い、週1回を8回行うコースを4コース設け実施いたしました。参加者は、備考欄の記載のとおりでございます。

次に、14ページをご覧ください。過年度分国庫等返納金は、備考欄にありますとおり、平成28年度の 低所得者保険料軽減負担金返還金でございます。

次に、15ページをご覧ください。歳入の一般財源分について説明させていただきます。決算書は29、30ページの14款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料1節老人福祉使用料の行政財産使用料1万237円は、内訳として2つございます。1つは、寒川町ふれあいセンター地内にNTT東日本が設置する公衆電話1台と第一種電話柱1本分で6,170円の収入となっております。2つ目は、同センター内に町シルバー人材センターが設置する自動販売機があり、その使用料として4,067円となってございます。次に、決算書47、48ページの21款諸収入4項1目8節雑入の自動販売機等電気使用料1万6,790円は、

次に、決算書は同じく8節雑入のその他1,439円は、町ふれあいセンター内に設置された公衆電話の

町ふれあいセンター内に設置された自動販売機の電気使用料です。

使用料150円と、令和元年度指定管理料において誤って支出した支払い遅延金及び振込手数料の返還分 1,289円でございます。

次に、決算書は同じく2目過年度収入5節老人福祉費国庫負担金過年度収入13万4,795円は、令和2年度の国庫支出金低所得者保険料軽減負担金について精算したところ、負担金に不足があったため追加交付を受けたものでございます。

以上で、高齢介護課所管の一般会計の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 高齢介護課一般会計の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なきようであれば、一般会計の審査を終わります。

引き続き、高齢介護課の特別会計について執行部の説明を求めます。

長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 それでは、続きまして、健康福祉部高齢介護課所管の介護保険事業特別会計 令和2年度の決算につきまして、決算特別委員会説明(参考資料介護保険事業特別会計)により説明させていただきます。決算書は143、144ページの1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、高齢介護課介護保険担当職員13名分の人件費でございます。

下の表をご覧ください。職員給与費の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの職員給 与費等繰入金、歳入番号②、決算書は同ページ下ほどの雑入よりそれぞれ財源充当してございます。

続きまして、3ページをご覧ください。介護保険運営事業事務経費は、介護保険事業運営のための事務経費でございます。報酬は、介護保険運営協議会委員の報酬、旅費は、職員の普通旅費、需用費消耗品費は、窓口説明用のパンフレットなどの購入費、印刷製本費は、被保険者証等の印刷費です。役務費は、被保険者証等の郵送料や国保連合会専用回線使用料、国保連合会共同処理手数料でございます。委託料は、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料、使用料及び賃借料は、介護保険システム及び住基システムのコンピュータ借上料、負担金補助及び交付金は、介護サービス情報提供システム、県町村情報システム、介護保険指定期間管理システム等の負担金でございます。

下の表をご覧ください。介護保険運営事業事務経費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135ページから138ページのシステム改修費補助金、歳入番号②、決算書は139、140ページの事務費繰入金、歳入番号③、決算書は同ページの前年度繰越金よりそれぞれ財源充当してございます。

続きまして、4ページをご覧ください。2項徴収費1目賦課徴収費の介護保険料賦課徴収事務経費は、 介護保険料の賦課徴収に関わる経費でございます。需用費印刷製本費は、納入通知書、窓付封筒代等で す。役務費は、納付書等の郵送料と口座振替及び特別徴収に係る手数料です。委託料は、コンビニやモ バイルレジ等の収納代行委託料と納入通知書封入処理委託料でございます。

下の表をご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの諸証明手数料、歳入番号②、決算書は139、140ページの事務費繰入金、歳入番号③、決算書は同ページの第1号被保険者延滞金よりそれぞれ財源充当してございます。

続きまして、5ページをご覧ください。3項1目介護認定審査会費の介護認定審査会経費は、介護保険の要介護、要支援認定の申請を受けた場合に、認定調査員が本人と面接の調査をし、主治医の意見書を添えて認定審査会に諮り、審議し、その結果を通知するための経費でございます。報酬は、審査会の委員報酬で、審査会の開催回数は40回でした。また、審査判定に関わる大幅な制度改正が令和2年度にはなく、その研修会の出席報酬分と新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いがあり、認定の有効期間の延長の対応が行われたため、介護認定審査会の予定回数が60回から40回に減少し、不用額となってございます。報償費は、委員の内定者研修の受講謝礼で10名分を見込んでいましたが、委員の入替えが2名であったため不用額となってございます。旅費は、審査会委員の費用弁償、需用費の消耗品費は、プリンタのトナーカートリッジとドラムカートリッジ、用紙止め針の購入費、役務費は、認定審査結果通知書の郵送料でございます。

下の表をご覧ください。介護認定審査経費の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの 事務費繰入金、歳入番号②、決算書は同ページの前年度繰越金よりそれぞれ財源充当してございます。

続きまして、6ページをご覧ください。2目認定調査等経費は、要介護、要支援認定申請による介護認定審査会経費以外の認定調査等の事務経費でございます。報酬は、認定調査員4名の報酬、職員手当等は、認定調査員の期末勤勉手当、共済費は、認定調査員の社会保険料、旅費は、認定調査員の通勤手当と認定調査のための交通費、認定調査員の研修は、新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン研修となり、旅費は残となってございます。需用費消耗品費は、認定調査の用紙代とマスクなどの購入費、印刷製本費は、認定結果通知用の封筒代です。役務費は、主治医意見書、依頼書の送付と受取人払い等の郵送料の通信運搬費及び主治医意見書の作成手数料でございます。不用額につきましては、審査件数が見込みより少なかったことによる手数料の執行残でございます。委託料は、県外の施設に入所されている方の調査委託料、使用料及び賃借料は、調査時の病院等の駐車場利用と有料道路通行料でございます。

下の表をご覧ください。認定調査等経費の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの事務費繰入金、歳入番号②、決算書は同ページの雑入、歳入番号③、決算書139から142ページの要介護状態等の審査判定等に関する委託料よりそれぞれ財源充当してございます。

続きまして、7ページをご覧ください。決算書は145、146ページです。 2 款保険給付費 1 項 1 目介護 サービス等諸費の介護サービス事業費は、介護保険法第41条ほかの規定により要介護 1 から 5 までの方 に介護保険給付を行ったもので、介護サービス費の 9 割、 8 割、 7 割を現物給付及び償還払いしたもの でございます。サービス内容等につきましては、この後令和 2 年度介護保険事業の状況の中でご説明い たします。支出は全額負担金補助及び交付金でございます。

下の表をご覧ください。介護サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、決算書は同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの滞納繰越金普通徴収保険料、歳入番号④、決算書同ページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分と、歳入番号⑤、決算書は同じページの調整交付金の現年度分調整交付金、歳入番号⑥、決算書は同じページの介護保険災害臨時特例補助金の現年度分、歳入番号⑦、決算書137、138ページの介護保険災害時等臨時特例補助金の現年度分、歳入番号⑧、決算書は同ページの支払

基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑨、決算書は同ページの介護給付費交付金の過年度分、歳入番号⑩、決算書は同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑪、決算書は137から140ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分、歳入番号⑫、決算書は139、140ページの低所得者保険料軽減繰入金の現年度分、歳入番号⑬、決算書は同ページの基金繰入金からの介護給付費等準備基金繰入金、歳入番号⑭、決算書は同ページの繰越金の前年度繰越金、歳入番号⑮、決算書は141、142ページの第三者納付金よりそれぞれ財源充当してございます。保険給付費は、居宅給付費と施設等給付費とに分けられ、その財源割合は、居宅給付費は国が25%、県と町がそれぞれ12.5%、施設給付費は国が20%、県が17.5%、町が12.5%となっております。なお、国は調整交付金を含む割合となっております。残りの50%は被保険者分となり、居宅給付費、施設等給付費共に65歳以上の第1号被保険者は23%、40歳から64歳までの第2号被保険者は27%と設定されております。

続きまして、8ページをご覧ください。介護予防サービス事業費は、介護保険法第53条ほかの規定により要支援1、2の方に介護保険給付を行ったもので、介護サービス費の9割、8割、7割を現物給付及び償還払いしたものでございます。サービス内容等につきましては、さきの介護サービス事業費と同様に後ほどご説明申し上げます。支出科目は、全額負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。介護予防サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、決算書は同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書は同ページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号④、決算書は同ページの調整交付金の現年度分調整交付金、歳入番号⑤、決算書137、138ページの支払基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑥、決算書は同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑦、決算書は137ページから140ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分よりそれぞれ財源充当してございます。

続きまして、9ページをご覧ください。2項その他諸費1目審査支払手数料は、介護保険法第176条の規定により介護サービス等諸費の請求に伴う審査手数料です。国民健康保険団体連合会へ4万8,217件分を支払ってございます。支出は、全額役務費の手数料でございます。

下の表をご覧ください。審査支払手数料の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、決算書は同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書は同ページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号④、決算書137、138ページの支払基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書は同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑥、決算書は137から140ページの一般会計繰入金からの介護給付繰入金の現年度分よりそれぞれ役務費に充当してございます。

続きまして、10ページをご覧ください。 3 項 1 目高額介護サービス等費の高額介護サービス事業費は、介護保険法第51条の規定により要介護認定者に係る介護サービス費の利用負担額が高額な世帯に対し、所得に応じて高額介護サービス費を支給して利用者負担の軽減を図ったものでございます。全額負担金補助及び交付金です。実績は備考欄のとおりでございます。

下の表をご覧ください。高額介護サービス事業費の特定財源です。これらの財源、歳入番号①から⑥は、前段の審査支払手数料と同一の財源更正でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、11ページをご覧ください。高額介護予防サービス事業費は、介護保険法第61条の規定により要支援1、2の方に対する利用者負担額の軽減を図ったものでございます。実績は備考欄のとおりでございます。

下の表をご覧ください。高額介護予防サービス事業費の特定財源です。これらの財源、歳入番号①から⑥は、前段の高額介護サービス事業費と同一の財源更正でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、12ページをご覧ください。4項1目高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス事業費は、介護保険法第51条の2の規定により、要介護1から5の人で、先ほどの高額介護サービス費のほかに医療保険と介護保険を利用されている方で、医療費と介護サービス費の両方の額を合計し、定められた年額の限度額を超えた部分につきまして、介護保険該当額を高額医療合算介護サービス費として支給し、負担軽減を図ったものでございます。実績は備考欄のとおりでございます。支出は全額負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護サービス事業費の特定財源です。これらの財源、歳入番号 ①から⑥は、前段の高額介護予防サービス事業費と同一の財源更正でございますので、説明を省略させ ていただきます。

続きまして、13ページをご覧ください。高額医療合算介護サービス事業費は、介護保険法第61条の2の規定により、介護予防サービス費を利用されている方の医療費合算による負担軽減を図ったものでございます。実績は備考欄のとおりです。

下の表をご覧ください。介護医療合算介護予防サービス事業費の特定財源です。これらの財源、歳入番号①から⑥は、前段の介護医療合算介護サービス事業費と同一の財源更正でございますので、省略させていただきます。

続きまして、14ページをご覧ください。決算書は147、148ページです。 3 款地域支援事業費 1 項 1 目 介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援 1、2の方及び事業対象者の訪問介護、いわゆるホーム ヘルプと通所介護、いわゆるデイサービスの総合事業移行に伴い保険給付費から地域支援事業費に移行した分で、第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業として世帯の所得状況に応じ 9 割、8 割、7 割を現物給付し、介護予防に努めていただいたものでございます。実績は備考欄のとおりでございます。支出は、全額負担金補助及び交付金でございます。

下の表をご覧ください。介護予防・生活支援サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分と歳入番号④、決算書同ページの保険者機能強化推進交付金、歳入番号⑤、決算書は137、138ページの支払基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑥、決算書は同ページの県支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号⑦、決算書139、140ページの一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分、そして歳入番号⑧、決算書同ページの前年度繰越金よりそれぞれ負担金補助及び交付金に充当してございます。地域支援事業費の介護予防日常生活支援総合事業の財源割合は、国が25%、県と町がそれぞれ12.5%で、国は調整交付金を含む割合となってございます。残りの50%は、保険給付

費と同じに第1号被保険者が23%、第2号被保険者は27%となっています。

続きまして、15ページをご覧ください。2目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援1、2及び事業対象者の前段の介護予防・生活支援サービス事業を利用するためのケアマネジメントの費用でございます。実績は備考欄記載のとおりでございます。

下の表をご覧ください。介護予防マネジメント事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページの支払基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書同ページの県支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、そして歳入番号⑥、決算書139、140ページの一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ委託料に充当しております。

続きまして、16ページをご覧ください。2項1目一般介護予防事業費の介護予防事業費は、高齢者の生活の質の向上や心身機能の強化、改善や社会参加を促し、介護予防に努めていただくための事業の実施費用です。当初誰でも会場に集まれば参加できる元気はっけん広場や、地域の集いの場などに介護予防の専門知識を持った講師を派遣する介護予防講師派遣事業などを予定し、コロナ禍から実施可能な時期になり次第実施するよう準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、シニア元気ポイント事業を除き全て中止となりました。ただし、元気はっけん広場につきましては、一般会計のところでご説明しましたとおり、電話指導による在宅版に改編し、新型コロナウイルス対策事業として実施いたしました。支出につきましては、報償費は、次年度の介護予防事業者選定プレゼンテーションの評価者への謝礼等です。需用費の消耗品費は、介護予防事業参加者への通知用の封筒代です。役務費は、参加申込者への通知等の郵送料、委託料は、介護予防事業の実施委託料です。不用額は、新型コロナウイルス感染症予防のため事業の中止による執行残でございます。

下の表をご覧ください。介護予防事業費の特定財源です。歳入番号①から③、そして歳入番号⑤から ⑦は、前段の介護予防ケアマネジメント事業費と同一の財源更正でございます。これに歳入番号④、決 算書は137、138ページの国庫支出金からの介護保険保険者努力支援交付金を加え、充当先は資料記載の とおりとなってございます。

続きまして、17ページをご覧ください。3項包括的支援事業任意事業事業費1目包括的支援事業の地域包括支援センター事業費は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的ケアマネジメントを行う寒川町地域包括支援センターを運営するための委託料です。役場本庁舎での相談業務に加え、南部及び北部公民館で毎週1回ずつ出張相談を開催いたしました。また、南部公民館での出張相談については、10月からは常設とし、南部相談室と称し、相談業務を実施してございます。相談は、高齢者本人やその家族だけでなく、地域の人やケアマネージャーからも受けております。介護サービス計画を作るための本人の身体状況や課題を見つけていく過程で、本人のみならず家族も問題を抱えているケースを見つけ、その対応について相談を始めることもございます。このような場合は、包括支援センターの持つネットワーク、保健所や民生委員、自治会、関連部署などを活用しながら適切な機関を案内したり、町の関係部署などと連携して課題解決を図ったりしてございます。高齢者に関わる相談の窓口として社会福祉士や保健師など多職種

の職員を置き、それらが協働して相談に対応してございます。支出科目は全額委託料で、不用額は、予 定人員が確保できなかったことによる残でございます。

下の表をご覧ください。地域包括支援センター事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、そして歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの包括的支援事業費等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページの県支出金からの包括支援事業費等交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書は139、140ページの繰入金からの包括支援事業等繰入金の現年度分、そして歳入番号⑥、決算書同ページの繰越金の前年度繰越金よりそれぞれ委託料に充当しております。地域支援事業費の包括的支援事業任意事業費の財源割合は、国が38.5%、県と町がそれぞれ19.25%、第1号被保険者が23%です。第2号被保険者の費用負担はございません。

続きまして、18ページをご覧ください。2目任意事業費は、認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク事業や成年後見制度に係る費用、認知症啓発用チェックサイトの提供等を実施したものでございます。報償費は、介護相談員6名分の謝礼を計上いたしましたが、新型コロナウイルス感染拡大とその防止のため介護相談員の施設訪問を中止したため執行残となってございます。旅費につきましては、予定していました介護相談員の研修が中止になり、参加しなかったことによる残でございます。需用費の消耗品費は、認知症サポーター養成講座用の副読本の購入費、役務費は、成年後見申立ての費用と福祉用具、住宅改修理由書の作成手数料と相談員の傷害・損害保険料です。委託料は、認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク実施の委託料、使用料及び賃借料は、町ホームページに掲載中の「これって認知症?」という認知症のチェックサイトの提供に伴う使用料、扶助費は、成年後見制度利用の申立費用や報酬の支払いが困難な方に対して費用の扶助を行う成年後見人報酬費用扶助でございます。

下の表をご覧ください。任意事業費の特定財源です。歳入番号①から⑤までは、前段の地域包括支援 センターの事業費と同一の財源更正でございます。これに歳入番号⑥、決算書は139、140ページの諸収 入の雑入を加えまして、充当先は資料記載のとおりとなってございます。

続きまして、19ページをご覧ください。3目在宅医療介護連携推進事業費は、茅ヶ崎市と共同で行っている医療と介護の両方の援助が必要な人のために包括的に支援できるような仕組みの検討や研修を行う在宅医療介護連携推進事業を実施するための費用の本町分の負担金です。支出は、負担金補助及び交付金で、茅ヶ崎市へ支出してございます。不用額は、医師らがメンバーとなる医療介護連携推進部会や在宅ケア相談窓口検討グループなどの会議開催や多職種連携研修や住民向け研修会が、コロナ禍により予定どおり実施できなかったことによるものでございます。

下の表をご覧ください。在宅医療介護連携推進事業費の特定財源です。歳入番号①から⑤は、前段の任意事業費と同一の財源更正です。これらを本事業費に充ててございます。この在宅医療介護連携推進事業では、令和2年度は会議や検討を行う委員に医療職や介護職から派遣をお願いしていることから、対面での会議ではなく書面会議やウェブを活用した会議といたしました。また、多職種連携研修会につきましては、茅ヶ崎市、寒川町の新型コロナウイルス感染症に対する各職種の皆さんの忙しさを考慮いたし、ウェブによるセミナーを1回行ったものでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。決算書は149、150ページです。 4 目生活支援体制整備事業費

は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活していくために必要な生活支援サービスや介護予防サービスについて地域の実情に即した基盤の整備を図るために、寒川町生活支援介護予防サービス基盤整備推進会議を開催するとともに、生活支援コーディネーターを配置した事業でございます。支出の報償費は、推進会議委員の謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーター1名を配置したものです。

下の表をご覧ください。生活支援体制整備事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書135、136ページの国庫支出金の包括的支援事業等交付金の現年度分と歳入番号②、決算書137、138ページ、国庫支出金の介護保険保険者努力支援交付金、歳入番号③、決算書同ページの県支出金の包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は139、140ページの繰入金の包括的支援事業等繰入金の現年度分より、それぞれ資料記載のとおり財源充当いたしております。

続きまして、21ページをご覧ください。5目認知症総合支援事業費は、認知症状のある人ができるだけ住み慣れた環境で暮らし続けられるように、専門医や保健師らで構成する認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による活動を通して本人や家族の支援をいたしました。支出につきましては、報償費は、認知症初期集中チーム会議のサポート員への謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して認知症地域支援推進員を配置したものでございます。

下の表をご覧ください。認知症総合支援事業費の特定財源です。歳入番号①から④は、前段の生活支援体制整備事業費と同一の財源更正ですので、省略させていただきます。

続きまして、22ページをご覧ください。6目地域ケア会議推進事業費は、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ、民生委員児童委員協議会や介護サービス事業所連絡会や社会福祉協議会など多職種協働による会議を開催し、個別事例から地域包括支援ネットワークの構築と地域課題の把握などについて協議し、町としての課題を検討したものでございます。支出の報償費は、会議出席に伴う参加者への謝礼でございます。

下の表をご覧ください。本事業費の特定財源です。歳入番号①から④は、前段の認知症総合支援事業費と同一の財源更正ですので、省略させていただきます。

続きまして、23ページをご覧ください。 4 項その他諸費 1 目審査支払手数料の審査支払手数料は、要支援 1、2の方が総合事業の訪問介護と通所介護を利用した4,329件分の審査支払手数料でございます。 支出科目は、役務費手数料でございます。

下の表をご覧ください。審査支払手数料の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページの支払基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書同ページの県支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、そして歳入番号⑥、決算書139、140ページの一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ役務費に充当しております。

続きまして、24ページをご覧ください。2目高額介護予防サービス費相当事業費は、保険給付費の高額介護サービスに準じ自己負担が高額な世帯に対し世帯の所得状況により定められた額を超えた額につきまして給付を行い、利用者の負担軽減を図ったものでございます。実績は備考欄のとおりです。支出

科目は、全額負担金補助及び交付金となってございます。

下の表をご覧ください。高額介護予防サービス費相当事業費の特定財源です。歳入番号①から⑥は、 前段の審査支払手数料と同一の財源更正でございますので、省略させていただきます。

続きまして、25ページをご覧ください。3目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費は、介護給付費に準じ医療費と総合事業費の両方の額を合計し、定められた年額の限度額を超えた部分について給付し、利用者の負担軽減を図ったものでございます。該当は5件でした。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の特定財源です。歳入番号①から⑥は、前段の高額介護予防サービス費相当事業費と同一の財源更正ですので、省略させていただきます。

続きまして、26ページをご覧ください。4款1項基金積立金1目介護給付費等準備基金積立金の介護 給付費等準備基金積立金は、前年度決算に伴う介護保険料の余剰金を急激な保険給付費等の増による保 険料の不足の際に充当するために基金として積み立てておくもので、支出科目は、積立金となってござ います。令和2年度は、保険者機能強化推進交付金介護保険保険者努力支援交付金分を地域支援事業費 の財源とすることができたため、第1号被保険者保険料の余剰があり、その分も基金へ積み立てました。 令和2年度末の基金残高は、5億2,330万4,861円でございます。

下の表をご覧ください。介護給付費準備基金積立金の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書は139、140ページの繰越金の前年度繰越金よりそれぞれ積立金に充当しております。

続きまして、27ページをご覧ください。5款1項公債費1目利子の一時借入金利子は、介護保険事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合において金融機関から一時借入れを行った際の利子を支払うためのものです。令和2年度は借入れを行っておりませんので未執行でございます。

続きまして、28ページをご覧ください。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金です。償還金利子及び割引料は過誤納還付金で、令和元年度分以前の介護保険料過誤納還付未済分のうち36名分83件の保険料の還付金でございます。主な理由といたしましては、死亡、転出等の資格喪失及び新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免によるものでございます。

下の表をご覧ください。第1号被保険者保険料還付金の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの国庫支出金の現年度分調整交付金と歳入番号②、決算書は137、138ページの国庫支出金の介護保険災害等臨時特例補助金の現年度分、歳入番号③、決算書139、140ページの繰入金の事務費繰入金と歳入番号④、決算書同ページの繰越金の前年度繰越金より、それぞれ償還金利子及び割引料に充当してございます。

続きまして、29ページをご覧ください。決算書は151、152ページです。 2目償還金の介護給付費過年度分返還金は、令和元年度の国庫支出金、県支出金などを精算した結果、交付が多過ぎた分を返納したものです。また、交付金の報告内容を再点検したところ、平成30年度の国庫負担金の介護給付費負担金について修正があり、返還しております。支出科目は、全額償還金利子及び割引料です。内容につきましては、備考欄の記載のとおりです。

下の表をご覧ください。介護給付費過年度分返還金の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140

ページの繰入金の事務費繰入金、歳入番号②、決算書は同ページの繰越金の前年度繰越金より記載の充 当額を充当してございます。

続きまして、30ページをご覧ください。7款1項1目予備費につきましては、充用がありませんでした。

次に、31ページからの決算特別委員会提出資料令和2年度介護保険事業の状況につきましては、決算書の説明の後にさせていただきます。

続きまして、決算書の156ページをご覧ください。介護保険事業特別会計の実質収支に関する調書で ございます。1、歳入総額37億2,857万6,000円、2、歳出総額33億6,883万6,000円、3、歳入歳出差引 額3億5,974万円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、こちらはございません。5、実質収支額3億5,974 万円、6、実質収支額のうち地方自治法第133条の2の規定による基金繰入額、こちらはございません でした。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わらせていただきますが、引き続きまして、決算特別委員会提出資料の令和2年度介護保険事業の状況につきまして、タブレット資料31ページからご覧ください。 介護保険担当、仲手川副主幹より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 中手川副主幹。

【仲手川副主幹】 引き続きまして私から、31ページ以降の資料についての説明をさせていただきたいと思います。32ページをご覧ください。このページでは、令和3年3月末時点での認定者数等について掲載させていただいております。一番上の表です。こちらが認定者数になっております。全体として昨年同時期は1,948人でしたので、これと比べると86人の増で4.4%の増でした。全体の人数を基にすると、要支援1、2及び要介護1の比較的軽度と言われる認定度の方は985人で48.4%、要介護2及び3の中度と言われる認定度の方は568人で27.9%、また要介護4及び5の重度と言われる認定度の方は481人で23.7%でした。寒川町では、軽度と言われる方の割合が多い傾向があります。令和2年度末は、昨年同時期と比べ軽度で1.4ポイントの増でした。中度と言われる人は1.6ポイントの減でした。重度と言われる人については0.2ポイントの増でした。全体として重度と言われる要介護4の人は毎年全体の13から14%ぐらい、要介護5の人が9%ぐらいが、ここ2、3年の割合となっております。全体の人数に対する比ですので、実数としては増えていますが、全体のイメージとして重度の人はあまり割合としては増減がないというような印象が受けられると思います。

一方、軽度と中度の人を見ますと、実数の増減は軽度で70人の増、中度で8人の減でした。昨年同時期との比較では要介護2が減となっております。その分が軽度の増に置き換わったと見られます。年間での増は大半は軽度の増によるものでした。

次の3つの表については、介護サービスを利用した人、大きく3つのサービスグループごと、介護度 別に利用者数で表していて、令和3年3月の利用者を集計したものになっております。

最初の表は、居宅介護サービス、自宅にいて介護サービスを利用した人数です。居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスの利用者数合計の1,665人のうち1,177人の利用があり、サービス利用者の70.7%に当たりますので、大半の人が自宅でのサービス、また自宅から通いのサービスを利用していることが分かります。

その次は地域密着型サービスで、地域密着型認知症対応型のデイサービスやグループホーム、そして 28年4月からは定員が18人以下のデイサービスもこのグループになっております。寒川町の人が基本的 に利用できる地域密着型サービスを利用した人数です。おおむね180人ぐらいの利用ですが、令和2年 度は認知症グループホームが3月に1か所閉鎖しておりますので、その分利用が少なかったのが状況です。

その次の表は、施設介護サービスです。また、その次の表は、その施設区分ごとに介護度別に利用した人数を表したものになっております。施設サービスの利用者は、昨年度は利用者数に対して19.7%でしたが、今年度は20.4%と0.7ポイント増えました。施設介護サービスの利用者はじわじわと増えてきているという状況です。

32ページの一番下の表は、介護度別に利用者数と未利用者数を表したものです。令和3年3月の利用者の中で、複数のサービスを使用している人もいるため、軽度、中度、重度の区分での延べ人数となっております。要支援1、2及び要介護1の軽度の人は、利用者数が647人で、認定者は985人でしたので、65.7%の人が利用しています。また、要介護2及び3、中度の人は認定者568人のうち利用者が延べ596人でしたので、認定者のほとんどが介護サービスを利用していると考えられます。要介護4及び5の重度の人は、認定者482人のうち利用者422人でしたので87.7%、全体としては81.6%の利用者がいました。全体として、認定を持っている人の80%ぐらいの人に何かしらのサービスを利用していただいていると思います。軽度の人については、65%程度と、その中では低い利用でしたが、中度から重度の人については、何らかのサービスを利用していかないと生活が成り立っていかないという人も多く、そのため利用されている人が80%を超えているものと見ております。

続きまして、33ページをご覧ください。このページでは介護サービスごと、介護度別に介護給付として給付した実績を表にしております。上段に件数、下段に給付額となっております。毎月国保連合会を通して請求があったものをまとめております。

34ページをご覧ください。このページでは介護保険4施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院やショートステイを利用する人の食事、居住費について、本人負担衙原則なんですが、低所得と言われる人について負担軽減を行っております。その給付、不足給付費とも言いますが、この給付状況についてまとめたものです。

続いて、35ページから36ページになりますが、こちらの表をご覧ください。こちらの表につきましては、令和3年6月、サービス提供の保険料の段階別、要介護度別のサービス利用件数、給付額、サービス未利用者数を表にしたものになっております。保険料段階は、町で定めている10段階で表しております。この表につきましては、国保連合会の審査後、保険給付が終わったもので直近の月のデータとして6月分をまとめたものになります。32ページの一番下の表で概算の未利用者数を出しましたが、この表で保険料段階別で集計しても、各段階で20%前後の人がサービスを利用していない状況が分かります。それでも全体としては年々認定者が増え、それに伴いサービス利用者の実数が増え、給付費が増えているという状況が続いております。

以上で、令和2年度介護保険事業の状況の資料説明を終わります。

【岸本副委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 大変失礼いたします。先ほど私が申し上げた説明の中で、1か所だけ訂正が ございますので、それを申し上げさせていただきます。大変申し訳ございません。タブレット資料でいきますと、5ページでございます。こちらの介護認定審査会経費におきまして、報償費のところで、私 は先ほどの研修会の受講謝礼のことなんですが、10名分を見込んでおりましたというところですが、委員の入替えが3名であったため、その分不用でございましたが、ここの委員の入替えが2名でございます。

すみませんでした。2名と申し上げたんですが、正しくは3名でございます。委員の入替えは3名でございました。10名分を取っていたんですが、3名分で済んだということでございます。大変失礼いたしました。

以上をもちまして、高齢介護課からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたしますが、質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、7ページの介護サービスの事業のところなんですけど、執行率が見込みより下回ったということなんですけど、これを見ますと、令和2年度が87.2%ということですけど、その前年度は令和元年度は85%ということですけど、先ほどいろいろ説明がありましたけど、約2割の方が利用されていないということの要因の不用額が出たということでよろしいんでしょうか。確認を取りたいと思います。

あとそれと、包括支援センターのところなんですけど、人員が確保できなかったことで不用額が出た ということですけど、今の人員で対応できているのかどうか確認を取りたいと思います。

あと全体的な給付関係のところですけど、不用額が結構出ているんですけど、これに関して、どうしても保険料が高いと皆さんから言われるんですけど、こういう見込みをもうちょっと精度を上げて、保険料を引き下げるということに対応できないのかというところをお伺いします。

【岸本副委員長】 答えられますでしょうか。

仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 では、山田委員の1番目の介護サービス事業費の執行率が87.2%で、先ほど私の説明の中で、各介護度の中で2割ぐらい使っていない人がいるというのも要因の1つかというご質問だったかと思います。これについてなんですけれども、令和2年度は第7期の計画の一番最後の年度になってございました。7期については、6期の実績を読み込みながら高齢者数も超過していくという中から、認定者数も増えていくというような見込みを立て、認定者数が増えていく中でサービスを使われる方も増えていくというような、ざっくりとした表現になってしまいますけども、そういった見込みを立ててございました。実際には高齢者数についてはほぼ見込みどおりの結果だったところなんですけれども、認定者数については、見込みよりも大分少ない結果に終わってございます。それも1つの要因として見ております。認定者数が見込みよりも、そこまで増えなかったというところで、認定を取らないことには介護サービスというものは使えませんので、そこも見込みとの乖離というのも1つの要因かと思っています。

それと、2割ぐらいの使っていない人がいるということなんですが、これについては、割合的には毎年ほぼ同じぐらいの方が、認定は持っているんだけれども、実際にサービスは使っていない、今回の表は、特定の月だけを出して切り取っておりますので、ほかの月ですとちょっと違う状況もあるかもしれませんが、6月の利用というところでいきますと、昨年も大体同じぐらいの割合の方が未利用者という形で出ておりました。

以上です。

## 【岸本副委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 2つ目の包括支援センターの人員の不足というところでございますが、こちらにつきましては、2年度は非正規7名、臨時3名ということで、計10名で体制をつくってほしいということで考えていたところでございます。ところが結局ハローワークですとか、あるいは社協自身の広報紙に募集記事を何度も載せましたけれども、臨時職員の2名が最後まで埋まらなかったという状況で、その分の返還をしていただいたという内容でございます。こちらについて、欠の部分について、仕事的に回っていないんじゃないのかというようなご心配をいただきましたけれども、確かにこの部分が入りますと、潤沢というか、余裕を持って仕事が回せるという人員配分が考えられます。ただし、この業界が人手不足というところ、しかも正規ですと、かなりの応募とか紹介があるんですが、臨時になりますと、雇用的な不安定さというのもあるんでしょうか、そういう部分ではなかなか人が集まらなかったというのが現状でございます。実質には正規が7名、しかも有職看護師ですとか、ケアマネージャーですとか、保健師ですとか、そういう部分の求めていた職種については全部配置がされてございますので、そういう部分も含めまして乗り切ることができた、業務的に滞ることなく乗り切ることができたという報告を受けてございます。これからも鋭意欠員になっている部分につきましては、埋めていくというような形で報告も受けておりますし、私どももそれについては協力していきたいと考えてございます。

それからあと、3番目の不用額が全体的に多いので、保険料を当然下げられるのではないかというようなお話でございました。そちらにつきましては、先ほど資料の説明の中でも幾つかございましたけども、例えば介護予防事業につきましては、2年度は、コロナの関係で一切人を集めることがはばかられるというような状況で、本来ですとか、実施して、皆様にお集まりいただき、介護予防に努めていただくという事業を力を入れて展開する予定でございましたが、おおむねそちらが、先ほど申し上げました在宅版という電話による、リモートによる講座ぐらいしかできなくて、それがほとんどできなかったということによって余ってしまったものでございます。ですから、今年度、あるいは来年度、コロナ禍がどこまで収束するか分かりませんけれども、その1年間、あるいはここまでにコロナの対応というものにつきまして、あるいはワクチンの接種も進んでございますので、そういうコロナ対策というものがここで大きく備えることができるようになってきましたので、ぜひとも今年度以降からはそういうものを抑えながら、しっかり介護予防事業というものを本来どおりの内容で実施していきたいと思ってございます。

以上です。

【岸本副委員長】 山田委員。

【山田委員】 利用状況で約2割の方が利用されていないということで、時期的なものということも

あったみたいですけど、実際利用したくても使い勝手というか、なかなか使い勝手が悪いというところで、なかなか利用できないというところもあるのかなというところがあるんですけど、それに対しての相談事とか何かというのはないでしょうか。

【岸本副委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 その使い勝手や不満というところ、使えないというような、そういう苦情も 直接いただいてはございません。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 介護給付の関係で1件お伺いしたいんですが、多分要支援の部分にはなるかと思います。そのうち多分福祉用具の購入費の範疇に入るかと思うんですが、老人性難聴に対する補聴器の給付という部分は、今それには入っていないとは思うんですが、県とか国でそれを介護給付費の中に入れるような動きというのがあるかどうかというところを、分かっていれば、お教えいただきたいと思います。これは、要は陳情でも上がっていました。そういった中で、説明の中では障害者手帳を取って補聴器を購入するというお話があったんですが、私が個人的に思うには、老人性難聴なので、これは介護保険の範疇ではないかなと、実は昔からそう思っていたんです。その辺の情報とか、あと要請とか、そういったのがあると非常にいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【岸本副委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 今、山上委員のお話がありましたとおり、確かにそういうご要望を陳情というような形でいただいた部分もございました。今介護保険業界というか、制度では、それを制度の中に取り込んでいきましょう、助成していきましょうというような動きは見えてございません。ただ、今申し上げましたとおり、そこを施策として私どもでやっていくのかどうかという部分については、これからも他市町の取組ですとか、あるいはそれを必要としている方たちがどれほどいらっしゃるのかというのは、やはり注視していかなきゃいけないのかなと思っております。ただ、今介護保険の制度の中でどうしましょうかというような検討に上がっているかどうかということは、今まだ考えてございません。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で、健康福祉部高齢介護課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。16時20分に再開いたします。

\_\_\_\_\_

【岸本副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより健康福祉部保険年金課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋部長。

【三橋健康福祉部長】 続きまして、保険年金課が所管いたします一般会計と国民健康保険事業及び 後期高齢者医療事業特別会計となります。説明につきましては原田保険年金課長が、質疑につきまして は出席職員で対応いたします。よろしくお願いします。 【岸本副委員長】 原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 それでは、健康福祉部保険年金課所管の令和2年度一般会計の決算につきまして、決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、組織の見直しに伴い保険年金課の事業費の一部が健康づくり課に移管となりましたことにより、その部分の決算説明につきましては、健康づくり課にて行いますので、よろしくお願いいたします。また、決算書の数字は、健康づくり課との合計額になりますので、説明資料とは一部合わないところがあるため、その都度申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書は69、70ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費であります。タブレット資料は060保険年金課一般会計の2ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計繰出金になります。繰出金ですので、決算書は71、72ページになります。この決算書の数字は健康づくり課との合計額になります。この繰出金は、一般会計から国保特別会計へ事業費を繰り出すもので、繰出額の内訳は備考欄記載のとおりです。詳細につきましては、この後の国民健康保険特別会計のところでご説明させていただきます。

下表をご覧いただき、この繰出金の特定財源ですが、歳入番号1、決算書の33、34ページの国庫による保険基盤安定負担金の保険者支援分、1つ飛んで、歳入番号3、決算書の37、38ページの県費による保険基盤安定負担金の保険者支援分が共に交付されております。これは保険料の軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を国が2分の1、県及び町が4分の1を負担するものであります。その間の歳入番号2、県費による保険基盤安定負担金の保険料軽減分は、一定所得以下の世帯を対象として保険料を軽減した場合に交付され、その減額相当分の4分の3を県が、4分の1を町が負担するものであります。

次に、決算書は71、72ページ、3目老人福祉費であります。タブレット資料は3ページの後期高齢者 医療事業特別会計繰出金になります。こちらも繰出金ですので、決算書は73、74ページになります。これは、一般会計から後期高齢者医療特別会計へ事業費を繰り出すもので、繰出額の内訳は備考欄のとおりです。詳細につきましては、この後の後期高齢者医療特別会計のところでご説明させていただきます。下表をご覧いただき、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の特定財源でありますが、歳入番号1、決算書の37、38ページの後期高齢者医療基盤安定制度負担金は、一定所得以下の方に対して保険料を軽減した場合に交付されるもので、その減額相当分を県が4分の3、町が4分の1負担するものであります。次に、決算書は73、74ページの4目国民年金費であります。タブレット資料は4ページをご覧ください。年金事務は、日本年金機構藤沢年金事務所と連携しながら国からの法定受託事務の業務を進めております。年金制度の普及や制度への理解を深めていただくため、窓口での相談や広報紙での啓発、また保険料免除申請や学生納付特例等の手続を行っております。では、まず職員給与費であります。こちらは課長含む職員3名分の人件費であります。

下表をご覧いただき、職員給与費の特定財源でありますが、歳入番号1、決算書の37、38ページの国 民年金協力連携事務費委託金は、法定受託事務に付随する事務などに交付され、全て本事業に充てております。

歳入番号2、国民年金特別障害給付事務費委託金は、任意加入期間中に発生した障害給付事務に対し

て交付され、全て本事業に充てております。

歳入番号3、国民年金事務費委託金は、法定受託事務に対して交付され、本事業に充てるほか備考欄 記載の事業に充てております。

続いて、タブレット資料5ページ、年金事務経費ですが、これは国民年金の事務に係る経費であります。旅費については、説明会等出席のための普通旅費でしたが、備考欄記載のとおり執行しませんでした。需用費は、主に事務用品など、役務費は、年金事務所等事務連絡用の切手代、使用料及び賃借料は、年金システム借上料、償還金利子及び割引料は、令和元年度の国民年金事務費委託金の返納金であります。

下表をご覧いただき、年金事務経費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の37、38ページの国民年金事務費委託金は、本事業に充てるほか備考欄に記載の事業に充てております。

歳入番号2、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務費委託金は、本事業の中の年金生活者支援給付金関係のシステム改修費に充てております。

一般会計最後になります。タブレット資料6ページをご覧ください。国民年金推進事業費です。こちらは窓口対応業務のための会計年度任用職員1名分の報酬等であります。

下表をご覧いただき、国民年金推進事業費の特定財源ですが、歳入番号1、決算書37、38ページの国 民年金事務費委託金を本事業に充てております。

以上で、一般会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。何かありますでしょうか。 (「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なきようであれば、引き続き、国民健康保険事業特別会計の説明を求めます。よ ろしくお願いいたします。

原田課長。

【原田保険年金課長】 では、引き続き令和2年度国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明いたします。タブレット資料061国民健康保険特別会計の、まず参考資料として添付しております38ページからの国民健康保険事業状況につきましてご説明させていただきます。内容につきましては、過去5年間の国民健康保険事業概要で、今回は平成28年度から令和2年度までをまとめております。

では、タブレット資料の40ページをご覧ください。資料上段の1、国民健康保険加入状況です。中ほど国保の世帯数、2年度は一番下段ですが、6,658世帯、前年度比0.57%の増、被保険者数は1万512人で、こちらは1.08%の減で、人数としては後期高齢者医療保険への移行による減少が大きいと思われます。国保の加入率といたしましては、右になりますが、町人口の21.46%となっております。

次に、タブレット資料は41ページをご覧ください。下段の表 5、保険料現年分の推移ですが、こちらは保険料現年分の推移と収納率を記載しております。 2年度はコロナ禍となるのですが、1人当たりの収納額も増え、収納率も92.77%と前年度に比べ0.72ポイントも増加しております。

続きまして、42、43ページには歳入の決算状況、44、45ページには歳出の決算状況をそれぞれ記載しております。46ページから51ページにつきましては、医療の給付状況を記載しております。被保険者全体の医療給付の費用額は、件数の減とともに減っております。また、52ページには、高額療養費や出産

育児一時金、葬祭費、傷病手当金の状況、53ページには、保険料率、賦課限度額の推移、財政調整基金の状況を、54ページには、昨年度の国民健康保険運営協議会の開催状況等を記載しております。例年ですと、この後のページに神奈川県から提供される県内市町村の比較表等をおつけしているのですが、県の作成が遅れているということで、今回この委員会の資料としては添付することができませんでした。申し訳ありません。

それでは、国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明いたします。決算書は117、118ページの 1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費であります。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費ですが、職員給与費だけは健康づくり課の国保特別会計分も合わせておりますので、こちらの 給料、職員手当等共済費につきましては、担当職員9名分の人件費であります。

下表をご覧いただき、職員給与費の特定財源ですが、歳入番号1、決算書の113、114ページの職員給 与費等繰入金を充てております。これは給与費のほか国保の事務経費に要する費用を一般会計より繰り 入れるものです。

次に、タブレット資料3ページ、国民健康保険運営事業事務経費で、これは国保事務に関する事務経費であります。旅費につきましては、研修や会議出席のための普通旅費で、この旅費の決算書の数字は健康づくり課との合計額になります。需用費は、国民健康保険被保険者証などの印刷代等、役務費は、被保険者証等の郵送料、委託料は、システム改修委託料、負担金補助及び交付金は、県内市町村で共同運用しているシステムの改修費用分担金であります。

下表をご覧いただき、本事業費の特定財源ですが、歳入番号1、職員給与費等繰入金であります。 続いて、タブレット資料4ページ、診療報酬明細書共同電算委託事業費になります。これは、県内保 険者の共通事務を国保連合会に委託して共同で電算処理をする費用であります。この委託料の決算書の 数字も健康づくり課との合計額になります。

下表をご覧いただき、本事業費の特定財源は、歳入番号1、決算書の111、112ページの特別調整交付 金及び歳入番号2、決算書の113、114ページ、職員給与費等繰入金であります。

次に、タブレット資料5ページ、2目連合会負担金の国保連合会負担金につきましては、国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者が共同で国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的に設立された公法人である国保連合会の安定した運営を図るための負担金で、保険者が均等に負担する保険者割と被保険者数に応じて負担する被保険者割があります。

下表をご覧いただき、本負担金の特定財源ですが、歳入番号1、決算書113、114ページ、職員給与費等繰入金であります。

タブレット資料6ページ、2項徴収費1目賦課徴収費国保料普通徴収事業事務経費は、国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務経費であります。需用費は、納付書封筒などの印刷代等、役務費は、納付書、督促状等の郵送料や口座振替手数料、委託料は、コンビニやモバイルレジ、モバイルクレジットの収納代行業務委託料、使用料及び賃借料は、コンピュータシステム、これは住民情報システム等の借上料、負担金補助及び交付金は、財務会計システム共同利用負担金であります。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

下表をご覧いただき、本事務経費の特定財源ですが、歳入番号1、職員給与費等繰入金であります。

タブレット資料7ページ、3項1目運営協議会費、国保運営協議会運営経費につきましては、委員9 名分の報酬等であります。

下表をご覧いただき、本経費の特定財源ですが、歳入番号1、職員給与費等繰入金を充てております。 続いて、決算書は119、120ページ、タブレット資料は8ページをご覧ください。2款保険給付費であ ります。保険給付費につきましては、国保特別会計の約7割を占めておりますが、被保険者数の減少や コロナの影響による受診控えなどにより、実質額は昨年度より4,000万円ほど減少しております。

では、1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費です。これは一般被保険者の疾病及び負傷に対し保 険給付を行ったものです。

下表をご覧いただき、本事業費の特定財源ですが、歳入番号1、決算書は111、112ページ、県支出金の普通交付金を充てております。

タブレット資料9ページ、2目退職被保険者等療養給付費です。これは退職被保険者等の疾病及び負傷に対し保険給付を行うものですが、制度廃止に伴い対象者数の減少により支出はありませんでした。

タブレット資料10ページ、3目一般被保険者療養費です。これは一般被保険者の疾病、負傷に対し療養給付を受けないもの、柔道整復とかマッサージ、はり等の費用及び医療用装具の保険者負担費用の支給を行いました。

下表をご覧いただき、本事業費の特定財源ですが、歳入番号1の県支出金普通交付金を充てております。

タブレット資料11ページ、4目退職被保険者等療養費ですが、制度廃止に伴い対象者数の減少により 支出はありませんでした。

タブレット資料12ページ、5目審査支払手数料です。これは医療機関の診療費請求額について国民健康保険団体連合会等に委託している審査点検手数料であります。レセプト審査は全件実施しており、件数は18万1,379件であり、この審査による効果額は351万9,000円であります。

下表をご覧いただき、本事業費の特定財源ですが、歳入番号1、決算書の111、112ページの普通交付金及び歳入番号2、決算書の113、114ページ、職員給与費等繰入金を本事業に充てております。

続きまして、タブレット資料13ページ、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費です。一般被保険者の所得段階等に応じ一部負担金が一定金額を超えた場合、現金または現物給付するものです。

下表をご覧いただき、本事業の特定財源ですが、歳入番号1、普通交付金を充てております。

タブレット資料14ページ、2目退職被保険者等高額療養費ですが、制度廃止に伴い対象者数の減少により支出はありませんでした。

タブレット資料15ページ、3目一般被保険者高額介護合算療養費であります。これは一般被保険者の 医療保険及び介護保険の自己負担の合計が基準額を超えた場合に支給するものであります。

下表をご覧いただき、本事業の特定財源ですが、歳入番号1、普通交付金を充てております。

タブレット資料16ページ、4目退職被保険者等高額介護合算療養費ですが、制度廃止に伴い対象者数 の減少により支出はありませんでした。

タブレット資料17ページ、3項移送費1目一般被保険者移送費であります。これは疾病等により移動が困難な患者が緊急的な必要性があり、医師の指示により一時的に移送された場合に臨時給付されるも

ので、2年度は1件分であります。

下表をご覧いただき、本事業の特定財源ですが、歳入番号1、普通交付金を充てております。

タブレット資料18ページの2目退職被保険者等移送費は、制度廃止に伴い対象者数の減少により支出 はありませんでした。

続いて、決算書は121、122ページ、タブレット資料は19ページをご覧ください。 4項出産育児諸費 1 目出産育児一時金であります。これは被保険者が出産した場合、出産時 1 人につき42万円を支給するものです。不用額の理由は備考欄に記載のとおりです。

下表をご覧いただき、特定財源ですが、歳入番号1、決算書の113、114ページの出産育児一時金繰入 金で、出産育児一時金総額の3分の2を法定で繰り入れるものであります。

タブレット資料20ページ、国保葬祭諸費1目葬祭費は、被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った者に5万円を支給するもので、財源につきましては一般財源であります。

次に、タブレット資料21ページは、6項1目傷病手当金であります。これは新型コロナウイルスの感染等により労務に服することができなくなった被保険者に支給するものです。不用額の理由は備考欄に記載のとおりです。

下表をご覧いただき、特定財源ですが、歳入番号1、決算書の111、112ページの県支出金の特別調整 交付金を充てております。

タブレット資料22ページ、3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分につきましては、県が負担する県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するものであります。

下表をご覧いただき、特定財源ですが、まず歳入番号1、決算書の111、112ページの国庫補助金の災害時臨時特例補助金を全て充てております。歳入番号2、県支出金の保険者努力支援分は、保険料の収納率や保険事業等の実績に基づいて交付されるもので、全て本事業に充てております。歳入番号3、こちらも県支出金の特別調整交付金なんですが、先ほどの保険者努力支援分と特別調整交付金は、2年度はかなり増額となっているんですが、これは特に特定健診の受診率の増によるものが大きく、昨年度まで保険年金課におりました保健師さんたちの努力によるものかと思われまして、その活躍に関しては、この後の健康づくり課でお聞きになっていただければいいと思いますので、よろしくお願いいたします。歳入番号4も県支出金の県繰入金2号分で、保険料収納向上対策や医療費適正化対策の取組に対して交付されております。歳入番号5は、決算書の113、114ページになりますが、保険基盤安定繰入金保険料軽減分、歳入番号6は、保険基盤安定繰入金保険者支援分であります。歳入番号7、財政安定化支援事業繰入金は、高齢者が多いなど市町村の責めによらない理由による国保財政への影響を勘案して算出されるものです。歳入番号8、一般会計繰入金は障害の医療費助成、例えばひとり親医療費助成や小児医療費助成等の町単独事業の実施により国庫負担金の減額分を一般会計から繰り入れるものです。歳入番号9、国保財政調整基金繰入金は、国民健康保険の安定した財政運営を図るため積立額を確保しつつ保険料上昇抑制のため活用するものであります。

タブレット資料23ページ、2目退職被保険者医療給付費分につきましても、県が負担する県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するものであります。

タブレット資料24ページの2項後期高齢者支援金等分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため県へ納付するものであります。

下表をご覧いただき、特定財源ですが、歳入番号1、決算書の113、114ページの国保財政調整基金繰入金を充てております。

タブレット資料25ページ、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましても、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため県へ納付するものであります。

タブレット資料26ページ、決算書は121ページから124ページになります。 3項1目介護納付金分は、 国民健康保険被保険者のうち40歳から64歳までの方の分で、介護保険制度に要する費用に充てるため県 へ納付するものであります。

下表をご覧いただき、特定財源ですが、歳入番号1、国保財政調整基金繰入金を充てております。

タブレット資料28ページ、5款1項保健事業費1目保健衛生普及費の国民健康保険制度広報事業費につきましては、主に国民健康保険制度の広報用の小冊子やパンフレットなどの購入費であります。

タブレット資料29ページ、医療費通知事業費は、医療費適正化のために実施しているもので、年2回の医療費通知の郵送料です。この役務費の決算書の数字は健康づくり課との合計額になります。

下表をご覧いただき、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の111、112ページ、県繰入金2 号分を充てております。

タブレット資料30ページ、6款1項基金積立金1目保険給付基金積立金は、国保財政調整基金への積立金であります。これにより年度末基金残高は、備考欄のとおり、現金、債権合わせまして5億9,216万6,067円となります。

下表をご覧いただいて、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の113、114ページの国保財政 調整基金積立金利子を充てております。

タブレット資料31ページ、決算書は123ページから126ページなります。 7款1項公債費1目利子の一時借入金利子は、国保特別会計の運営で資金不足となった場合に、一時的に借入れをした際の利子で、令和2年度も借入れを行っておりませんので、支出はありませんでした。

タブレット資料32ページ、決算書は125、126ページ、8款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険料還付金であります。

続いて、タブレット資料33ページは、2目退職被保険者等保険料還付金で、2年度は支出がありませんでした。

タブレット資料34ページ、3目保険給付費等交付金償還金につきましても支出はありませんでした。 タブレット資料35ページは、2項1目指定公費負担医療立替金です。これは特例措置として一部負担 金を1割としている70歳から74歳までの被保険者の療養費の差額を一時町が立て替えるものですが、2 年度は支出がありませんでした。

タブレット資料36ページ、9款予備費になります。備考欄記載のとおり、過誤納還付金ほか3事業へ 充用しております。 続きまして、歳入の一般財源分についてご説明いたします。こちらは健康づくり課分も合わせた国保特別会計全体の数字となります。では、タブレット資料37ページ、決算書は111、112ページの1款国民健康保険料につきまして、予算現額9億158万2,000円に対し、調定額は12億7,823万478円、収入済額は10億4,913万5,540円、不納欠損は407世帯で5,125万1,310円、収入未済額は1億7,993万3,718円であります。1目一般被保険者国民健康保険料及び2目退職被保険者等国民健康保険料を合わせて現年分と滞納繰越分に分けてご説明いたしますと、現年分の収入済額10億47万238円から還付未済額197万4,550円を差し引いた実質収入額は9億9,849万5,688円で、調定額10億7,632万3,240円に対する収納率は92.77%となり、昨年度より0.72ポイントの増となっております。一方、滞納繰越分は収入済額4,866万5,302円から還付未済額11万5,540円を差し引いた実質収入額は4,854万9,762円で、調定額2億190万7,238円から不納欠損額5,125万1,310円を差し引いた額に対する収納率は32.23%となり、昨年度より3.24ポイントの増となっております。また、現年と滞納繰越分を合わせた全体の収納率は昨年度より2.18ポイント増加し、85.34%となっております。

次に、2款使用料及び手数料1項手数料1目証明手数料は、保険料納付状況証明書の交付手数料で、 収入済額は1,500円であります。

続いて、決算書は113、114ページの7款1項繰越金1目その他繰越金前年度繰越金であります。収入済額は5,755万131円であります。

次に、8款諸収入1項延滞金及び過料1目延滞金であります。収入済額は521万9,055円であります。 次の2項雑入は、決算書が113ページから116ページにわたりますが、まず1目一般被保険者第三者納付金です。これは交通事故による納付金で、収入済額は18万8,389円であります。2目退職被保険者等第三者納付金につきましては、実績がありませんでした。3目一般被保険者返納金保険給付費返納金は、国保の資格がなくなった後に国保を使って医療機関にかかったことによる医療費の返納金であります。収入済額は40万5,411円であります。過年度分保険給付費返納金及び4目退職被保険者等返納金につきましては、実績はありませんでした。6目雑入につきましては、会計年度任用職員の雇用保険料等で、収入済額は1万95円であります。

最後に、決算書の154ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入総額49億3,360万1,000円、歳出総額47億3,157万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額2億202万7,000円が実質収支額となります。

以上で、国民健康保険事業特別会計の決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 ここで暫時時間延長いたします。

説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。 山田委員。

【山田委員】 2点お伺いします。まず、令和2年度に関しては、たしか5%ほどの保険料の値上げだったと思うんですけど、それに対して今回の収支の調書で、約2億200万円プラスになっているというところで、これに関して保険料を値上げしなくてもよかったのではないかと思うんですけど、それについての見解をお伺いします。

あとそれと、説明書の22ページで、国からの交付金とかがありましたけど、この中で町独自の事業で、

国の負担金が減っているというところに関して、これというのは国に対していろんな要望とか何かとい うのは出しているのかお伺いします。

【岸本副委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 まず、1点目のご質問です。繰越金が2億200万円ほど残ったけども保険料の値上げは必要だったのかというご質問だと思いますが、今回繰越額は、県からの保険者努力支援分ですとか、特別調整交付金などの県負担金が増額したことによって、結果として繰越金として残ったものでありまして、もともと保険料を決めるときは、事業費納付金に基づいて保険料を算定しなければいけませんので、見込みとして結果的には県の負担金が多く入ってきたことによって繰越金は多く残りましたので、こちらの繰越金につきましては、一旦基金に積立てさせていただきまして、今後またコロナが落ち着いたときに事業費納付金が上昇するというような県の試算も出ておりますので、そういったときに適正に基金を運用してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 原田課長。

【原田保険年金課長】 2点目のご質問は、町の単独事業を行ったことにより国からの負担金が減額されたことのお話、そういうことですね。国が町へ国保として負担金を行う、そういう内容があるんですけれども、それを超えた町単独の、先ほど申し上げたひとり親医療費の助成だとか、小児医療費助成を行うことによって、国側としてはそこは認めていないので、負担金を抑えますということをされてしまうわけです。となると、国保側としては、町が行ったことですので、一般会計で、申し訳ありませんが、面倒を見てもらえませんかと、そういう話になって、財政側と長年交渉した末に、その分は一般会計から繰入れでいただくというお話にはなっております。

あとは要望しているか、これは、町は常に県を通じて毎年年度当初にも要望を出しておりますので、 県下そういうところをやっているところも全部同じなんですが、県を通じて国へ要望しているところで あります。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 それでは引き続き、後期高齢者医療事業特別会計の説明を求めます。 原田課長。

【原田保険年金課長】 それでは、令和2年度後期高齢者医療事業特別会計の決算についてご説明いたします。初めに、事業の概況について申し上げます。後期高齢者医療制度は、神奈川県内全ての市町村が加入する特別地方公共団体の神奈川県後期高齢者医療広域連合が主体となり、県内市町村と連携しながら制度の運営を行っております。当広域連合では、被保険者の資格の管理、保険料の決定、医療の給付などを行い、町では、保険料の徴収、各種申請や届出の受け付け、相談などの業務を行っております。町の被保険者は、令和3年3月末で6,375名、前年度より143名の増となっております。

後期高齢者医療保険料につきまして、決算書では127、128ページになりますが、収入済額は5億3,943万2,424円となり、前年度と比較しますと5,141万9,248円の増となっております。特別徴収、こちらは年金手引きのことなんですが、それと普通徴収、口座振替や現金払い、その収納額の割合は特別徴収が全体の40.03%、普通徴収が59.97%であります。現年度分の収納率は99.74%となっており、前年

度より0.16ポイント増加しております。また、時効等により徴収できなかった不納欠損額は60万9,290円となっております。

それでは、タブレット資料062後期高齢者医療事業特別会計の2ページ、決算書は131、132ページ、 1款総務費1項総務管理費1目一般管理費をご覧ください。職員給与費ですが、給料、職員手当、共済 費は、後期高齢者医療事務を担当する職員2名分の人件費であります。

下表をご覧いただき、職員給与費の特定財源ですが、歳入番号1、決算書の127、128ページの一般会 計繰入金事務費繰入金であります。

続いて、タブレット資料3ページ、後期高齢者医療事業事務経費です。報酬、職員手当、旅費につきましては、会計年度任用職員1名分の人件費、役務費は、保険証や申告勧奨などの郵送料、委託料は、システム改修委託料、使用料及び賃借料は、住民情報システム等の借上料、負担金補助及び交付金は、財務会計システム共同利用負担金であります。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。本事務経費の特定財源ですが、上の表の委託料のみ、下表の歳入番号2、決算書は129、130ページの国庫支出金高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を充てており、その他の経費は、歳入番号1、決算書は、戻りまして127、128ページの一般会計繰入金事務費繰入金を充てております。

次に、タブレット資料4ページ、診療報酬点検事業費です。これは診療報酬明細書、レセプトの内容 点検を国保連合会へ委託した手数料であります。保険者である後期高齢者広域連合において高額レセプ トの点検は実施しておりますが、その他の全レセプト点検を専門医が行うことにより医療費の適正化を 図り、250万1,838円の医療費を減額いたしました。

下表をご覧いただき、本事業費の特定財源ですが、歳入番号1、一般会計繰入金事務費繰入金を充て ております。

タブレット資料は5ページをご覧ください。2項1目徴収費、後期高齢者医療保険料徴収事業費は、 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務経費です。需用費は、保険料通知書等の印刷製本費、役務費 は、納付書、督促状等の郵送料や口座振替手数料、委託料は、コンビニやモバイルレジ、モバイルクレ ジットの収納代行業務委託料であります。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

下表をご覧いただき、本事業費の特定財源ですが、歳入番号1、決算書127、128ページの諸証明手数料、歳入番号2、事務費繰入金、歳入番号3、決算書は129、130ページの制度見直しに関する貸与事業補助金を本事業に充てております。

タブレット資料6ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、神奈川県の後期高齢者医療制度を運営するため、広域連合へ納付するものであります。

下表をご覧いただき、特定財源ですが、決算書は全て127、128ページになります。まず、歳入番号1、現年度分特別徴収保険料、歳入番号2、現年度分普通徴収保険料、歳入番号3、滞納繰越分普通徴収保険料の表中充当額を当てております。歳入番号4、後期高齢者医療広域連合事務費繰入金は、広域連合の事務にかかる経費分として一般会計から繰り入れて充当しております。歳入番号5、保険基盤安定制度繰入金は、保険料の均等割にかかる軽減分及び社会保険から移行してきた被扶養者の軽減分を補填するためのもので、この軽減額に対する負担割合は県が4分の3、町が4分の1でありますので、県負担分を町の一般会計で受け入れて、町負担分と合わせて一般会計からこの後期特別会計に繰り入れて充当

しております。歳入番号6、療養給付費定率負担分繰入金は、高齢者の医療の確保に関する法律98条の規定により町の被保険者の療養給付費見込額の12分の1を計上し、充当しております。歳入番号7、延滞金は後期高齢者医療保険料の延滞金であります。なお、歳入番号2、3、7の他事業への充当額等に記載の金額につきましては、出納整理期間に納付された保険料等で、翌年度へ繰越しをして広域連合納付金として支払うものであります。

では、タブレット資料7ページ、3款1項公債費1目利子の一時借入金利子ですが、令和2年度も一時借入れを行っておりませんので、支出はありませんでした。

タブレット資料8ページ、決算書は133、134ページ、4款諸支出金1項1目償還金及び還付加算金は、 過年度の保険料還付金及び還付加算金であります。

下表をご覧いただき、特定財源ですが、歳入番号1、決算書127、128ページ、一般会計繰入金事務費 繰入金を充てております。歳入番号2、決算書の127から130ページになりますが、保険料還付金を全て 充てております。

タブレット資料9ページ、5款予備費になります。備考欄記載のとおり償還金及び還付加算金へ充用 しております。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明いたします。タブレット資料は10ページ、決算書は129、130ページの5款1項1目繰越金であります。これは前年度からの繰越金で、2,505万2,806円であります。こちらは神奈川県後期高齢者医療広域連合納付金に全額充当するものであります。

最後に、決算書の155ページをご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入総額10億7,907万6,000円、歳出総額10億5,129万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額2,778万1,000円が実質収入額となります。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 以上、説明が終わりました。質疑がありますでしょうか。挙手にてお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なきようであれば、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。 以上で、健康福祉部保険年金課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日最後の審査になりますが、健康福祉部健康づくり課の審査に入ります。執行部からの説明をお願いいたします。

三橋部長。

【三橋健康福祉部長】 では、健康福祉部の最後になります健康づくりが所管いたします一般会計及 び国民健康保険事業特別会計となります。説明につきましては大平健康づくり課長が、また、質疑につ きましては出席職員で対応いたします。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 それでは、健康づくり課所管一般会計の令和2年度決算につきまして、ご説明いたします。説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料を基に行いますので、よろしくお願いいたします。また、参考資料といたしまして、健診や予防接種などの事業実績をまとめました令和2年度保健事業を合わせてタブレット資料として提出しておりますので、よろしくお願いいたします。健康づくり課所管の事業に関わる実績は、48ページ以降となります。なお、健康づくり課につきましては、組織の見直しに伴い、一部事業費が決算特別委員会説明資料の備考欄に記載の所管課のとおり変更となっており、決算書の額と異なっている部分がございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。決算書の69、70ページ、タブレット資料は2ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。これは一般会計から国保特別会計へ事業費を繰り出すもので、決算額は371万5,041円でございます。

続きまして、3目老人福祉費でございます。決算書の73、74ページ、タブレット資料は3ページをご覧ください。健康診査事業費でございます。これは令和2年度から開始いたしました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施及び75歳以上の高齢者の健康診査についての費用でございます。旅費は、担当者の研修旅費、需用費は、パンフレットや握力計等を購入するための消耗品費と高齢者健診用受診券、問診票等の印刷製本費でございます。役務費は、受診券の通知や訪問通知送付のための通信運搬費、国保連合会における審査支払手数料でございます。委託料につきましては、医師会等への健康診査に関わる委託料でございます。なお、主な不用額の理由については、資料記載のとおりとなっております。

続いて、下表をご覧ください。健康診査事業費の特定財源でございます。決算書の47、48ページ、歳 入番号1、広域連合高齢者健康診査事業費補助金は、健康診査に関わる委託料に、歳入番号2、広域連 合委託金は、旅費、需用費、役務費に充ててございます。広域連合委託金につきましては、本事業のほ か備考欄に記載の事業へ充ててございます。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、決算書の79、80ページ、タブレット資料は4ページをご覧ください。02健康増進事業費につきましては、健康維持や生活習慣病予防に関心を持ち適切な保健行動が取れるよう、健康手帳の交付、各種健診を行うとともに健康についての正しい知識を得ることで健康に対する心配や不安の解決を図るため、健康教育、健康相談、保健指導の各対象者へ事業の周知と勧奨を行ったものでございます。報酬は、健康教育における管理栄養士及び歯科衛生士を会計年度任用職員として雇うための賃金、報償費は、ロコモ予防教室開催に関わる講師謝礼、旅費は、会計年度任用職員の費用弁償、消耗品費は、健康増進事業に係るパンフレットやゴム印等の購入、印刷製本費は、がん検診の受診券、記録票等の作成、役務費は、健康診査事業における勧奨、再勧奨通知等を郵送するための料金などの通信運搬費、委託料は、成人の健康診査、がん検診及び歯科健診など健康診査に関わる委託料でございます。償還金利子及び割引料は、国庫補助金の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金に係る返納金となってございます。この返納金につきましては、補助金の受入れ後、年度末の実績報告により補助金額が確定することにより令和元年度分を返納することとなったものでございます。なお、主な不用額の理由については、資料記載のとおりとなっております。

続いて、下表をご覧ください。健康増進事業費の特定財源でございます。歳入番号1の新たなステー

ジに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、決算書の35、36ページでございます。この補助金5万6,000円は、需用費、役務費に充ててございます。補助率は2分の1となっております。

歳入番号2の市町村健康事業費補助金は、決算書の39、40ページでございます。この補助金101万6,000円は、報償費、需用費、役務費、委託料に充てており、補助率については、健康教育及び健康診査に関わるものが3分の2、肝炎ウイルス検診に関わるものが10分の10となっております。

続きまして、決算書は79、80ページ、タブレット資料は5ページをご覧ください。01保健衛生事務経費につきましては、保健衛生事務に関わる旅費、需用費、健康システムの借上料、協議会への負担金などの経費でございます。旅費は、保健師や管理栄養士といった専門職を対象とした研修に参加するための交通費等、需用費は、ハードディスク媒体を購入するための消耗品費、使用料及び賃借料は、健康システム借上げのためのリース料、負担金補助及び交付金は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び公益財団法人かながわ健康財団腎・アイバンクへの負担金でございます。当経費において特定財源の充当はございません。

タブレット資料6ページをご覧ください。02健康普及事業費につきましては、町民のライフステージに合わせた健康づくりを支援するため、町民が自主的に健康づくりや食育に取り組むための機会や場を提供し、町民一人一人の自分の健康は自分で守るという意識の促進を図ったものでございます。報償費は、さむかわ元気プラン推進委員会委員への謝礼、消耗品費は、食生活改善推進事業を実施するための器具の購入費、役務費は、さむかわ元気プラン次期計画策定のためのアンケート配布、回収郵送料、負担金補助及び交付金は、平成30年度より参加しましたME-BY0サミットに関わる負担金でございます。本事業において特定財源の充当はございません。

続いて、2目予防費でございます。タブレット資料の7ページをご覧ください。01高齢者予防接種事業費につきましては、感染症の予防や蔓延を防ぐため、65歳以上の方と60歳から64歳までの心臓、腎臓及び呼吸器に身体障害者手帳1級程度の障害のある方を対象としたインフルエンザ、及び65歳から5歳刻みで100歳までの方を対象とした肺炎球菌感染症の予防接種を行ったものでございます。消耗品費は、予防接種に関わる書籍の購入、印刷製本費は、インフルエンザ予診票の印刷代、役務費は、予防接種実施医療機関への通知に関わる通信運搬費、委託料は、インフルエンザと肺炎球菌の予防接種実施のための委託料、負担金補助及び交付金は、施設入所などの理由により契約医療機関以外において予防接種された方への償還金でございます。なお、不用額の理由については、備考欄記載のとおりとなっております。

続いて、下表をご覧ください。高齢者予防接種事業費の特定財源でございます。歳入番号1のインフルエンザ予防接種事業費補助金は、決算書の39、40ページでございます。この補助金1,594万1,300円は、インフルエンザ予防接種委託料に充当しており、予防接種1件につき2,300円の6,931名分でございます。続きまして、タブレット資料8ページをご覧ください。02予防事務経費につきましては、予防事業に関わる会議に出席するための旅費、予防事業に関わる冊子を作成するための経費でございます。旅費は、予防接種等に関わる会議に参加するための交通費、印刷製本費は、全戸配布いたします「健康だより」を作成するための印刷製本費でございます。

続いて、下表をご覧ください。予防事務経費の特定財源でございます。歳入番号1の広告掲載料は、

決算書の47、48ページで、「健康だより」に掲載した広告の掲載料となっております。広告掲載料は1 枠3万円で10件の掲載がございました。

続きまして、タブレット資料9ページをご覧ください。03感染症予防事業費につきましては、水害時等の伝染病予防や感染症発生時の蔓延防止のため床下等の消毒を委託により実施するものでございますが、令和2年度につきましては、消毒を必要とする事象が発生しなかったことから、予算の執行がなかったものでございます。

タブレット資料10ページをご覧ください。05新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な体制を整備するための費用でございます。消耗品費は、集団接種会場で使用するアクリル板やワクチン配送に使用する保冷バッグ等の消耗品費、医薬材料費は、殺菌消毒綿や生理食塩水の医薬材料費、委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種情報管理に対応するため既存の健康管理システムの改修、ワクチン接種券の作成、ワクチン接種専用コールセンター業務予約システム構築に関わる委託料でございます。備品購入費は、集団接種会場で使用する救急カート、プロジェクタの購入費でございます。

続いて、下表をご覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種事業費の特定財源でございます。歳 入番号1、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、決算書の35、36ページでござい ます。この補助金は、需用費、委託料、備品購入費に充ててございます。また、不用額の3億2,385万 5,689円のうち3億2,308万3,480円を令和3年度へ繰り越してございます。

続きまして、11ページをご覧ください。01救急医療体制充実事業費につきましては、休日夜間において病気、けが等による診療手当が必要なときに、いつでも医療機関で診療が受けられる救急医療体制の充実を図ったものでございます。負担金補助及び交付金は、眼科の初期救急医療を確保するため、茅ヶ崎医師会に交付した補助金でございます。また、休日及び夜間の診療については、令和元年度より茅ヶ崎市地域医療センターにおいて実施しており、運営母体である茅ヶ崎市に負担金として支出したものでございます。なお、負担額につきましては、前年度10月1日現在の市町の人口により案分したもので、負担率は16.667%でした。不用額の理由につきましては、記載のとおりでございます。本事業において特定財源の充当はございません。

タブレット資料12ページをご覧ください。02地域医療体制充実事業費につきましては、医学医術の研さん及び地域医療の充実を図るため、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎・寒川薬剤師会の3団体に対し事業費補助を行ったものでございます。また、質の高い医療確保のための看護師確保対策の一環として、茅ヶ崎市及び寒川町の1市1町が、藤沢市医師会が設立した看護専門学校に対し補助金により支援したものでございます。負担金補助及び交付金については、ただいま申し上げました3団体及び湘南看護専門学校に対する補助金でございます。

続いて、下表をご覧ください。地域医療体制充実事業費の特定財源でございます。歳入番号1のまちづくり寄附金は、決算書の43、44ページに記載しており、その一部の79万円を湘南看護専門学校への補助金に充当したもので、こちらは財政課よりまとめてご説明したものとなります。

続きまして、タブレット資料13ページをご覧ください。01食品衛生事業費につきましては、寒川町自 治食品衛生協会会員の知識、技術の向上を通じて町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実 を図るために行ったもので、負担金補助及び交付金については、同協会に事業費補助を行ったものでご ざいます。本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、3目保健施設費でございます。タブレット資料の14ページをご覧ください。01健康管理センター維持管理経費につきましては、町の健康増進事業、健康診査事業、母子保健事業等の実施拠点となります健康管理センターの維持管理に関わる経費でございます。消耗品費は、健康管理センターの南側の駐車場及びゲートボール場の土地賃貸借契約書に添付する印紙代、役務費は、施設の火災保険料でございます。委託料は、指定管理者であります社会福祉協議会への指定管理料、使用料及び賃借料は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地借上料と、町職員が事業ために使用するコピー機の借上料でございます。当経費への特定財源の充当はございません。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明いたします。タブレット資料15ページをご覧ください。 決算書は29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料でございます。01保健衛生使 用料の行政財産使用料につきましては、健康管理センターの屋外に1台、屋内に1台、計2台の自販機 設置に関わる使用料と、年始の3日間に寒川神社参拝客を対象といたしました駐車場の運営に関わる駐 車場用地の使用料で、使用者はどちらも社会福祉協議会でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 2点お伺いします。まず、3ページの健康診査事業費なんですけど、今回見込みより も少なかったということなんですけど、これに関してどういうことを健康診査でやっているか、それと 集団でやっているのか、もしくは個別に医療機関に行ってやっているのか確認を取りたいと思います。

それと11ページの救急医療体制事業費なんですけど、これは茅ヶ崎の救急医療センターに負担金を出していると思うんですけど、これは寒川町からの利用者というのはどれぐらいいるのかというのをお聞きしたいと思います。

以上です。

【岸本副委員長】 一島技幹。

【一島技幹】 では、1点目の健康診査についてお答えいたします。まず、見込みより少なかったということでございますが、健診自体は個別接種でやっております。時期は9月から令和2年度から11月までの4か月間にわたってということで実施してまいりました。受診率なんですけれども、大体38%を目指してやってきたんですけれども、そのために期間も1か月間延長はしたものの、去年についてはコロナ禍であるということが、非常に大きな要因の1つだったかなと認識しております。ですが、38%を目指しながら実績については届かなかったということはありますけれども、高齢者健診の神奈川県自体の平均は大体25、26%といったところなので、そういった意味では、町はそれよりも、ある意味では大きく上回っているので、高齢者の皆さんも、コロナ禍でありながらも健康意識を持ち続けて健診を受けてくださったのかなということで理解しております。

1点目については、以上です。

【岸本副委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 茅ヶ崎市地域医療センターの利用者数というお尋ねだったかと思います。 令和2年度につきましては、寒川町の利用者が250名となってございます。

【岸本副委員長】 山田委員。

【山田委員】 健康診査事業なんですけど、コロナ禍でどうしても利用者の受診が少なかったということなんですけど、国保の運営協議会の中でもいろいろと話は聞いていますけど、これは、どうしても受診者が少ないというのは、1つは、ほかのところで健康診断とか受けていると、どうしてもこっちに来ないということもあると思うんですけども、これに関しては、これから工夫してやっていただきたいと思います。

それと、地域医療センターの約250名ということでありましたけど、これに関しては了解しました。 これは要望として。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 私も3ページの健康診査事業費の関係でお伺いしたいんですが、不用額が、委託料なんですが、400万円強ということなんですが、今お答えいただいた38%の受診率を目指したということで、当初の予算というのが、38%を見込んだ委託料を計上していたのか、単純に100%来たら絶対に足りないかなって思ったので、その辺はどうなんでしょうか。

【岸本副委員長】 一島技幹。

【一島技幹】 38%なんですけれども、予算の現段階では、38%という数字は意識して算出しております。高齢者の数、要は対象の人数ですとか、あと細かく申し上げれば、委託料に関しては、医師会と調整しながらということであるので、計算上ぴったりということはなかなかいかないまでも、諸事情を勘案して38%ということで意識しながら予算の編成には当たりました。38%という数字なんですけれども、ここのところ高齢者健診自体の受診率が下降傾向に実はありまして、そういった事柄が町の健康づくりにはマイナス要因じゃないかということをそもそも認識しておる中で、高齢者の一体的な事業を開始しました。高齢者健診の受診率が下降する本当に直前が38%だったんですね。なものですから、そこをまず回復させるということが必要なんじゃないかということで、38%という数字に少しこだわりを持って予算編成いたしました。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 質問の仕方が適切じゃなかったら止めてください。どの項で質問できるかというと、難しいんですが、あえて言うなら、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に係るところなのかもしれませんけれども、本当にこの課の皆さんは、この1年大変だったかと思われます。また、今年度もこれから冬を迎えるに当たって、いろいろなほかの症状とかも出てきますし、国の動きも去年予算を組んだ段階では予想できなかったところもいろいろあったでしょうから、この決算の中で昨年1年、本当にいろんな業務に追われて大変だったと思いますので、苦労したところというんじゃないんですけど、適切

だったかと聞いちゃうと難しいんですけれども、大変でしたかという所感をお聞かせいただければなと 思います。

【岸本副委員長】 三橋部長。

【三橋健康福祉部長】 実は今年の健康づくり課の、私も含め、課長、一島技幹も前の課にはおりませんで、新しいメンバーになりました。原は兼務でいたんですけども、私は違う立場で見てはおりました。体制に想像がつかず、十分な体制が組めたのかどうかというのは難しいところもあるんですけども、その中でも前任の方々に努力していただいて、準備を整えていただいたと思います。今私たちはそれで実際に事業をやっていますけども、なかなか不確定なところが多くて、日々これからも流動的な部分もありますので、苦労する面はこれからもあるとは思うんですけども、前任の方をよく引き継いで、これまで事業を進めてきた経験を生かして、今後も頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 詳しくは違う場でやるべきなんだと思いますが、この皆さんに倒れられてしまっては本当に大変なことになりますので、決算というからには適切に運営されなければならないですし、また次につなげていくべきだと思いますから、現状これまでやってきたこの1年の状態をちゃんと把握したいので、どこかで聞ければなと思いますけれども、何かあったら言ってください。

【岸本副委員長】 何かほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なきようであれば、一般会計の質疑を打ち切ります。

引き続きまして、国民健康保険事業特別会計の説明を求めます。

大平課長。

【大平健康づくり課長】 引き続き、令和2年度国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明いたします。なお、一般会計のご説明の際にも申し上げましたが、組織の見直しに伴い一部事業費が決算書の額と異なっている部分がございますので、よろしくお願いいたします。

決算書の117、118ページ、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、タブレット資料は2ページ、 国民健康保険運営事務経費は、国保事務に関する事務経費でございます。旅費につきましては、研修や 会議出席のための普通旅費でございます。

下表をご覧いただき、需用費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の113、114ページ、職員給与費等繰入金は、本事業に充てているほか備考欄記載の事業に充てております。

次に、タブレット資料は3ページをご覧ください。診療報酬明細書共同電算委託事業費は、県内保険 者の共通事務を国保連合会に委託して共同で電算処理する費用でございます。

下表をご覧いただき、需用費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の111、112ページ、特別調整交付金は、本事業に充てているほか備考欄記載の事業に当てております。

続きまして、決算書の123、124ページ、5款保健事業費1項保健事業費1目保健衛生普及費、タブレット資料は4ページをご覧ください。医療費通知事業費は医療費適正化のために実施しているもので、 役務費につきましては、年2回のジェネリック差額通知重複投薬通知の郵送料でございます。ジェネリ ック差額通知の効果額は266万5,316円でございます。

下表をご覧いただき、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の111、112ページ、県繰入金2号分で、本事業のほか備考欄記載の事業に当てております。

タブレット資料は5ページをご覧ください。2項1目特定健康診査等事業費でございます。40から74歳までの被保険者を対象に、7月から8月、そして2月と実施いたしました特定健診の費用でございます。需用費につきましては、パンフレット購入代、特定健康診査受診券等の印刷製本費、役務費では、郵送料と国保連合会への審査支払手数料、委託料では、医師会への健康診査委託料と受診率向上事業の委託料でございます。

下表をご覧いただき、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書111、112ページの特別調整交付 金、歳入番号2、特定健診等負担金は、委託料に充てているほか備考欄記載の事業に充てております。

続いて、タブレット資料は6ページをご覧ください。特定保健指導事業費でございます。特定保健指導は、令和2年度特定健康診査受診者2,804人のうち361人が該当者となり、そのうち46人延べ127人に保健指導を実施、重症化予防保健指導では、令和元年度特定健診受診者2,504人のうち77人が該当者となり、そのうち20人延べ60人に保健指導を実施いたしました。報酬、職員手当等共済費につきましては、会計年度任用職員の報酬、職員手当、共済費、報償費では、運動講座の講師謝礼、旅費では、会計年度任用職員の費用弁償、需用費では、指導用の教材費、役務費は、郵送料と国保連合会へのデータ管理手数料でございます。

下表をご覧いただき、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書111、112ページの特別調整交付金は、報償費と需用費に充てているほか備考欄記載の事業に充てております。歳入番号2の特定健診等負担金は、役務費に充てているほか備考欄記載の事業に充てております。歳入番号3、決算書113、114ページの職員給与費等繰入金は、報酬、職員手当等共済費、旅費に充てているほか備考欄記載の事業に充てております。

以上で、国民健康保険事業特別会計の決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑はございますでしょうか。 山田委員。

【山田委員】 では、1点お伺いします。特定保健指導ですね。延べ60名の方が指導を受けたということで、これに関してどういう指導を行ったのか、また、それに対して効果が出たのかというのをお伺いします。

【岸本副委員長】 一島技幹。

【一島技幹】 特定健診からの保健指導における効果のことをお答えいたします。まず、保健指導の内容ですけれども、保健指導は、何しろ生活習慣病を予防するということが明確にありますので、その生活習慣を食事、食べる物、あと活動、動くことの、この2本を軸に保健指導の中身を組み立てています。指導の方法ですけれども、携わるスタッフは保健師、管理栄養士、この2職種が主になっておりまして、該当する人は、皆さん、生活習慣病は生活習慣改善だということをよくご存じの方々ばかりなので、ご自分の生活習慣の癖を見つけて、それをご自身で、ここをやればいいんだなという解決策を明確にする、そこまでの道のりがとても長くかかります。1年ぐらいにわたってやりますので、それを時に

1対1の指導、時に少しグループ化した中でのグループセッションみたいなことを設けながらやらせていただいているというのが保健指導のおおむねの内容になります。

効果については、大体特定保健指導については、受けた人が翌年の特定健康診査でご自身でも効果判定をしていただくように働きかけをさせていただいております。そうすると体重が少なくなる、内臓脂肪が減ったということの自覚とともに、ほかの検査値も改善してという方々も、やっぱりいらっしゃるので、ただ、引き続き足かけ1年やってきたけれども、もう一回2年、3年継続しましょうという方もいらっしゃいます。また、傍ら糖尿病は非常に大きな病気なので、糖尿病の血糖値が改善している方も保健指導を利用した方にはいらっしゃるというのが現状です。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 タブレット5ページなんですけども、お伝えの仕方下手だったら申し訳ありません。 よろしくお願いします。対象者が7,424人で、受診者が2,104人で、受診率が37.8%と出ていますけども、 受診されていない方がいらっしゃるじゃないですか。その方は後ほどできるとか、そういうのは予算の 中に入っているんでしょうか。

【岸本副委員長】 一島技幹。

【一島技幹】 健診を受診されなかった方ということのご質問でよろしいですよね。まず、当該年度に健診の機会は、お一人様1回ということは大前提にありまして、受診しそびれてしまうという方がいらっしゃいます。ですので、寒川の場合は、その期間を2分割しております。前半が6、7、8、去年はコロナ禍もありまして、できない実施期間がありましたけれども夏、後半は2月という形で、受けられなかったという方は、そこで2月に機会を活用してもらえるような期間設定をしております。ですので、予算については、寒川町で1人1回という中で、受診率をここまでは持っていきたいという目標の中で数字というんですかね、受診率を考えながら予算は立てております。

答えになっておりますでしょうか。以上です。

【岸本副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 ありがとうございます。その2回があって、例えばちなみにそれを逃してしまった場合には、もう受診ができないという形になるんですか。

【岸本副委員長】 一島技幹。

【一島技幹】 年度の中ではそうです。前半と後半の2回の期間の中で受けられなかった方は、当該 年度では特定健診の受診をする機会はないまま終わるということです。

【岸本副委員長】 他にございますですか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。 暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

2日目の審査が無事終了いたしました。本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

いよいよあと2日から最後の総括質疑という流れになりますけども、2日目がこういう形で終わりますので、総括質疑の準備を着々と進めていっていただきたいなと、このように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、明日、明後日、16日には出していただくような形になるかなと思いますので、準備をひとつよろしくお願いしたいと思いますし、また、そのための質疑をしていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、もう一点は、討論を本会議場でやっていただくような形になりますけども、討論につきましても、考えていっていただきたいなと思いますし、委員の皆さんと相談もしながらということになりますけども、副委員長を中心によく相談していただいて、そして賛成討論、反対討論も決めていきたいなと思いますので、そのような話合いも進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日の審査までで皆さんから何か気がついたことはございますか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 いずれにしましても、あと3日間頑張っていかなければならないと思いますので、 お互いに何かありましたら声かけしながら、しっかりと審査してまいりたいと思いますので、よろしく お願いしたいと思います。

それでは、明日また9時から3日目の審査に入ってまいりたいと思いますので、どうか十分の準備をしていただいて、3日目に備えていただきたいと思います。よろしくどうぞよろしくお願いいたします。以上をもちまして、決算特別委員会の2日目の審査を終了いたします。どうもありがとうございました。

## 午後5時54分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 3年11月26日

委員長 関口光男